

伊勢崎市地域防災計画

令和3年12月

伊勢崎市防災会議

伊勢崎市地域防災計画目次

1. 総 則

総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 防災の基本理念	1
第3節 総合計画との関連	2
第4節 用語の定義	2
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第6節 伊勢崎市の概況	9
第7節 伊勢崎市の地震環境	11
第8節 過去の主な災害	14
第9節 被害の想定	19
第10節 本計画の修正	23

2. 風水害・雪害、震災 災害予防編

災害予防	25
第1章 災害に強いまちづくり	25
第1節 河川の整備	26
第2節 農地防災事業の推進	28
第3節 雨水施設の整備	29
第4節 水防計画の策定	29
第5節 災害に強いまちづくりの推進	30
第6節 建築物の安全性の確保	31
第7節 雪害の予防	32
第8節 指定緊急避難場所・指定避難所等・ 災害時一時集合場所（一時避難地）及び避難路の整備	34
第9節 ライフライン施設等の機能の確保	35
第10節 液状化対策	37
第11節 危険物施設等の安全確保	38
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	39
第1節 避難誘導體制の整備	39
第2節 災害危険区域の災害予防	43
第3節 災害未然防止活動体制の整備	45
第4節 情報の収集・連絡体制の整備	46
第5節 通信手段の確保	47
第6節 職員の応急活動体制の整備	49
第7節 防災関係機関の連携体制の整備	50
第8節 防災中枢機能等の確保	52

第9節	救助・救急及び保健医療体制の整備	54
第10節	消火活動体制の整備	56
第11節	緊急輸送活動体制の整備	58
第12節	避難の受入体制の整備	60
第13節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	64
第14節	広報・広聴体制の整備	65
第15節	二次災害の予防	66
第16節	複合災害対策	67
第17節	防災訓練の実施	68
第3章	市民等の防災活動の促進	70
第1節	防災思想の普及	70
第2節	市民の防災活動の環境整備	74
第4章	要配慮者対策	78
第1節	要配慮者対策	78
第5章	その他の災害予防	84
第1節	文化財の災害予防	84
第2節	帰宅困難者対策	85
第3節	災害廃棄物対策	87
第4節	罹災証明書の発行体制の整備	87
3.	風水害・雪害 災害応急対策編	
	災害応急対策（風水害・雪害）	89
第1章	災害発生直前の対策	90
第1節	警報等の伝達	90
第2節	避難誘導	98
第3節	災害未然防止活動	102
第2章	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	103
第1節	災害情報の収集・連絡	103
第2節	通信手段の確保	113
第3章	活動体制の確立	114
第1節	災害警戒本部の設置等	114
第2節	災害対策本部の設置	116
第3節	災害対策本部の組織	118
第4節	職員の動員計画	126
第5節	広域応援の要請等	129
第6節	自衛隊への災害派遣要請	133
第4章	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	136
第1節	災害の拡大防止及び二次災害の防止	136
第5章	救助・救急及び医療活動	138

第1節	救助・救急活動	138
第2節	医療活動	140
第6章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	143
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	143
第2節	交通の確保	144
第3節	緊急輸送	148
第7章	避難の受入活動	152
第1節	指定緊急避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営	152
第2節	応急仮設住宅等の提供	155
第3節	広域一時滞在	158
第4節	県境を越えた広域避難者の受入れ	159
第8章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	161
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	161
第9章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	163
第1節	保健衛生活動	163
第2節	防疫活動	165
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	167
第10章	被災者等への的確な情報伝達活動	168
第1節	広報・広聴活動	168
第11章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	170
第1節	社会秩序の維持	170
第2節	物価の安定及び消費者の保護	171
第12章	施設、設備の応急復旧活動	172
第1節	施設、設備の応急復旧	172
第2節	公共土木施設の応急復旧	172
第3節	電力施設の応急復旧	173
第4節	ガス施設の応急復旧	174
第5節	上下水道施設の応急復旧	175
第6節	電気通信設備の応急復旧	176
第13章	自発的支援の受入れ	177
第1節	ボランティアの受入れ	177
第2節	義援物資・義援金の受入れ	179
第14章	要配慮者対策	181
第1節	要配慮者の災害応急対策	181
第15章	その他の災害応急対策	183
第1節	災害警備活動	183
第2節	農林水産業の災害応急対策	185
第3節	学校の災害応急対策	186

第4節	文化財施設の災害応急対策.....	188
第5節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策.....	189
第6節	労働力の確保.....	191
第7節	災害救助法の適用.....	192
第8節	動物愛護.....	194
4.	風水害・雪害 災害復旧・復興編	
	災害復旧・復興（風水害・雪害）.....	196
第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	196
第2節	原状復旧.....	197
第3節	計画的復興の推進.....	198
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	199
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	202
第6節	公共施設の復旧.....	203
第7節	激甚災害法の適用.....	204
第8節	復旧資金の確保.....	207
5.	震災 災害応急対策編	
	災害応急対策（震災）.....	209
第1章	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保.....	210
第1節	地震情報の収集・連絡.....	210
第2節	災害情報の収集・連絡.....	213
第3節	通信手段の確保.....	223
第2章	活動体制の確立.....	224
第1節	災害警戒本部の設置等.....	224
第2節	災害対策本部の設置.....	226
第3節	災害対策本部の組織.....	228
第4節	職員の動員計画.....	236
第5節	広域応援の要請等.....	240
第6節	自衛隊への災害派遣要請.....	243
第3章	救助・救急、医療及び消火活動.....	246
第1節	救助・救急活動.....	246
第2節	医療活動.....	248
第3節	消火活動.....	250
第4章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	251
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	251
第2節	交通の確保.....	252
第3節	緊急輸送.....	256
第5章	避難の受入活動.....	260
第1節	避難誘導.....	260

第2節	指定緊急避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営	263
第3節	応急仮設住宅等の提供	266
第4節	広域一時滞在	269
第5節	県境を越えた広域避難者の受入れ	271
第6章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	273
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	273
第7章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	275
第1節	保健衛生活動	275
第2節	防疫活動	277
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	279
第8章	被災者等への的確な情報伝達活動	281
第1節	広報・広聴活動	281
第9章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	283
第1節	社会秩序の維持	283
第2節	物価の安定及び消費者の保護	284
第10章	施設、設備の応急復旧活動	285
第1節	施設、設備の応急復旧	285
第2節	公共土木施設の応急復旧	285
第3節	電力施設の応急復旧	286
第4節	ガス施設の応急復旧	287
第5節	上下水道施設の応急復旧	288
第6節	電気通信設備の応急復旧	289
第11章	二次災害の防止活動	290
第1節	二次災害の防止	290
第12章	自発的支援の受入れ	292
第1節	ボランティアの受入れ	292
第2節	義援物資・義援金の受入れ	294
第13章	要配慮者対策	296
第1節	要配慮者の災害応急対策	296
第14章	その他の災害応急対策	298
第1節	災害警備活動	298
第2節	学校の災害応急対策	300
第3節	文化財施設の災害応急対策	302
第4節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策	303
第5節	労働力の確保	305
第6節	災害救助法の適用	306
第7節	動物愛護	308

6.	震災 災害復旧・復興編	
	災害復旧・復興（震災）	310
	第1節 復旧・復興の基本方向の決定	310
	第2節 原状復旧	311
	第3節 計画的復興の推進	312
	第4節 被災者等の生活再建の支援	313
	第5節 被災中小企業等の復興の支援	316
	第6節 公共施設の復旧	317
	第7節 激甚災害法の適用	318
	第8節 復旧資金の確保	321
7.	事故災害 県外の原子力施設事故対策編	
	県外の原子力施設事故対策	323
	第1章 災害予防	324
	第1節 基本方針	324
	第2節 情報の収集・連絡体制の整備	324
	第2章 災害応急対策	325
	第1節 情報の収集・連絡	325
	第2節 空間放射線量率モニタリング等の実施	325
	第3節 市民等への情報伝達・相談活動	325
	第4節 水道水、飲食物の摂取制限等	326
	第5節 風評被害等の未然防止	327
	第6節 各種制限措置の解除	327
	第3章 災害復旧対策	328
	第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表	328
	第2節 風評被害等の影響軽減	328
	第3節 健康への影響と対策の検討	328

1. 総 則

総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、伊勢崎市防災会議が策定するものであり、伊勢崎市、伊勢崎市の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における風水害・雪害、火災及び震災並びに感染症に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、市民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

第 2 節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

1. 総則

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は発災後、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 総合計画との関連

市の総合計画「第2次伊勢崎市総合計画」は平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成36年度（2024年度）を目標年度として策定されており、これに基づいて各種の施策が実施されている。

防災に関しては、総合計画基本構想のまちづくりの大綱の基本政策3「市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる」においてその施策が位置づけられている。

地域防災計画は、総合計画の基本理念を踏まえ、防災施策、防災関連施策及びその他の施策を含めて、防災まちづくりの観点から体系化したものであり、市域の範囲において、防災関係機関や市民の役割も対象とした計画とする。

第4節 用語の定義

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画 基本法第40条の規定に基づき、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。
- 4 水防計画 水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、水防管理者（市長）が作成する伊勢崎市水防計画をいう。
- 5 災害対策本部 基本法第23条第1項の規定に基づき、市の区域に災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合に、伊勢崎市地域防災計画の定めるところにより市長が設置する伊勢崎市災害対策本部をいう。
- 6 本部長 基本法第23条第2項の規定に基づき、市長をもって充てる伊勢崎市災害対策本部長をいう。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 伊勢崎市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。
7	消防、水防その他の応急措置に関すること。
8	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10	施設及び設備の応急復旧に関すること。
11	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	伊勢崎市防災会議に関すること。
16	伊勢崎市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 伊勢崎市消防本部

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	火災、水災及びその他災害の救助・救急情報に関すること。
2	火災、水災及びその他災害の予防、警戒及び防衛に関すること。
3	人命の救助及び救急に関すること。
4	危険物施設及び火気使用設備器具等の許認可及び立入検査に関すること。

1. 総則

3 群馬県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊勢崎行政県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方部内の総合調整に関する事。 2 地震、気象情報の受領及び伝達に関する事。 3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関する事。 4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関する事。 5 市町村との連絡調整に関する事。 6 緊急通行車両の確認事務に関する事。 7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関する事。 (ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。) 8 生活必需品の調達及び供給に関する事。 9 その他地方部内各班に属しない事項に関する事。
伊勢崎保健福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生、環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関する事。 2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生、環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関する事。 3 飲料水の供給に関する事。
伊勢崎土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する事。 2 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事。 3 水防計画の実施に関する事。
伊勢崎警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助及び避難の誘導に関する事。 2 広報活動に関する事。 3 行方不明者の捜査に関する事。 4 地域の安全活動に関する事。 5 災害時の犯罪情報の収集に関する事。 6 災害による死体の検視に関する事。 7 災害時の犯罪の捜査に関する事。 8 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関する事。 9 交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関する事。 10 緊急通行車両の確認事務に関する事。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 (利根川上流河川 事務所八斗島出張 所)	1 管轄する河川の工事計画及び管理に関すること。 2 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 3 河川施設等の防災対策に関すること。 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 5 災害時における復旧用資材の確保に関すること。 6 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 7 災害時のための応急復旧用資材の備蓄に関すること。 8 災害発生後の速やかな現地調査に関すること。 9 被災施設の迅速かつ適切な復旧に関すること。
農林水産省 関東農政局 (群馬県拠点ほか)	1 災害予防 (1) ダム、ため池、頭首工、地すべり防止施設等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食糧の供給に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 (2) 被災農業者等に対する資金の融通に関すること。 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
厚生労働省 群馬労働局 (伊勢崎公共 職業安定所)	1 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 2 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
厚生労働省 群馬労働局 (前橋労働基準監督 署伊勢崎分庁舎)	1 事業場における労働災害の防止に関すること。
国土交通省 関東地方整備局 (高崎河川国道事務所 ほか)	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。

1. 総則

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
国土交通省 関東運輸局 (群馬運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関する事。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関する事。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。
気象庁 東京管区气象台 (前橋地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解推進、防災知識の普及啓発に関する事。
国土地理院	<ol style="list-style-type: none"> 1 位置の基準を定め、位置を測るための社会資本を整える事。 2 基本的な地図や地表画像を整え、提供すること。
警察庁 関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。 4 警察通信の確保及び統制に関する事。
総務省 関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援サービス(M I C - T E A M)による災害対応支援に関する事。 3 災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
財務省 関東財務局 (前橋財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関に対する非常金融措置のあつせん、指導等に関する事。 2 災害復旧事業費の査定立合いに関する事。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。
厚生労働省 関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の被害状況の収集及び伝達に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事。
林野庁 関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関する事。 2 災害復旧用木材(国有林材)のあつせんに関する事。
経済産業省 関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事。 2 鉦山に関する災害防止及び災害事の応急対策に関する事。
国土交通省 東京航空局 (東京空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機による輸送に係る安全の確保に関する事。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。

5 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (伊勢崎郵便局)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれら施設等の保全に関する事。 2 災害特別事務取扱に関する事。 (1) 救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 指定避難所等における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項。
東日本電信電話株式会社 (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
株式会社NTTドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社(群馬総支社)	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部 伊勢崎地区)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
群馬テレビ株式会社 株式会社エフエム群馬 いせさきFM放送株式会社	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
東日本高速道路株式会社 (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 2 緊急交通の確保に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 (高崎支社) 東武鉄道株式会社 東武ステーションサービス株式会社	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
都市ガス事業者 (伊勢崎ガス株式会社)	1 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 2 都市ガスの供給の確保に関する事。
(公社)群馬県医師会 (一社)伊勢崎佐波医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯科医師会 (一社)伊勢崎歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。

1. 総則

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)群馬県L P ガス協会 (伊勢崎支部)	1 L P ガス設備の保安の確保に関する事。 2 L P ガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関する事。
(一社)群馬県バス協会 群馬中央バス(株) 伊勢崎営業所 国際十王交通(株)	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。
(一社)群馬県 トラック協会 佐波伊勢崎支部	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
佐波伊勢崎農業 協同組合	1 共同利用施設の保全に関する事。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。 3 市が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 2 被災傷病者の救護に関する事。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
(福)伊勢崎市社会 福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。 2 義援金品募集及び配分に関する事。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事。
伊勢崎商工会議所 群馬伊勢崎商工会	1 被災事業者に対する支援に関する事。 2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事。 4 物価の安定についての協力に関する事。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
学校法人	1 児童、生徒等の安全の確保に関する事。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関する事。
危険物等施設 の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関する事。 2 周辺住民の安全の確保に関する事。
(一社)群馬県 建設業協会 伊勢崎支部	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関する事。
農業用排水施設 の管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。
伊勢崎市市長会	1 市が行う応急対策についての協力に関する事。 2 義援金品募集及び配分に関する事。
伊勢崎管工設備 協同組合	1 水道施設の復旧対策に関する事。 2 災害時における飲料水の供給対策に関する事。
伊勢崎市薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関する事。

第6節 伊勢崎市の概況

1 地勢の特性

本市は、群馬県南部、関東平野の西北部に位置し、東西が13.1km、南北が18.4km、面積は139.44km²である。位置は、東経139度11分、北緯36度18分にあり、前橋市、高崎市、桐生市、太田市といった群馬県の主要都市に囲まれ、その中央部に位置している。

赤城山麓の南面に位置し、北部に一部丘陵地があるほか、全体としてはほぼ平坦地であり、南部には利根川が流れ、その支流である広瀬川、粕川、早川などの河川がほぼ南に向かって流れている。

2 気象の特性

伊勢崎市の年平均気温は約15℃で年間降水量は約1,200mmとなっている。

北から西にかけて、赤城、子持、榛名などの諸峰が屏風のように連なり、冬は北西の季節風（からっ風）が強く吹く。夏は雷雨が多く、大地に潤いを与え、農作物に好影響を及ぼしている。

大規模な被害をもたらす気象災害は、台風又は梅雨前線による風水害が主であるが、その他局地的に晩霜や降雹^{ひょう}、大雪等の自然災害が発生する。

季節別に気候の特徴と発生が多い気象災害について述べると、次のとおりである。

(1) 冬 期（12月～2月）

西高東低の冬型気圧配置が続く時期で、北西の季節風が強く吹き、晴天の日が多く雨量は少なく乾燥する。この期間は、災害の少ない時期ではあるが、乾燥による火災の発生が多く、時に強風被害もある。また、稀に大雪に見舞われる（平成26年雪害）。

(2) 春 期（3月～5月）

移動性高気圧に覆われる時期で、天候は変化しやすく、降雨量も増し、前半は北西の季節風が強い。

この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風による風害も多く、後半は雹害^{ひょう}も生ずる。

(3) 梅雨期（6月～7月前半）

日本付近には前線が停滞しがちで曇雨天が続く。雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることがある。

この期間は水害が多くなり、雹害^{ひょう}の発生も多い。また、雷に伴う突風害もある。後半には台風が接近することもある。

(4) 盛夏期（7月後半～8月）

夏型の安定した天気が続き、気温が高く、雷雨の発生が多い。

また、台風の接近回数が次第に増え、大規模な被害をもたらすことがある。雹害^{ひょう}は梅雨期より少なくなるが、突風・旋風害は多くなる。なお、少雨高温により干害が発生することもある。

(5) 秋 期（9月～11月）

残暑型から秋霜を経て後半は移動性高気圧に覆われる。

台風がわが国に接近する回数が最も多いのがこの時期である。したがって、大規模な風水害をも

1. 総則

たらずことが多い。なお、前半には雷雨に伴う^{ひょう}雹害などもあるが、11月になると気象災害は少なくなる。

3 交通及び通信連絡に関する特性

(1) 交通

前橋市、高崎市、桐生市、太田市といった県内主要都市の中央に位置する本市は、北関東自動車道、国道17号（上武道路）、国道50号、国道354号、国道462号、さらに主要地方道前橋館林線をはじめとして中心市街地から周辺地域へ放射状に伸びる県道などの幹線道路網にも恵まれ、優れた交通条件を備えている。

なお、災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、市は、県防災計画に定めるもののほか、警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路としている。

(2) 通信連絡

有線通信施設は、災害時には寸断される危険性があり、特に都市間の通信連絡の断絶が懸念される。したがって、無線通信施設の整備・拡充と各種通信施設の有機的連携を図る必要がある。

第7節 伊勢崎市の地震環境

地震防災対策を講じる上で、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、本市の地震環境について群馬県地域防災計画（平成29年3月）及び県地震被害想定調査報告書（平成24年6月）から抜粋加筆し記載する。

1 県内の地質

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布している。また、県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布している。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれる。

地質構造では、西隣の長野県内を糸魚川・静岡構造線が通り、フォッサマグナの東縁の可能性があると考えられる柏崎・銚子線が県北部から南東部にかけて分布する。

2 活断層の分布

群馬県北西部の県境付近には活火山周辺に長さ約4kmの短い活断層が、県北東部の片品川流域に長さ約7～9km程度の活断層（片品川左岸断層）が、それぞれ分布する。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められる。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する全長約23kmの平井・櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布する。県内では、平井・櫛挽断層帯の内、神川断層、平井断層（の一部）が発達している。

地震調査研究推進本部（2005）は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井・櫛挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらをあわせた全長約82kmの断層帯を関東平野北西縁断層帯とし、断層帯の長期評価を行っている。また、連続的に分布する深谷断層と綾瀬川断層（北部）をあわせて関東平野北西縁断層帯主部と定義した。また、その後に行われた調査及び研究成果により、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関する新たな知見が得られたため、関東平野北西縁断層帯を深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価を行った。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層（磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層）をあわせた全長約69kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。

県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層（長さ約9km）や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層（長さ約18km）が挙げられる。

群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約52kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約58kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。

3 過去の地震被害

本県に被害をもたらした主な地震は次表のとおりである。

1. 総則

発生年月日	地震名 [地域] (震 源)	M	震 度	被害状況
1916. 2. 22 (大正 5)	・ ・ ・ (浅間山麓)	6. 2	3 : 前橋市昭和町	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部損壊109戸
1923. 9. 1 (大正12)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	4 : 前橋市昭和町	負傷者 9 人、家屋全壊49戸 半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5 : 前橋市昭和町	死者 5 人、負傷者55人 家屋全壊166戸、半壊1, 769戸
1964. 6. 16 (昭和39)	新潟地震 (新潟県沖)	7. 5	4 : 須田貝通報所・前橋市昭和町	負傷者 1 人
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5. 4	5 弱 : 板倉町板倉 4 : 沼田市西倉内町・片品村東小川・桐生市織姫町	家屋一部損壊 64戸
2004. 10. 23 (平成16)	平成16年新潟県中越地震 (中越地方)	6. 8	5 弱 : 片品村東小川・高崎市高松町・渋川市北橋町	負傷者 6 人 家屋一部損壊1, 055戸
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9. 0	6 弱 : 桐生市元宿町 5 弱 : 沼田市白沢町・前橋市富士見町・高崎市高松町・桐生市新里町・太田市西本町・渋川市赤城町・明和町新里・千代田町赤岩・大泉町日の出・邑楽町中野	死者 1 名、負傷者41名、住宅半壊 7 棟、住宅一部損壊 17, 246棟

本表に見るとおり、本県を震源とする被害地震は少ない。

しかし、「類聚国史」(892年)に菅原道真によって撰修された歴史書によれば、818年(弘仁9年)に上野国に地震による大きな被害が生じたとの記録があり、北関東においても巨大地震が発生する可能性は否定できない。

一方、群馬県外で発生した地震による被害としては、相模湾から房総半島南東沖のプレート境界で発生した 1923年(大正12年)の関東地震、及び、日本海側のいわゆる日本海東縁ひずみ集中帯で発生した 1964年(昭和39年)の新潟地震や 2004年(平成16年)の新潟県中越地震によるものがある。また、太平洋沖の日本海溝沿いのプレート境界で発生した 2011年(平成23年)の東北地方太平洋沖地震でも、群馬県内で被害が発生している。

4 最近の地震活動の特徴

栃木県との県境(皇海山付近)から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域で、定常的に小規模な地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅いところに見られる地震活動の中で最も活発である。

この地域には火山がいくつかあるが、これらの火山と地震活動との関係は明らかでない。

5 地表のゆれやすさ

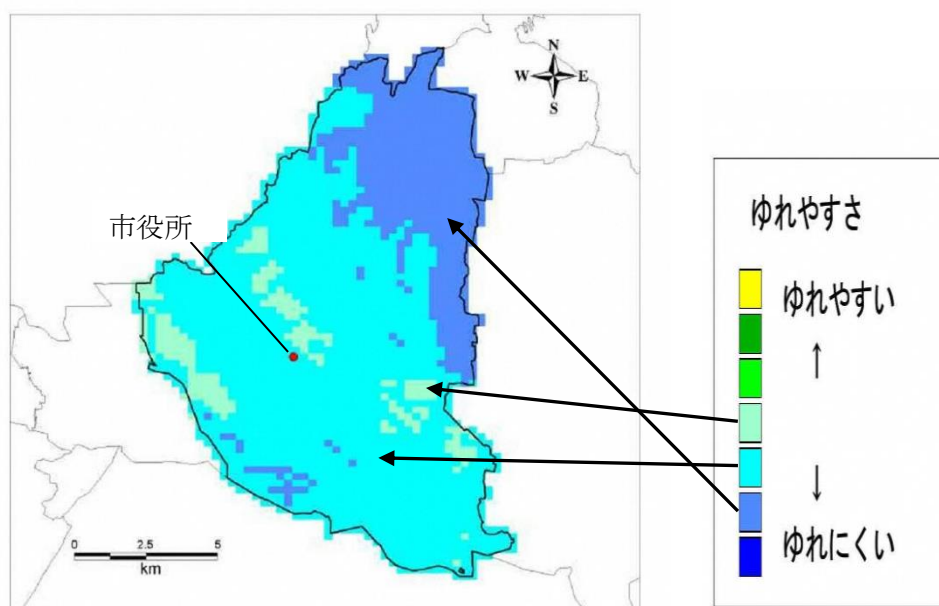
地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても表層地盤の違いによってゆれの強さは大きくことなる。

また、既知の活断層以外においても、地殻内の浅いところで発生する地震については、いつどこで発生するかわかっていない。これまで、内陸部の地震について、地表に活断層が特に認められていなかった場所でも マグニチュード（M）7 前後の地震が突然発生した事例が見られる。

そこで、県では中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」の報告に準じて、全国どこでも発生しうる地殻内の浅い場所で発生する地震を、地震防災対策上仮に設定して「予防対策用地震」（以下、「予防対策用地震」と略す。）として想定した。

予防対策用地震については、震源から工学的基盤までは距離減衰式を用い、工学的基盤から地表までは、県内のボーリングデータと微地形区分を用いて作成した浅部地盤モデルの地盤増幅率や震度増分を用いて、地表のゆれやすさを算出した。震源を設定していることから、想定した地震に対しての絶対的なゆれやすさを示している。

予防対策用に設定した伊勢崎市役所直下の地震による市内のゆれやすさの分布は次図のとおりである。



予防対策用に市役所直下に設定した断層

震源断層	地震規模 (M)	長さ (km)	走向 (度)	傾斜 (度)	断層の種類	断層上端深度 (km)	地震基盤上面深度 (km)
伊勢崎市役所直下	6.9	17.4	120.0	50 南西傾斜	南西側隆起の逆断層	8	6

第8節 過去の主な災害

本市において過去に発生した災害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりである。

1 風水害

(1) 昭和22年9月14日～15日 カスリーン台風

概要	トラック島付近に発生した台風は、徐々に北西に進み、接近とともに南岸に停滞していた前線を刺激し、前線は関東の北部山沿いまで北上して山岳部一帯は豪雨となった。台風は次第に衰えながら房総半島をかすめて16日には三陸沖へ抜けたが、利根川は豪雨による水量を飲みきれず、遂に栗橋上流で決壊し、関東一円は未曾有の大水害となった。県内の風は大体西ないし北寄りで弱く、台風の影響による雨は14日から始まり、15日は未明から強風を交え06時頃には一時やみ、のち再び強くなって夕刻ないし夜半前期に終わった。
伊勢崎市の被害概要	広瀬川、粕川、早川の堤防が決壊、橋梁流出42箇所、死者39名、重傷者73名、軽傷者802名、流出家屋259戸、床上浸水5,230戸、床下浸水1,898戸、全壊家屋52戸 半壊家屋38戸（旧伊勢崎）
県内被害状況	死者592人、負傷者1,231人、行方不明107人、家屋全壊1,936戸、半壊1,948戸、床上浸水31,247戸、床下浸水39,808戸、水田流失5,063町歩、田畑冠水24,403町歩、畑流失5,255町歩、堤防決壊341箇所、橋梁流失336箇所、道路損壊484箇所、鉄道被害178箇所

(2) 昭和34年8月12日～14日 台風7号

概要	台風は14日06時半頃に駿河湾から静岡県富士川河口付近に上陸し、10時には新潟県上越市付近を通過して日本海へ抜けた。暴風圏は比較的狭かったが、中心付近の風は猛烈で、進路に当たった静岡、山梨、長野の各県では暴風による被害が甚大で、近畿、北陸、東海道などでは南岸に停滞していた前線のため200mm以上の豪雨となり洪水となった。県内では前日来の前線による降雨に引き続き、12日夜半前から強雨が断続し、夜半過ぎから13日の朝まで暴風雨となり、雨は夕刻まで続いた。
伊勢崎市の被害概要	被害家屋345戸、罹災者2,070名
県内被害状況	死者7人、負傷者26人、行方不明3人、家屋全壊90戸、半壊280戸、流失7戸、一部損壊1,546戸、床上浸水126戸、床下浸水1,369戸、田流失11ha、畑流失41ha、橋梁被害18箇所、道路損壊280箇所、がけ崩れ163箇所、鉄道被害6箇所

1. 総則

(3) 昭和34年9月26日～27日 伊勢湾台風

概要	25日は南岸前線による降雨があり、台風は26日18時頃、和歌山県潮岬の西に上陸し、奈良、三重の県境を通り、24時には富山市の東から日本海へ抜けた。暴風半径が非常に大きく、三重、愛知の両県をはじめとして、39都道府県にわたって被害が生じ、紀伊半島沿岸、伊勢湾の沿岸は高潮、強風、河川のはんらんによって甚大な被害を受け、名古屋、桑名は泥沼と化した。県内では25日午後からの雨に続き26日は強風が断続し、夕刻から東南東の暴風雨となったが、夜半過ぎには雨もやみ風も弱くなった。27日の午後は北寄りの風が強まった。
伊勢崎市の被害概要	被害家屋2,330戸、罹災者7,697名
県内被害状況	死者10人、負傷者27人、家屋全壊536戸、半壊1,826戸、一部損壊8,226戸、床上・床下浸水847戸、田冠水567ha、堤防決壊4箇所、橋梁流失13箇所、道路損壊52箇所、がけ崩れ33箇所

(4) 昭和41年9月24日～25日 台風26号

概要	台風は八丈島付近から進路を北に変え、25日00時過ぎ静岡県御前崎の西方に上陸し、速度を増しながら北北東に進み、25日03時前後に群馬県の中央部を通過し、25日09時には三陸沖に抜けて温帯低気圧に変わった。この台風は、静岡、山梨、埼玉、群馬の各県を中心に死者、行方不明者313人を含む大災害をもたらした。県内では台風の通過時の24日夜半過ぎから南寄りの暴風雨となり、前橋で25日2時42分最大瞬間風速40.2m/sを観測したほか、進路の東側の県内各地で風雨による被害が大きかった。
伊勢崎市の被害概要	災害救助法適用 死者2名、重軽傷者13名、全壊63戸、半壊37戸、橋梁流出1箇所 農作物3億7千万円の被害、罹災世帯2,653戸、罹災者11,306名
県内被害状況	死者15人、負傷者92人、家屋全壊447戸、流失2戸、全焼4戸、半壊1,436戸、一部損壊19,332戸、床上浸水519戸、床下浸水3,143戸、田畑冠水5,729ha、堤防決壊240箇所、橋梁流失47箇所、道路損壊244箇所、土石流等10箇所

(5) 昭和57年7月31日～8月2日 台風10号

概要	台風は、父島の南東約650kmの海上を西北西ないし北西に進み、31日頃から進路を北北西に変え、2日0時頃やや衰え、渥美半島に上陸、同日3時頃群馬県に最も接近し、同日5時頃日本海沖へ抜けた。吾妻郡六合村では豪雨による土砂崩れにより、国道292号と県道が寸断され、孤立状態となったため、4日陸上自衛隊のヘリコプターが食糧と軽油の空輸を行った。高崎市では雁行川のはんらん等により全壊12棟、半壊60棟、床上浸水371棟の被害が生じたため、2日に災害救助法を適用し、被災者の応急救助に当たった。前橋市の利根川にかかる両毛線の鉄脚が増水により傾き、1日から7日まで不通になった。1日17時50分頃、榛名町上室田の国道406号でがけ崩れがあり、通行中のマイクロバスが転落し2人が死亡、5人が負傷した。
伊勢崎市の被害概要	半壊1戸、一部破損58戸、床下浸水129戸、橋梁流出1箇所
県内被害状況	死者5人、行方不明1人、負傷者52人、家屋全壊56戸、半壊219戸、一部損壊3,621戸、床上浸水613戸、床下浸水5,121戸、田畑冠水3,317.22ha、田畑流失埋没20.55ha、文教施設損壊55件、道路損壊1,734箇所、橋梁損壊68箇所、河川損壊2,162箇所、崖崩れ1,220箇所、鉄道不通8箇所、通信被害1,541箇所、砂防被害109箇所

(6) 平成23年8月31日～9月5日 台風12号

概 要	<p>台風第12号は8月25日9時にマリアナ諸島近海で発生し、30日には大型で強い勢力となった。その後、ゆっくりとした速度で北上を続け、9月3日10時前、高知県東部に上陸した。その後、台風は引き続きゆっくりと北上して四国地方、中国地方を縦断し、4日3時頃には山陰沖に進んだ。</p> <p>群馬県では、台風に向かって南からの湿った暖かい空気が流れ込んだため、8月31日未明から雨が降り始め、9月5日深夜にかけて大雨となった。雨の降り始めから雨の降り終わりまでの総降水量は、渋川市伊香保町で819mm、榛名山で757mmであった。また、前橋、伊勢崎、藤岡の各観測所では、最大24時間降水量が、それぞれ216.5mm、297.5mm、277.0mmと、観測史上第1位の記録となった。（出典：平成23年群馬県洪水記録）</p>
伊勢崎市の被害概要	家屋半壊 1戸、床上浸水 11戸、床下浸水 184戸、崖崩れ 2箇所、田畑冠水 62.5ha、田畑流失埋没1.0ha、通行止め 12箇所
県内被害状況	家屋半壊 1戸、一部損壊 23戸、床上浸水 17戸、床下浸水 270戸、崖崩れ 76箇所

(7) 令和元年10月12日～10月13日 台風19号

概 要	<p>10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12日には北よりに進路を変え日本の南を北上した。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。</p> <p>群馬県内では10月11日午後から台風からの湿った空気の影響で雨が降り始め、12日朝からは台風周辺の雨雲の影響で高崎・藤岡地域では激しい雨となった。12日昼前からは台風本体の雨雲の影響で県内に非常に激しい雨の降る範囲が広がった。</p> <p>下仁田町西野牧では降り始め（11日00時）から14日00時までの総降水量が496.5mmとなるなど、県内の雨量観測17地点の内10地点で日降水量が統計開始以来の極値を更新した。</p> <p>また、県内ではやや強い風が吹き、日最大風速は伊勢崎で14.9メートル（北西、12日21時53分、日最大瞬間風速は草津で28.9メートル（北、）12日23時30分）を観測した。なお、桐生では12日の日最大瞬間風速は22.2m/s（北西、22時18分）で統計開始以来の極値を更新した。（出典：令和2年群馬県地域防災計画）</p>
伊勢崎市の被害概要	軽傷者 1名、家屋一部損壊 13戸、床上浸水 3戸、床下浸水 13戸
県内被害状況	死者 4人、重傷者 1人、軽傷者 8名、全壊 22戸、半壊 296戸、一部損壊 572戸、床上浸水 22戸、床下浸水 112戸

1. 総則

2 地震

(1) 平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震【東日本大震災】

概 要	<p>3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。また、この地震に伴い、福島県相馬市で高さ9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で高さ8.6m以上の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測した。この地震(津波及び余震を含む)により、死者15,401人、行方不明8,146人、全壊家屋112,490棟などの甚大な被害を生じた(H23.6.9現在、緊急災害対策本部による)。国内観測史上最大規模の地震であった。</p> <p>(出典：気象庁災害時自然現象報告書2011年第1号災害時地震・津波速報平成23年東北地方太平洋沖地震)</p>
震 源	三陸沖：北緯 38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km
規 模	マグニチュード 9.0
市内震度	5弱
伊勢崎市の被害状況	重傷者4名、軽傷者2名、家屋一部損壊 2,706戸、文教施設損壊 34箇所、病院損壊 1箇所、橋梁損壊 1箇所、清掃施設損壊 1箇所、ブロック塀等損壊 73箇所
県内被害状況	死者1人、負傷者39人、半壊7戸、一部損壊17,675戸、文教施設損壊 286箇所、病院損壊 3箇所道路損壊 36箇所、橋梁損壊 6箇所、清掃施設損壊 1箇所、崖崩れ 9箇所、鉄道不通 3箇所、水道断水 1,720戸、通信被害 9,598箇所、ブロック塀等損壊 1,106箇所、火災 2件

1. 総則

3 突風

(1) 平成 27 年 6 月 15 日の突風被害

概 要	平成27年6月15日16時頃、前橋市鳥取町から伊勢崎市境上澗名で活発な積乱雲通過により突風が発生し、ビニールハウスの倒壊や住家の屋根の一部飛散、多数の樹木の倒木や屋根瓦の飛散などの被害が発生した。なお、この突風は、ダウンバーストの可能性が高く、藤田スケールでは「F 1」と推定され、被害範囲の長さは約18km、幅は約8kmであった。（前橋地方気象台資料）
伊勢崎市の被害概要	人的被害負傷者 2 名（軽傷）、住宅被害（一部損壊） 130棟、ブロック塀等の被害20か所、倒木18か所77本、道路冠水3か所、ビニールハウスの倒壊33件125棟、その他（太陽光パネル・物置等の被害） 58か所
県内被害状況	軽傷2人、住家半壊2棟、一部破損178棟、床下浸水2棟、学校被害5棟、病院被害1棟、停電1,928戸（被害：県地域防災計画より）

4 雪害

(1) 平成 26 年 2 月 14 日～15 日の豪雪

概 要	<p>平成26年2月14日（金）から15日（土）にかけて、低気圧の接近・通過により関東甲信地方を中心に雪が降り続き、群馬県では最深積雪を大幅に更新し、伊勢崎市においても記録的な大雪となった。</p> <p>群馬県では、14日朝から雪が降りはじめ、各地で大雪をもたらした2月8日から9日に続く大雪となった。特に、前橋では記録的な大雪となり、最深積雪が73センチと統計開始以来の記録を更新した。また、14日から15日にかけて降水量も多くなり、伊勢崎の期間総降水量が137ミリとなったのをはじめ、南部を中心に期間総降水量が100ミリを超えた。</p> <p>2月15日は低気圧が発達しながら関東の東を進んだことにより、群馬県内では北よりの強風が吹き、草津では北北西の風22.2m/s、桐生では北東の風21.6m/sの日最大瞬間風速を観測し、共に2月の統計開始以来第2位の記録となった。</p>
伊勢崎市の被害概要	<p>人的被害：死者 1 人、重傷 3 人、軽傷 7 人</p> <p>住家・非住家被害：住宅一部損壊1,273件</p> <p>非住宅一部損壊：150件</p> <p>農業被害：ハウス被害911件、16,276アール、農作物被害36,329アール</p>
県内被害状況	死者 8 人、重傷34人、軽傷92人、住家全壊3棟、一部破損3,662棟、床上浸水2棟、床下浸水6棟、非住家全壊・半壊617棟、停電204,879戸

第9節 被害の想定

群馬県では、新たな地震被害想定調査を行い、平成24年6月に公表した。

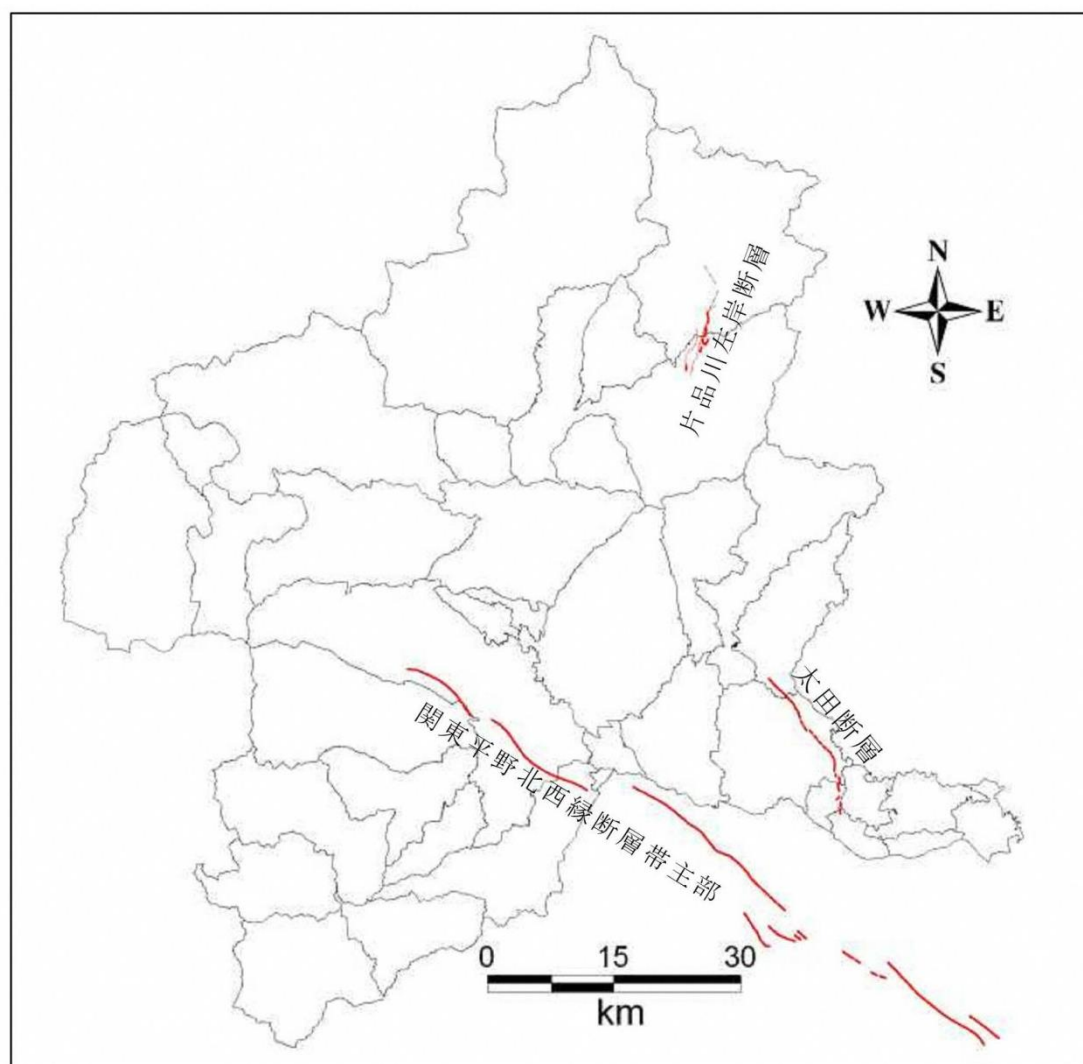
この調査は、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測するものである。

以下にその概要を示す。

1 想定した地震

- (1) 関東平野北西縁断層帯主部による地震
- (2) 太田断層による地震
- (3) 片品川左岸断層による地震

想定断層（帯）の地表分布図



※出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）

1. 総則

想定起地震断層の断層パラメーター一覧

断層名	上端深さ (km)	長さ (km)	走向 (度)	傾斜 (度)	幅 (km)	ずれの 向き	地震規模 (M)
深谷断層帯 (関東平野北西縁断層 帯主部の一部)	5	69	122.1	60 南西傾斜	18	南西側隆起 逆断層	7.9
太田断層	2	18	153.9	45 南西傾斜	18	西側隆起 逆断層	6.9
片品川左岸断層	2	20	16.8	45 東傾斜	18	東側隆起 逆断層	7.0

※パラメータの出典

- ・深谷断層帯（関東平野北西縁断層帯主部の一部）、太田断層
地震調査研究推進本部地震調査委員会(2017a)：全国地震動予測地図
- ・片品川左岸断層
地震調査研究推進本部地震調査委員会(2009b)：震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）

2 被害の想定

前記の想定地震によって想定される被害は、被害想定結果概要表のとおりである。

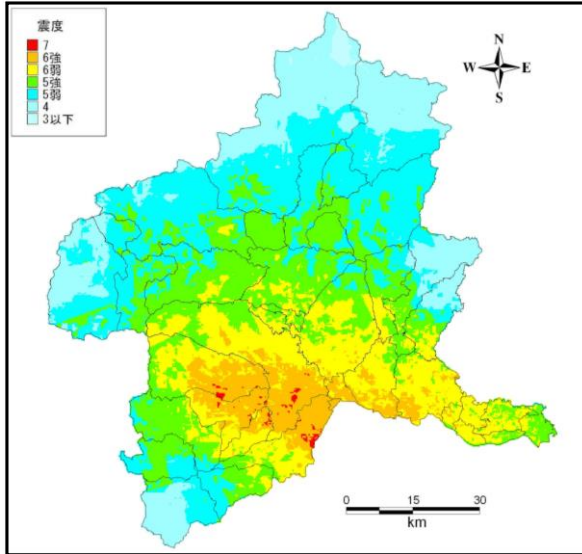
※発生する確率が低い、又は不明であるが、起きた場合に被害が大規模になることが想定される地震に対し、最新の知見をもとに、現在、群馬県が可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものである。

実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。

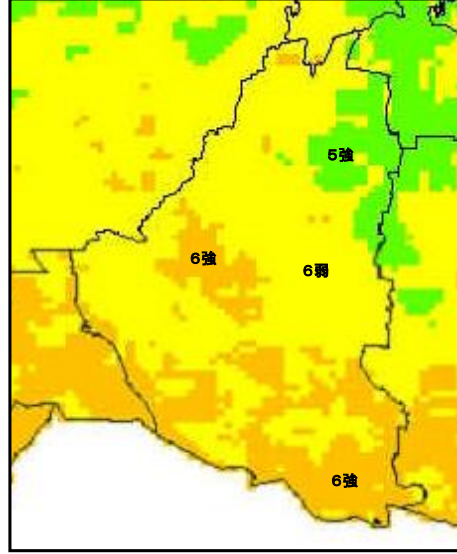
1. 総則

地表震度分布図

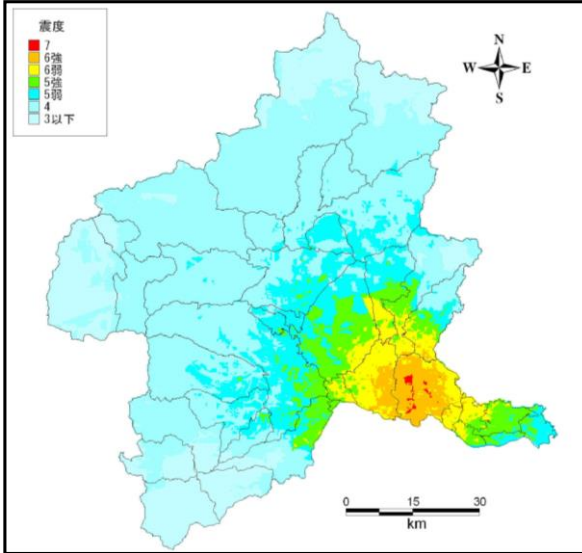
関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合



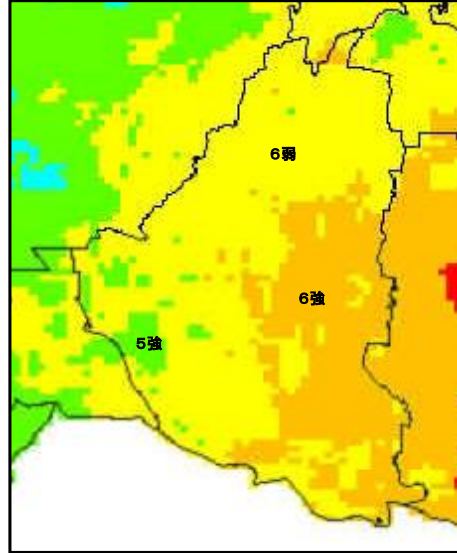
伊勢崎市拡大



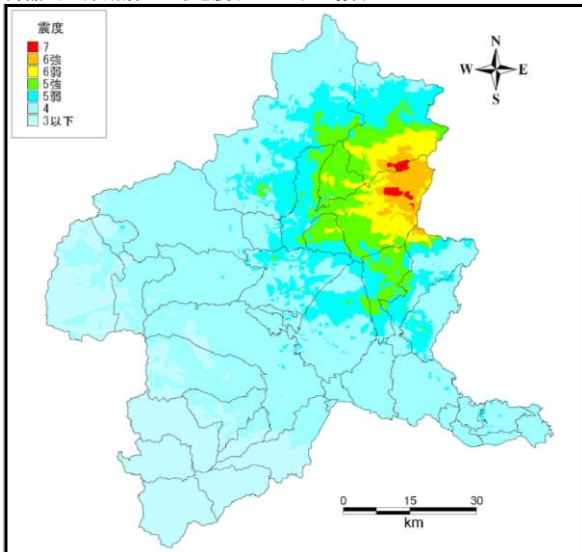
太田断層による地震(M7.1)の場合



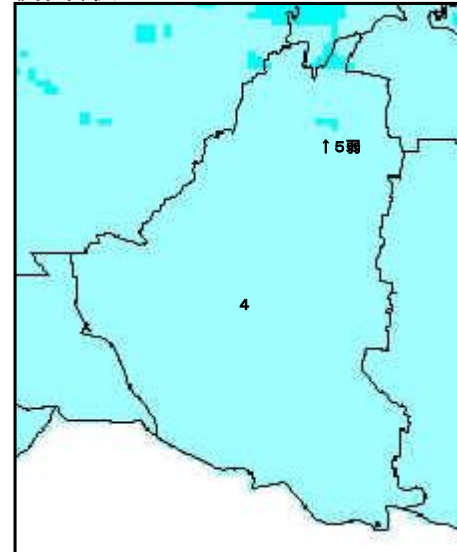
伊勢崎市拡大



片品川左岸断層による地震(M7.0)の場合



伊勢崎市拡大



※出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）

1. 総則

被害想定結果概要表

条件	地震名称		関東平野北西縁断層帯主部			太田断層			片品川左岸断層				
	季節・時刻		冬の5時	夏の12時	冬の18時	冬の5時	夏の12時	冬の18時	冬の5時	夏の12時	冬の18時		
想定地震	風速		9m/秒	7m/秒	9m/秒	9m/秒	7m/秒	9m/秒	9m/秒	7m/秒	9m/秒		
	想定地震	地震の規模及びタイプ等		マグニチュード8.1			マグニチュード7.1			マグニチュード7.0			
		活断層			活断層			活断層					
		5強～6強			5強～6強			4～5弱					
物的被害	建物被害	全壊棟数	棟	4,638			4,773			0			
		半壊棟数	棟	15,098			14,011			0			
		合計	棟	19,736			18,784			0			
		焼失棟数	棟	5	14	911	10	119	1,174	0	0	0	
	交通施設	道路の到達時間(車)	県庁—伊勢崎市役所(地震前)	時間	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
			県庁—伊勢崎市役所(地震後1か月間)	時間	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		鉄道橋脚	県内損壊(運行不能)	箇所	6			3			0		
	ライフライン	上水道	断水世帯数	世帯	67,320			69,117			0		
		下水道	被災人口	人	2,679			2,215			0		
		都市ガス	供給停止戸数	戸	0			10,628			0		
LPGガス		被害件数	件	680			710			0			
電力		停電率	%	10.7	10.7	11.3	9.4	9.4	10.0	0.0	0.0	0.0	
通信		不通回線数	回線	650	656	1,242	640	678	1,086	0	0	0	
人的被害	死者数	揺れ(全壊・半壊)	人	247	210	207	240	228	215	0	0	0	
		(うち屋内収容物の転倒等)	人	8	7	7	8	7	7	0	0	0	
		ブロック塀等の転倒	人	—	1	2	—	1	2	0	0	0	
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		土砂災害	人	—	—	—	—	—	—	0	0	0	
		火災	人	—	—	2	—	—	2	0	0	0	
		小計	人	247	211	211	240	229	219	0	0	0	
	負傷者数	揺れ(全壊・半壊)	人	2,594	1,974	2,011	2,122	1,649	1,664	0	0	0	
		(うち屋内収容物の転倒等)	人	142	122	116	138	119	113	0	0	0	
		ブロック塀等の転倒	人	5	29	54	6	34	63	0	0	0	
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		土砂災害	人	1	—	—	1	—	—	0	0	0	
		火災	人	1	2	31	1	4	46	0	0	0	
	小計	人	2,601	2,005	2,096	2,130	1,687	1,773	0	0	0		
	死傷者数合計		人	2,848	2,216	2,307	2,370	1,916	1,992	0	0	0	
	避難者数 (火災の影響が大きい冬の18時のみ予測)	避難者数	直後	人	27,653			27,147			0		
			1日後	人	72,940			76,158			0		
		2日後	人	72,148			75,422			0			
		4日後	人	41,240			41,850			0			
		1か月後	人	28,719			27,147			0			
帰宅困難者数 (冬の18時のみ予測)	伊勢崎市内	人	19,035			19,035			0				
その他	食料・飲料水過不足数 (△が不足) (冬の18時のみ予測)	食料(1日後)	食	158,975			163,689			55,082			
		飲料水(1日後)	ℓ	159,184			170,647			3,672			
	震災廃棄物	重量(木造+非木造)	万t	85.8	85.8	87.1	84.4	84.5	86.1	0.0	0.0	0.0	

※1 「—」は0.5未満の数値を表している。

※2 季節・時刻によって影響を受けない被害については、冬の18時における数値を用いている。

3 むすび

前節及び本節によれば、本県においては大規模な地震が発生しないという保証はなく、さらにそのような地震が発生すれば、市民の生命、身体及び財産をはじめ社会インフラ等に大きな被害が発生することが判明する。

本計画の策定に当たっては、この被害想定を基本に据えて各種対策を講じることとする。

第 10 節 本計画の修正

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要が認められるときは、これを修正する。

各防災関係機関は、関係のある事項について修正の必要があると認められる時は、計画修正案を伊勢崎市防災会議(総務部安心安全課)に提出するものとする。

2. 風水害・雪害、震災 災害予防編

災害予防

風水害・雪害、地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる都市をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1章 災害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。（基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号）

このため、市、指定地方公共機関、その他の防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力する。

第1節 河川の整備

【土木課、道路維持課、土地改良課、農業用用水施設管理者、消防本部、安心安全課】

1 河川改修事業の推進

本市の水防に係る河川は、1級河川が17河川、準用河川が4河川、そして用水路や排水路として普通河川がある。

水防計画における重要水防箇所の早期改修整備が行われるよう国・県に要望するなどその促進に努めるとともに、普通河川の積極的な整備を進める。また、防災上重要な堰堤、水門、樋門、樋管等の水防施設の整備に努めるとともに、地震による水防施設損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用用水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進

- (1) 国(国土交通大臣)又は県(河川課)は、『水防法』に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「洪水予報河川」として、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」として、それぞれ指定するものとする。
- (2) 国(国土交通大臣)又は県(河川課)は、『水防法』に基づき、「洪水予報河川」「水位周知河川」(以下、「洪水予報河川等」という。)について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。
- (3) 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (4) 市は住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- (5) 市は、浸水想定区域図を基本資料として、国及び県の協力を得ながら、洪水ハザードマップを作成する。洪水ハザードマップは、地域の自然特性や社会特性を十分踏まえ、洪水時の人的被害を最小限に防ぐことを主な目的とする。そのため、住民にわかり易く浸水の情報及び避難に関する情報を提供するものとする。
- (6) 水防管理者(市長)は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

《関係資料》

※重要水防箇所一覧表(伊勢崎市水防計画)

※伊勢崎市総合防災マップ

第2節 農地防災事業の推進

【土地改良課、農業用用水施設管理者】

1 湛水防除事業の推進

農地に係る湛水被害の発生を未然に防止するため、湛水防除事業（農業用排水路の整備、排水機場の改築、遊水池の新設等）の推進に努める。

2 ため池等整備事業等の推進

- (1) 本市にある農業用ため池 11 箇所のうち設置施設が老朽化し、堤体の決壊により下流地域に被害が発生するおそれのあるものについて、農業用排水施設管理者は、農業用のため池、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設の補強工事又は改修工事、ため池の統廃合について危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。
- (2) 市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。

《関係資料》

資料編 3-1 農業用ため池一覧

※ため池ハザードマップ

第3節 雨水施設の整備

【下水道整備課、区画整理課、土木課】

近年の都市化の進展により、住宅地における雨水排水量が著しく増加し、内水被害発生の危険性が非常に高まっており、現に内水被害の多発地帯が存在する。

こうした状況に対処するため、住宅地の浸水多発地帯を中心に、内水被害発生の危険性を低下させる浸水対策を計画的に進めるものとする。

第4節 水防計画の策定

【消防本部、土木課、道路維持課、安心安全課】

市は、群馬県水防計画に基づき水防上必要な水防組織、重要水防箇所、水位、通信連絡、水防協定による相互応援、水防施設の管理、水防活動並びに水防器具、資材の整備、運用等について水防計画を定め災害予防に努めるものとする。

(別紙) 伊勢崎市水防計画

第5節 災害に強いまちづくりの推進

【都市計画課、公園緑地課、区画整理課、都市開発課、市街地整備課、下水道施設課、下水道整備課】

1 災害に強いまちづくりの推進

市は、災害に強いまちづくりを推進するため、本市総合計画との整合を図りながら、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策をその中心に位置づけるよう努めるものとする。また、災害に強い都市構造を形成するため、必要に応じて「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、指定緊急避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、橋梁、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 密集市街地の整備

市は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 都市防災総合推進事業の利用

市は、災害に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて活用するものとする。

- ① 災害危険度判定等調査事業
- ② 住民等のまちづくり活動支援事業

《関係資料》

資料編 3-3 防火・準防火地域指定区域図

第6節 建築物の安全性の確保

【建築指導課、建築課、教育施設課、文化財保護課、各施設の管理者】

1 公共建築物及び防災上重要な施設の堅ろう化

市及び建築物の所有者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設について、風水害・雪害に対する浸水対策を講じた建替えや移転等を含む構造の堅ろう化及び耐震性の確保を図るものとする。

- ア 災害対策本部が設置される施設(市役所、各支所等)
- イ 応急対策活動の拠点施設(警察署、消防署等)
- ウ 救護活動の拠点施設(病院、保健所等)
- エ 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- オ 社会福祉施設(老人ホーム、障害者支援施設等)
- カ 劇場等不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準法の遵守指導

市は、住宅をはじめとする建築物の風水害・雪害に対する安全性及び耐震性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

市及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

4 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第7節 雪害の予防

【道路維持課、道路管理者、交通政策課、安心安全課、消防機関、自主防災組織、鉄道事業者】

1 雪害に強い市域づくり、まちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強い市域づくり、まちづくりを行うものとする。

2 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては道路管理者及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪要員の確保
- (5) 所管施設の緊急点検
- (6) 予防的な通行規制による集中的な除雪
- (7) オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

3 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

市及び道路管理者、その他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

市及び各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

4 雪害対策マニュアルの整備等

市は、市内全域にわたる大雪に対応できるよう、体制整備、人命救助活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し職員に周知するとともに、訓練を行い、活動手順や他機関等との連携等について徹底を図るものとする。

5 除雪(雪下ろしを含む)援助体制の整備

市内においては、一人暮らし高齢者の世帯も多く、大雪時には、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、このことは、障害者世帯や母子家庭についても同様である。

さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家屋の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには県、市による対応も必要となってくる。

市は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

6 市民に対する大雪時の留意事項の周知

市、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、市民や車両の運転者等に対し、「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

(1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 不要不急の外出は見合わせる。

ウ 自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。

エ エンジンかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

オ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

カ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

キ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

ク 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

ケ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

コ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第8節 指定緊急避難場所・指定避難所等・

災害時一時集合場所（一時避難地）及び避難路の整備

【教育部、建設部、都市計画部、健康推進部、広報課、安心安全課、各施設の管理者】

1 指定緊急避難場所・指定避難所及び災害時一時集合場所（一時避難地）等の整備

市は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、指定緊急避難場所や指定避難所及び災害時一時集合場所（一時避難地）等となる体育館、公民館、学校、公園等の公共施設の整備に努めるものとする。

2 避難路等の整備

市は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道その他の道路及び橋梁の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

3 指定緊急避難場所・指定避難所等・災害時一時集合場所（一時避難地）及び避難路の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行えるよう全戸に総合防災マップを配布するとともに、案内板、標識等の整備と、平常時から広報紙や市ホームページ等を活用した指定緊急避難場所や災害時一時集合場所（一時避難地）等の周知に努めるものとする。また、地域の自主防災訓練では、避難訓練を行い避難方法や指定緊急避難場所等の周知徹底を図ることとする。

《関係資料》

- | | |
|----------|-------------------------|
| 資料編 15-1 | 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表 |
| 資料編 15-2 | 災害時一時集合場所（一時避難地）一覧表 |

第9節 ライフライン施設等の機能の確保

【上下水道局（水道、下水道）、環境政策課、情報政策課、ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、通信サービス）、廃棄物処理事業者、公共機関】

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、県、ライフライン事業者、廃棄物処理事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- (2) 市、県及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべ

き安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

《関係資料》

資料編 4-1 ライフライン関係連絡先一覧表

第10節 液状化対策

【建築指導課、公共施設の管理者、多数の者が利用する施設の管理者】

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

市は、住宅・宅地の液状化対策として住民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第11節 危険物施設等の安全確保

【消防本部、危険物等の取扱規制担当官公署、危険物等の取扱事業者】

1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下この節に於いて「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

2 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

3 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規定等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

4 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

5 防災に関する都市計画の推進

市は、工業専用地域等の用途地域の指定により、危険物施設の適正な配置を誘導するものとする。

6 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

7 危険物流出事故の防止

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

市及び防災関係機関は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

風水害・雪害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。(以下、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。)

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

一方、震災の場合の災害応急対策は、災害発生前の予見が困難なことから、最初に被害規模等を把握するためにも情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施を行うこととなる。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 避難誘導體制の整備

【福祉こども部、長寿社会部、市民部、健康推進部、教育部、安心安全課、公園緑地課、消防機関、警察機関、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、不特定多数が利用する施設の管理者】

1 警報等伝達体制の整備

市は、警報及び避難指示等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、防災行政無線、広報車等の整備を図るものとする。

また、市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設の管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 市は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 市は、消防機関、警察等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画を作成するものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難指示等の発令を行う基準
 - イ 避難指示等の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 市は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。
- (7) 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (8) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必

要な区域を指示したり、屋内での安全確保措置の区域を指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

- (9) 市は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。

また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

- (10) 劇場等の興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

- (11) 市は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

- (12) 市は、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (13) 市及び県は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

3 避難誘導訓練の実施

市は、消防機関、警察機関、自主防災組織等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するものとする。

4 指定緊急避難場所・指定避難所及び災害時一時集合場所（一時避難地）等の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙や市ホームページ等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

ア 避難指示等の発令を行う基準

イ 避難指示等の伝達方法

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所及び災害時一時集合場所（一時避難地）の名称、所在地、対象地区

エ 避難経路

オ 避難時の心得

5 案内標識の設置

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、外国人や観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

6 要配慮者等への配慮

- (1) 市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の避難行動に係る支援体制の整備、避難所生活の長期化における支援対策等を行うことを目的とし、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。作成・活用・運営方法については、災害発生時及び平常時の要配慮者支援対策について定めた「避難支援プラン全体計画」をもとに、自主防災組織、福祉関係者等の協力を得て、支援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるものとする。
- (4) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2節 災害危険区域の災害予防

【土木課、道路維持課、土地改良課、消防機関、安心安全課】

1 災害危険区域の種類(県)

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| (1) 土木関係 | (2) 治山関係 | (3) 農地関係 |
| ア 重要水防箇所 | ア 山腹崩壊危険地区 | ア 地すべり危険箇所 |
| イ 浸水想定区域 | イ 地すべり危険地区 | イ 防災重点ため池 |
| ウ 土石流危険渓流 | ウ 崩壊土砂流出危険地区 | |
| エ 急傾斜地崩壊危険箇所 | エ なだれ危険箇所 | |
| オ 地すべり危険箇所 | | |
| カ 土砂災害警戒区域 | | |
| キ 土砂災害特別警戒区域 | | |
| ク 雪崩危険箇所 | | |

2 住民等に対する危険性の周知

市は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民及び自主防災組織の協力を得つつ実施するものとする。

3 土地利用の誘導

市は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

4 浸水被害拡大防止用資機材(及び風水害等対応職員)の備え

市及び消防機関は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策等を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。また、市民からの行政に対する排水や土嚢等の要請に応えるため風水害等対応職員を選任する。

5 警戒避難体制の整備

(1) 市は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域(以下、「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 市は、大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪

水時等に浸水の防止を図る必要があるものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- (3) 市は、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

6 ハザードマップの作成

浸水想定区域をその区域内に含む市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を適切に指定し、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

《関係資料》

資料編 3-2 山地災害危険地

資料編 15-3 要配慮者利用施設一覧表

※重要水防箇所一覧表（伊勢崎市水防計画）

※伊勢崎市総合防災マップ

※ため池ハザードマップ

第3節 災害未然防止活動体制の整備

【安心安全課、交通政策課、土木課、道路維持課、土地改良課、下水道施設課、各公共施設の管理者、道路管理者、鉄道事業者、消防機関、農業用用水施設管理者】

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

2 水防活動体制の整備

市は、平常時から水防活動の体制整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

3 堰・水門等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者等、堰、水門等の管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

4 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県及び市町村その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、タイムラインを策定するよう努めるものとする。

5 鉄道の安全運行体制の整備

鉄道事業者は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県（交通政策課）及び市との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

6 気象情報の効果的利活用体制の整備

市は、避難指示等の基準設定等防災体制の整備に役立つよう気象及び水象の観測に努めるとともに、県や前橋地方気象台に助言を求めるものとする。

また、気象観測及び水象観測の観測値は、他の防災関係機関に対し、積極的に提供するものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

【安心安全課、情報政策課、消防機関、その他の防災関係機関】

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市及びその他の防災関係機関は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 市及び防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- (2) 市は、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 市及び防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5 緊急地震速報の伝達体制等の整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

6 情報の分析整理

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第5節 通信手段の確保

【安心安全課、情報政策課、電気通信事業者、その他の防災関係事業者】

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市、電気通信事業者、その他の防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市、電気通信事業者、その他の防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。

なお、市においては、一般加入電話の代替通信手段として、県、市、消防機関、その他の防災機関との間で使用する防災行政無線を備えるものとする。

4 通信の多ルート化

市は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制を講じておくものとする。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ることとする。

なお、県においては、防災行政無線について、地上系基幹路の大容量化及び衛星系(地域衛星通信ネットワーク)の整備を行い、衛星系には画像伝送システムを導入し、被災現場から被害の映像を伝送できることとなっている。

5 無線局開設者との連携

市及び防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している伊勢崎市アマチュア無線非常通信協議会を通じて、平常時から連携を図っておくものとする。

6 通信訓練への参加

市及び防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

7 報道機関との連携

市は、報道機関と連携し、災害時に必要な避難情報等を市民に伝達する。

《関係資料》

資料編	6-1	伊勢崎市防災行政無線局関係図
	6-2	伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表
	6-3	群馬県防災情報通信ネットワーク図
	6-4	災害時優先電話回線数一覧表
	13-1	報道関係機関一覧表

第6節 職員の応急活動体制の整備

【安心安全課、職員課、事務管理課、その他の防災関係機関】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 市は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
 - ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

- (1) 市は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

3 職員の応急活動体制の整備

市は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 各所属で動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 非常招集訓練を実施する。
- (3) 災害対策に関する研修を行う。

第7節 防災関係機関の連携体制の整備

【安心安全課、企画調整課、契約検査課、建築指導課、消防機関、その他の防災関係機関】

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることから、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては実効性の確保に留意する必要がある。

1 市における受援・応援体制の整備

(1) 市は、基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間の相互応援協定の締結に努めるものとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行う。

なお、本市における相互応援協定の締結状況は次表のとおりである。

協定の名称	締結年	構成市町村等
友好親善都市災害支援協定	平成8年	長岡市
災害時における相互応援に関する要綱	平成8年	北関東・新潟地域連携軸推進協議会
災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援協定	平成18年	本庄市・深谷市

(2) 市は、避難指示等を発令する際に、基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 市は、伊勢崎市災害時受援計画（平成30年7月）に基づき、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努めるものとする。

(4) 市は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。

2 消防機関における応援体制の整備

(1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間の応援協定の締結に努めるものとする。

(2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊の応援、受援体制の整備を図るとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 一般事業者等との連携体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材

等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

4 救援活動拠点の整備

市は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

5 円滑な救助の実施体制の構築

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

《関係資料》

- 資料編 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
7-2 伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表

※伊勢崎市災害時受援計画

第8節 防災中枢機能等の確保

【安心安全課、行政課】

1 防災中枢機能の整備

市及び公共機関は、洪水浸水想定区域の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備に努めるものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策にあたる機関の責任

市、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策にあたる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 市は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、指定緊急避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

4 市における防災中枢機能の確保

市は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

- (1) 市庁舎東館3階に災害対策本部室を設置する。
- (2) 災害時の迅速的確な情報の伝達及び収集を行う。
 - ア 群馬県防災情報通信ネットワーク（防災行政無線を含む。）
 - イ 伊勢崎市防災行政無線
 - ウ 消防防災無線
 - エ 河川情報サービス
 - オ 気象情報サービス
 - カ 電話、携帯電話
 - キ ファクシミリ
 - ク 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (3) 市庁舎東館には非常用電源、貯水槽を備える。

5 公的機関等の業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入を想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

《関係資料》

- 資料編 6-1 伊勢崎市防災行政無線局関係図
- 6-2 伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表
- 6-3 群馬県防災情報通信ネットワーク図

※伊勢崎市業務継続計画

第9節 救助・救急及び保健医療体制の整備

【消防機関、市民病院等医療関係機関、健康づくり課、日本赤十字社】

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助用資機材の整備

- ア 消防機関は、救助工作車、救急車等の車両及び救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。
- イ 消防機関は、救急・救助にあたる隊員の知識及び技能の向上を図るための教育訓練の実施に努める。
- ウ 消防機関は、大規模災害や特殊災害に備え、消防組織法第 39 条の規定による消防相互応援協定の締結に努め、体制の強化を図る。
- エ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市はこれを資金面で支援するものとする。

(2) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、市及び消防機関は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

(1) 救急医療の整備

- ア 市内の医療機関（特に災害拠点病院や救急指定医療機関等）は、災害時における救急医療を実践するため、あらかじめ災害時医療活動マニュアル等の整備を図るなど体制整備に努めるものとする。また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。
市は、伊勢崎佐波医師会の協力のもとに救護班の構成や任務、入院加療を要する傷病者の搬送先病院等についての計画を推進する。
- イ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣機能を有するものとする。

（※DMAT：Disaster Medical Assistance Team）

- ウ 群馬DMATは群馬DMAT指定病院及び群馬DMAT指定組織に所属する災害派遣医療チームで編成される。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄等

市、日本赤十字社、災害拠点病院（伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院）及び公的医療機関は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

なお、市は、伊勢崎佐波医師会、関連業者及び県の協力のもとに、災害時の不足医薬品・医療資機

材の調達体制の整備に努める。

(3) 消防機関と医療機関等との連携

- ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県広域災害・救急医療情報システム（統合型医療情報システム）を活用し情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。
- イ 群馬県は、災害時に広域災害救急医療広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県広域災害・救急医療情報システム（統合型医療情報システム）のネットワーク回線が使用不可能となった場合においても医療機関の情報を消防機関に提供できるよう、情報伝達経路の複数化を図るよう努めるものとする。
- ウ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。
このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。
- エ 市は、市の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（県、厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(4) 災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院（伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院）及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

3 保健医療活動の調整機能の整備

市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

《関係資料》

資料編	7-1	伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
	7-2	伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表
	9-1	医療機関等一覧表

第10節 消火活動体制の整備

【消防機関、安心安全課】

1 消防力の整備

市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

また、震災による火災に備えるため「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用するなど、その多様化、適正な配置に努めるものとする。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度

消防本部は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用するものとする。

(2) 住民に対する啓発

消防機関、市は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

(3) 防火管理等の教育

講習実施機関は、防火管理者の講習会において、地震時の防災対策について教育するものとする。

(4) 予防査察における指導

消防本部は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し防火安全対策を指導するものとする。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるため、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、住民や企業などが協力し、地域ぐるみで取り組むことが効果的である。

このため、消防機関及び市は、次の対策を講じるものとする。

(1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理課)を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

【道路維持課、建築指導課、各道路管理者、安心安全課】

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、関係施設及び緊急輸送体制の整備に努める。

1 輸送拠点の確保

市は、災害発生時の救援物資や復旧資材等の積み替え又は一時保管のために輸送拠点の確保に努めるものとする。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。このため、市は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

- (1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、市は、県防災計画に定めるもののほか、警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路とする。
- (2) 市は、緊急輸送路の通行が円滑に行われるよう交通規制用の標識等の備品の確保に努めるものとする。
- (3) 避難住民の車両が緊急輸送の妨げにならないよう、車両を利用しての避難自粛の周知を図るものとする。

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

5 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する

ものとする。

- (3) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、事前に除雪体制を整えるよう努めるものとする。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資材等を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

6 運送事業者等との連携

市は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定の締結などにより、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

7 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制に努めるものとする。

《関係資料》

資料編	10-1	伊勢崎市役所所有車両一覧表
	10-2	救援物資集積拠点一覧表
	10-3	緊急輸送道路
	11-1	災害時ヘリポート適地一覧表
	11-2	ヘリコプター保有状況一覧表

第12節 避難の受入体制の整備

【市民部、福祉こども部、長寿社会部、建設部、教育部、安心安全課、消防機関、警察機関、自主防災組織】

災害時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。このため、防災関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、指定避難所等、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

- ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。
- イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、市は、災害種別ごとに指定するものとする。

水害（洪水）については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

震災については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとし、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

2 指定避難所等

(1) 指定避難所の指定

- ア 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるも

のとする。

- イ 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所等を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- ウ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- エ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、定期的な情報収集に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所等における生活環境の確保

- ア 市は、指定避難所等となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等を活用するものとする。
- イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に

努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。

- ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

市は、指定された指定避難所等又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

市は、指定避難所等の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

3 案内標識の設置

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、外国人や、観光客等地域の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (4) 市及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

4 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、自己の資力では住宅を得ることができない被災者の用に供する応急仮設住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

市は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

市は、被災者用の住居として利用可能な市営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

《関係資料》

資料編 15-1	指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表
15-2	応急仮設住宅建設予定地一覧表

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

【安心安全課、社会福祉課、上下水道局総務課、上水道整備課、浄水課】

1 備蓄計画

- (1) 市は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。
特に食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に務める。(アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥、介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資等)
- (5) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。
- (6) 市は、各家庭において最低3日間、推奨1週間分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

市は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

《関係資料》

資料編 8-1 防災倉庫備蓄資機材一覧表

第14節 広報・広聴体制の整備

【広報課、情報政策課、安心安全課、市民活動課、ライフライン事業者、報道・放送機関、その他の防災関係機関】

1 広報体制の整備

(1) 市及びライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

気象・水象状況 被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
応急対策の実施状況	交通機関の運行状況
住民、関係団体等に対する協力要請	ライフライン・交通機関の復旧見通し
避難指示等の内容	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
指定緊急避難場所及び指定避難所等の名称・所在地・対象地区	各種相談窓口
避難時の注意事項	住民の安否

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

広報紙、市ホームページ、テレビ、ラジオ、同報系無線 広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等

エ 広報媒体の整備を図る。

広報車、同報系無線、Lアラート(災害情報共有システム)

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

(2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

(3) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

市及びライフライン事業者、その他の防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

第15節 二次災害の予防

【安心安全課、建築指導課、建築課、資産税課、消防機関、危険物施設等の管理者】

1 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保

市は、地震又は降雨等の災害により、建築物や宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策を推進するものとする。

(1) 被災建築物・被災宅地応急危険度判定作業の準備

災害時の応急危険度判定活動について、災害対策本部と相互に連携を図りながら判定活動を実施する必要があり、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るために以下のとおり必要なものを準備する。

- ア 応急危険判定士の受入のための名簿作成と判定班（チーム）の編成を行う。
- イ 災害対策本部と連携し、住宅地図を基に担当区域割を作成する。
- ウ 判定士による判定実施マニュアルに基づく調査票、判定標識、その他必要備品を配布する。
- エ 調査実施体制のため、応急判定士を中心として、2人1組の班編成をする。
- オ 調査の実施については、群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱及び群馬県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき実施する。
- カ 市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、伊勢崎市災害対策本部を通じ、県へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇薬、放射性物質その他の有害物質を製造し、所蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

3 木造住宅密集地域における避難誘導體制の整備等

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

《関係資料》

- | | |
|---------|---------------------|
| 資料編 3-3 | 防火・準防火地域指定区域図 |
| 16-1 | 群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱 |
| 16-2 | 群馬県被災宅地危険度判定実施要綱 |

第16節 複合災害対策

【安心安全課、消防機関、警察機関、その他の防災関係機関】

1 複合災害への備え

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第17節 防災訓練の実施

【安心安全課、子育て支援課、こども保育課、障害福祉課、高齢政策課、介護保険課、健康給食課、消防機関、警察機関、自主防災組織、自治会、その他の防災関係機関】

市及びその他の防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

市は、災害応急対策の円滑な実施を確保するため、防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

2 地域防災訓練の実施

防災意識の高揚等を目的に、自主防災組織や自治会は、地域の実情にあった防災訓練を実施する。また、市はこれらの訓練を可能な限り支援するものとする。

3 個別防災訓練の実施

(1) 防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。

ア 非常招集訓練	ウ 避難訓練	オ 非常通信訓練
イ 消防訓練	エ 水防訓練	カ 応急復旧訓練

(2) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

(3) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

4 広域的な訓練の実施

市は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

5 実践的な訓練の実施

市及びその他の防災関係機関は、防災訓練の実施に当たっては、「図上演習」等参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むなどして、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 市及びその他の防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 市民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・要配慮者を救出・救助することや市が行う防災活動に協力するなど、防災に寄与することが求められる。

したがって、市及びその他の防災関係機関は、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 防災思想の普及

【安心安全課、公園緑地課、学校教育課、消防機関、警察機関】

1 防災知識の普及

市、消防機関及び警察機関は、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

(1) 風水害・雪害の危険性

(2) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。

(3) 早期避難の重要性

(4) 家庭内の危険防止

ア 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

イ 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

エ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

(5) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

- ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何をもち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)
 - イ 消火器具の備え付け及び使用方法
 - ウ 家族間の連絡方法
 - エ 指定緊急避難場所、指定避難所等及び災害時一時集合場所(一時避難地)・避難路の確認
(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた指定緊急避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)
 - オ 安全な避難経路の確認
 - カ 非常持出し品のチェック
 - キ 高齢者、障害者、乳幼児、外国人等災害時要配慮者の避難方法
 - ク 気象情報、避難指示等避難情報の入手方法
 - ケ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - コ 家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
 - サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (6) 非常持ち出し品の準備
- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
 - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等)
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
 - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
- (7) 避難時の留意事項
- ア 崖や川べりに近づかない。
 - イ 避難方法
徒歩で避難する。
携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ウ 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - エ 避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- (8) 正しい情報の入手
- ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - 市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (9) 電話に関する留意事項
- ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来

すので控える。

イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」を利用する。

2 理解しやすい防災情報の提供

市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 学校教育による防災知識の普及

市は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

市は、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災マップ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 防災訓練の実施指導

市、消防機関及び警察機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

6 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

7 男女の共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

8 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

9 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

1.0 緊急地震速報の普及、啓発

市は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、市は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

(住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動)

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	<p>○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<p>○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

参考：気象庁「緊急地震速報の心得」

第2節 市民の防災活動の環境整備

【安心安全課、市民活動課、子育て支援課、こども保育課、障害福祉課、高齢政策課、介護保険課、健康給食課、社会福祉課、国際課、商工労働課、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、企業】

1 消防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

消防機関は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(2) 水防活動組織としての消防団、水防協力団体の育成強化

市は、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の水防活動組織としての活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。また、消防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。

(3) 自主防災組織の育成強化

市は、次により自主防災組織の育成強化を図るものとする。

- ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- イ 市は、自主防災組織が自主的に防災訓練や研修等実施できるよう支援協力を行う。
- ウ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

(4) 自主防犯組織の育成強化

市は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担う災害ボランティアぐんまや日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

市の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携強化

市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所(企業)防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

(1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- ア 従業員の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

(2) 事業所も地域コミュニティーの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携

して災害に対応する仕組みの構築に努める。特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から市との連携に努める。

また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- (5) 市、県及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、市及び県は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (6) 市は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (7) 浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、当該計画に基づき、自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

- (8) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

- (9) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

- (10) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

- (11) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

- (12) 市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

【安心安全課、要配慮者利用施設管理者、社会福祉課、子育て支援課、こども保育課、高齢政策課、介護保険課、障害福祉課、学校教育課、健康給食課、国際課、市民病院、消防機関、警察機関、自主防災組織】

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、避難行動要支援者について、行政区等の範囲ごとにその実態を把握し、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとし、定期的に更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 名簿に登載する者の範囲

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、具体的には以下のとおりとする。

ア 介護保険における要介護認定者及び要支援認定者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

オ 難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する疾患に罹患している者等）

カ 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者

キ その他、市長が特に必要があると認めた者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する、住所、氏名、性別、年齢、生年月日、要配慮者区分、電話番号、緊急時の連絡先を記載し、又は記録するものとする。

個人情報の入手方法は、次に掲げる福祉こども部、長寿社会部等の通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が名簿の作成に必要があると認められる

ときは、県知事に対して情報提供を求めるものとする。

- ア 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- イ 障害者の情報に関しては、各種障害者台帳における情報若しくは障害支援区分情報等により把握する。
- ウ ひとり暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、ひとり暮らし高齢者基礎調査のデータにより把握する。
- エ 民生・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。
- オ 福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する。
- カ 避難行動要支援者本人から同意を得て把握する。

(3) 避難支援等関係者となる者

避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を実施するため、避難支援等関係者については以下のとおりとする。

- ア 自主防災組織
- イ 民生・児童委員
- ウ 社会福祉協議会
- エ 消防署
- オ 消防団
- カ 警察署

(4) その他避難行動要支援者名簿の活用・運用について必要な事項

避難行動要支援者名簿の作成・活用・運用に係る具体的な手順等については、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき「避難支援プラン全体計画」に掲載するものとする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

- (1) 市は、避難支援等関係者として市地域防災計画に定めた自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、県警察に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいを防止するため、避難支援等関係者から避難行動要支援者名簿に関する覚書を締結し、個人情報外部提供申請書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

また、市や福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

3 避難体制の強化

市は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン全体計画」に定め、要配慮者が必要な生活支援や相談等を受けられるように特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の整備

市長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した避難案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

市は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

6 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施 設 の 種 類
<p>①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、障害児通所支援施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター</p>
<p>②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 通所介護施設、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設、養護老人ホーム、介護老人福祉施設、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス事業所、地域密着型通所介護事業所、老人福祉センター、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅</p>
<p>③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所】(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む) 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助</p>
<p>④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第11項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設</p>
<p>⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第25項、第26項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム</p>
<p>⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設</p>
<p>⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】</p>
<p>⑨小学校 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第29条に基づく小学校】</p>
<p>⑩中学校 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第45条に基づく中学校】</p>
<p>⑪高等学校 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第50条に基づく高等学校】</p>
<p>⑫中等教育学校 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第63条に基づく中等教育学校】</p>
<p>⑬その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設 イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校 ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所 エ【その他実質的に要配慮者に関連する施設】</p>

7 建物等の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の耐震化、不燃化を図るとともに、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、災害に対する安全性を確保するものとする。

8 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 施設の立地環境による災害危険性(地震や風水害・雪害による洪水等)の把握及び職員への周知
- イ 地震情報や防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)
- オ 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

上記に加え、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、当該計画に基づき、自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告するものとする。

9 市の対応

- (1) 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を適切に指定し、地域防災計画において、これらの名称及び所在地について定めるものとする。なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。
- (2) 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。さらに、当該施設の所有者又は管理者が、洪水予報等の情報伝達訓練を実施する場合には、これを支援する。
- (3) 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画が未作成の場合には、所有者又は管理者に対し、作成に係る必要な指示を行う。なお、当該施設の所有者又は管理者が、指示に従わなかったときには、必要に応じてその旨を公表する。
- (4) 市は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

- ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水等)に関する情報の提供
- イ 地震情報や防災気象情報の提供
- ウ 避難指示等の基準、指定避難所等、避難経路、避難方法等に関する情報の提供
- エ 要配慮者利用施設に対する避難指示等の伝達体制の整備
- オ 緊急時における市と要配慮者利用施設との連絡体制の整備
- カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- キ 要配慮者利用施設における防災教育への協力
- ク 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についての定期的な確認

10 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、市と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と要配慮者利用施設との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- ウ 要配慮者利用施設における防災教育への協力

11 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、要配慮者利用施設における避難誘導、救出等の体制整備に協力するものとする。

12 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

13 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

《関係資料》

- 資料編 15－1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表
- 15－3 要配慮者利用施設一覧表

※伊勢崎市耐震改修促進計画

第5章 その他の災害予防

第1節 文化財の災害予防

【文化財保護課、消防機関、文化財所有者】

1 予防体制の確立

指定文化財建造物又は文化財を所蔵する建造物については、災害による滅失、毀損を防止するため、消防機関等と協力し、所有者、管理団体に対し、次の事項を指導するものとする。また、美術工芸品等については、極力耐火、耐震性能を有する収蔵庫に保管するよう指導するものとする。

- ア 防火管理体制の完備
- イ 火気使用の注意又は制限
- ウ 火災危険箇所の早期発見と早期改善
- エ 消火設備の完備
- オ 警報設備の完備
- カ 避雷装置の積極的な設置
- キ 消防用水の確保
- ク 消防自動車進入道路の確保
- ケ 防火壁、防火扉、防火帯及び防火戸の積極的な設置
- コ 自衛消防体制の確立及び訓練の実施
- サ 毀損等の事故防止措置

2 文化財に対する防災意識の高揚

文化財に関するイベント等を通じて、文化財所有者及び市民に対して、文化財保護意識並びに文化財に対する防災意識の高揚を図る

《関係資料》

資料編 14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

第2節 帰宅困難者対策

【安心安全課、文化観光課、交通政策課、学校教育課、県、事業者（企業）、自主防災組織】

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。

1 帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、市内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。また、群馬県地震被害想定調査の予測対象範囲外ではあるが、市内には、様々な観光施設がある。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

【帰宅困難者数の予測結果一覧表】 (群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）から抜粋)

	通勤者（人）			関東平野北西縁 断層帯主部		太田断層		片品川断層	
	市内から	市外から	合計	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者
伊勢崎市	93,546	33,530	127,076	19,035.2	108,040.8	19,035.2	108,040.8	0.0	127,076.0

2 市の帰宅困難者に対する取組み

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時滞在施設の提供

市は、帰宅困難者のための、指定している既存の指定避難所など、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者発生が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

市は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設等の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導體制の整備に努めるものとする。

5 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第3節 災害廃棄物対策

【安心安全課、環境政策課、施設管理者、建築物所有者】

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 市及び施設管理者、建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物の処理方法等について示した災害廃棄物処理に関する計画を策定するものとする。
- (4) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (5) 市は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第4節 罹災証明書の発行体制の整備

【安心安全課、社会福祉課、資産税課】

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

《関係資料》

資料編 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

3. 風水害・雪害 災害応急対策編

災害応急対策（風水害・雪害）

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、市が当たる。

また、市の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、県及び国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

〈用語の読替え〉

災害対策本部等が設置されたときは、次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部が設置されたとき	□□部○○課	読 み 替 え
		→ □□対策部○○班

第1章 災害発生直前の対策

風水害・雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1節 警報等の伝達

【安心安全課、消防機関、交通政策課、県、前橋地方气象台、鉄道事業者、その他の防災関係機関】

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方气象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、次表のとおりである。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要・発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 平坦地：3時間雨量 120mm 平坦地以外：1時間雨量 80mm 表面雨量指数基準：21（浸水害）

3. 風水害・雪害 災害応急対策編
第1章 災害発生直前の対策

特別警報・警報・注意報の種類	概要・発表基準
	<p>洪水警報</p> <p>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>平坦地：3時間雨量 120mm 平坦地以外：1時間雨量 80mm 流域雨量指数基準：利根川流域=86.7、早川流域=18.3、広瀬川流域=24.4、藤川流域=6.8、葦川流域=7.7、粕川流域=17.3、大川流域=5.7、荒砥川流域=17.9 複合基準：早川流域=(14、17.3)、広瀬川流域=(12、21.9)、葦川流域=(8、6.3) 指定河川洪水予報による基準：鳥川流域[岩鼻]、神流川[若泉]、利根川上流部[八斗島]</p>
	<p>大雪警報</p> <p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間降雪の深さ 10cm</p>
	<p>暴風警報</p> <p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速 18m/s</p>
	<p>暴風雪警報</p> <p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 平均風速 18m/s</p>
注意報	<p>大雨注意報</p> <p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平坦地：3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 30mm 表面雨量指数基準：11 土壌雨量指数基準：100</p>
	<p>洪水注意報</p> <p>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平坦地：3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 30mm 表面雨量指数基準：11 流域雨量指数基準：利根川流域=69.3、早川流域=14.6、広瀬川流域=19.5、藤川流域=5.4、葦川流域=6.1、粕川流域=13.8、大川流域=4.5、荒砥川流域=14.3 複合基準：早川流域=(5、14.6)、広瀬川流域=(7、19.5)、葦川流域=(5、5.7)、大川流域=(5、4.5) 指定河川洪水予報による基準：利根川上流部[八斗島]</p>
	<p>大雪注意報</p> <p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間降雪の深さ 5cm</p>
	<p>強風注意報</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速 13m/s</p>
	<p>風雪注意報</p> <p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 平均風速 13m/s</p>
	<p>濃霧注意報</p> <p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視距 100m</p>
	<p>雷注意報</p> <p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
	<p>乾燥注意報</p> <p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 最小湿度 25%で実効湿度 50%^[1]</p>
	<p>なだれ注意報</p> <p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ①積雪があつて、24時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温が 5℃以上、又は日降水量が 15mm 以上</p>
	<p>着氷注意報</p> <p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p>
	<p>着雪注意報</p> <p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p>
	<p>融雪注意報</p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。</p>
	<p>霜注意報</p> <p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下</p>
	<p>低温注意報</p> <p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表される。 夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合</p>

警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

群馬県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報的一种として発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県危機管理課に通報するものとする。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）

ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。

(3) 火災気象通報は、天気予報等の発表区分に従い、群馬県南部、群馬県北部の2区域により行うものとする。

4 消防法に基づく火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

5 水防法に基づく洪水予報・洪水警報

（伊勢崎市水防計画の定めるところによる。）

6 水防活動用警報等

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

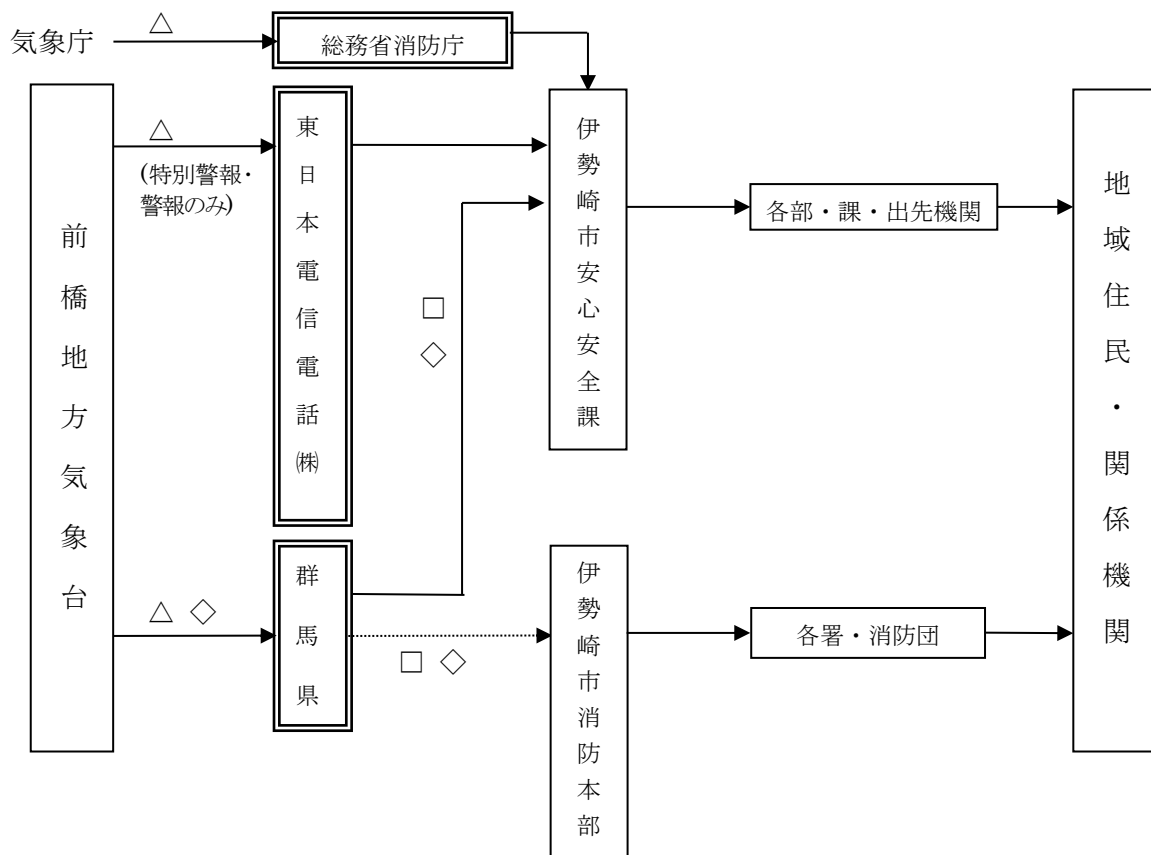
発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する 警報・注意報	一般の利用に適合する 警報・注意報	概 要
水防活動用気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

7 気象情報の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

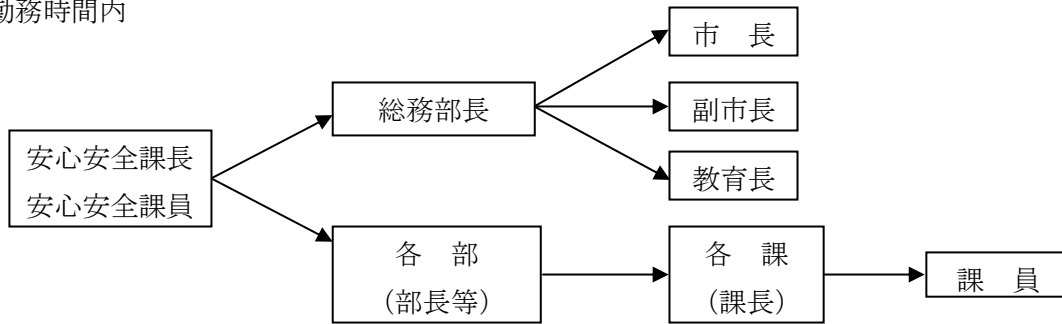


(凡例)

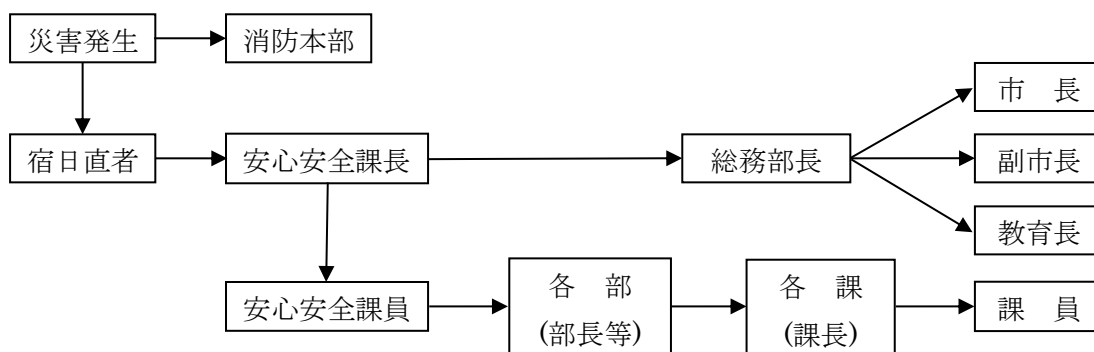
- 気象業務法又は基本法に基づく伝達系統
- 機関相互の合意等に基づく伝達系統
- ▭ 気象業務法に基づき気象庁から警報等の伝達を受ける機関
- ◎ 防災情報提供システム（専用線）
- △ 専用回線
- 群馬県総合防災情報システム（県防災情報通信ネットワーク）
- ◇ 防災情報提供システム（インターネット）補助伝達手段

(2) 市安心安全課からの通報伝達系統(詳細)

① 勤務時間内



② 勤務時間外 (休日・祝祭日含)



(3) 水防法に基づく伝達系統

(伊勢崎市水防計画の定めるところによる。)

8 住民等に対する気象情報の周知

- (1) 放送機関は、前橋地方気象台から注意報又は警報の伝達を受けたときは、放送を通じて住民等に周知するものとする。特に、警報については、速やかに周知するよう努めるものとする。
- (2) 市は、県から注意報又は警報の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、いせさき情報メール、防災行政無線、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、市が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、市は直ちに住民等に周知するものとする。
- (3) 鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、事故や列車の駅間停車、駅での混乱等を防ぐほか、利用者の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、その際には、あらかじめ作成した情報提供タイムラインに基づき、利用者及び関係機関等への情報提供を適切に行うものとする。

《関係資料》

- 資料編 6-1 伊勢崎市防災行政無線局関係図
6-3 群馬県防災情報通信ネットワーク図

第2節 避難誘導

【総務部、企画部、市民部、健康推進部、福祉こども部、長寿社会部、県、消防機関、警察機関、自衛隊、自主防災組織】

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ウ 市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- オ 市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保」を発令するものとする。
- カ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- キ 市長のほか法令に基づき避難指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示を行うものとする。
- ク 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ケ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。
- コ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。

表 1

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 (基本法第 56 条)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の避難開始 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 一般住民の避難準備 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（市長） (水防法第 29 条)	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長、知事又は警察官 (基本法第 60 条及び第 61 条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示（必要と認める地域の必要と認める居住者等に対するもの。） 立退き先の指示 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 警察官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	市長、知事又は警察官 (基本法第 60 条及び第 61 条)	・緊急安全確保の指示 (必要と認める地域の必要と認める居住者等に対するもの。)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 警察官は、市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。

表 2

	警戒レベル	立ち退き避難が必要な際に住民がとるべき行動
高齢者等避難	警戒レベル 3	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・要配慮者等※は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・要配慮者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
避難指示	警戒レベル 4	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	警戒レベル 5	【直ちに安全確保】 ・既に災害が発生または切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

		・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
--	--	---

(2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)

(3) 伝達方法

避難指示等は、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達については、市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに消防機関、県(伊勢崎行政県税事務所)を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署等に連絡するものとする。

(5) 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難誘導

市、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し、次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所や指定避難所等の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講じる。

3 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険

を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに消防機関、県(伊勢崎行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署等に連絡するものとする。

《関係資料》

資料編 15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表

※伊勢崎市水防計画

第3節 災害未然防止活動

【土木課、道路維持課、土地改良課、下水道施設課、社会福祉課、消防機関】

1 被災者への物資支援の充実

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

3 堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者その他の堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

《関係資料》

※伊勢崎市堰及び水門一覧表（伊勢崎市水防計画）

第2章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

風水害・雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

【災害情報収集担当課（次頁）、住家人的被害調査員、消防機関、要配慮者利用施設の管理者、警察機関、県、その他の防災機関】

市及び県、その他の防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 市における災害情報の収集

市は、地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。具体的には、庁内各課・出先機関は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣して情報収集に当たらせるものとする。被害世帯員数等については、現地調査のほか住民登録等諸帳簿と照合するものとする。また、災害発生時における行政区内担当職員は区長から情報を収集し対策本部へ報告するものとする。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の防災関係機関への共有を図るものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

(2) 消防機関における災害情報の収集

消防本部は、市民等からの119番通報等による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

(3) 伊勢崎警察署における災害情報の収集

伊勢崎警察署は、市民等からの110番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ警察官を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

(4) 主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

● 市における主な災害情報の収集担当課は次表のとおりである。

主な被害区分	情報収集担当課	責任者 上段・正 下段・副	協力・応援機関・団体
住家人的等被害	安心安全課 (災害対策本部が設置されたときは市民税課・資産税課・収納課)	安心安全課長 防災係長 (市民税課長・資産税課長・収納課長)(税制係長、資産税係長、収納係長)	被害調査連絡責任者 被害調査連絡員 区長会、社会福祉課 環境保全課
市有財産	管財課	管財課長 管財係長	
人的被害 (物資救援)	社会福祉課	社会福祉課長 社会福祉係長	日本赤十字社(群馬支部)
医療機関	健康づくり課 伊勢崎市民病院	健康づくり課長 保健予防係長 病院総務課長 病院総務係長	医師会 伊勢崎市民病院 伊勢崎佐波医師会病院等
社会福祉施設	子育て支援課、こども保育課、 社会福祉課、障害福祉課、 高齢政策課、介護保険課、 健康給食課	子育て支援課長、こども保育課長、 社会福祉課長、障害福祉課長、 高齢政策課長、介護保険課長、 健康給食課長	要配慮者利用施設
農林業関係	農政課	農政課長 農政係長	佐波伊勢崎農協
農業用施設	土地改良課	土地改良課長 土地改良係長	佐波伊勢崎農協
商工業関係	商工労働課	商工労働課長 商工振興係長	伊勢崎商工会議所、 群馬伊勢崎商工会
環境関係	環境政策課	環境政策課長 資源化推進係長	環境指導委員会
衛生関係	環境保全課	環境保全課長 環境保全係長	環境指導委員会
清掃関係	環境政策課	環境政策課長 清掃企画係長	環境指導委員会
下水道施設	下水道施設課	下水道施設課長 施設管理係長	
土木関係	土木課 道路維持課	土木課長 道路係長 河川橋りょう係長 道路維持課長 工務維持係長 道路管理係長	建設業協会 区長会

主な被害区分	情報収集担当課	責任者 上段・正 下段・副	協力・応援機関・団体
公園緑地関係 街路樹関係	公園緑地課	公園緑地課長 維持管理係長	造園事業協同組合 地域住民
公営住宅等施設	住宅課	住宅課長 住宅管理係長	
スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ振興課長 スポーツ振興係長	スポーツ協会
水道施設	上下水道局総務課	上下水道局総務課長 総務係長	管工設備協同組合
教育施設	教育部総務課 教育施設課	総務課長 総務係長 教育施設課長 維持係長	小・中学校 幼稚園・四ツ葉学園中等 教育学校等
各支所	庶務課	庶務課長 行政係長	支所各課、各施設 区長会 自主防災組織等

● 消防機関における主な災害情報の収集担当課は次表のとおりである。

主な被害区分	情報収集担当課	責任者	関連機関
住家人的等被害 火災被害	消防本部総務課 予防課 警防課（消防機関の主担当及び 現場情報収集担当） 救急課 通信指令課 （災害即報担当） 各消防署・分署 （現場情報収集担当）	総務課長 総務課 課長補佐又は係長 予防課長 予防課 課長補佐又は係長 警防課長（主担当） 警防課 指揮隊長、課長補佐又は係長 救急課長 救急課 課長補佐又は係長 通信指令課長 通信指令課 課長補佐又は係長 各消防署長 各副署長・各分署長	伊勢崎市消防団

2 災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

(1) 基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに伊勢崎行政県税事務所を經由して県危機管理課に報告する。

イ この際、伊勢崎行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。報告の頻度は次による。

①第1報は、被害状況を確認し次第報告。

②第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害に変動せず、その他の被害に変動がある場合は3時間ごとに報告。

③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に6時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	-----	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損	-----	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	-----	名称
○その他のうち田畑の被害	-----	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	-----	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	-----	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	-----	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	-----	箇所数
○火災のうち建物	-----	棟数
○火災のうち危険物その他	-----	名称

(2) 基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係出先機関その他関係機関に連絡する。

(3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

3 消防機関における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市及び県危機管理課に報告するものとする。

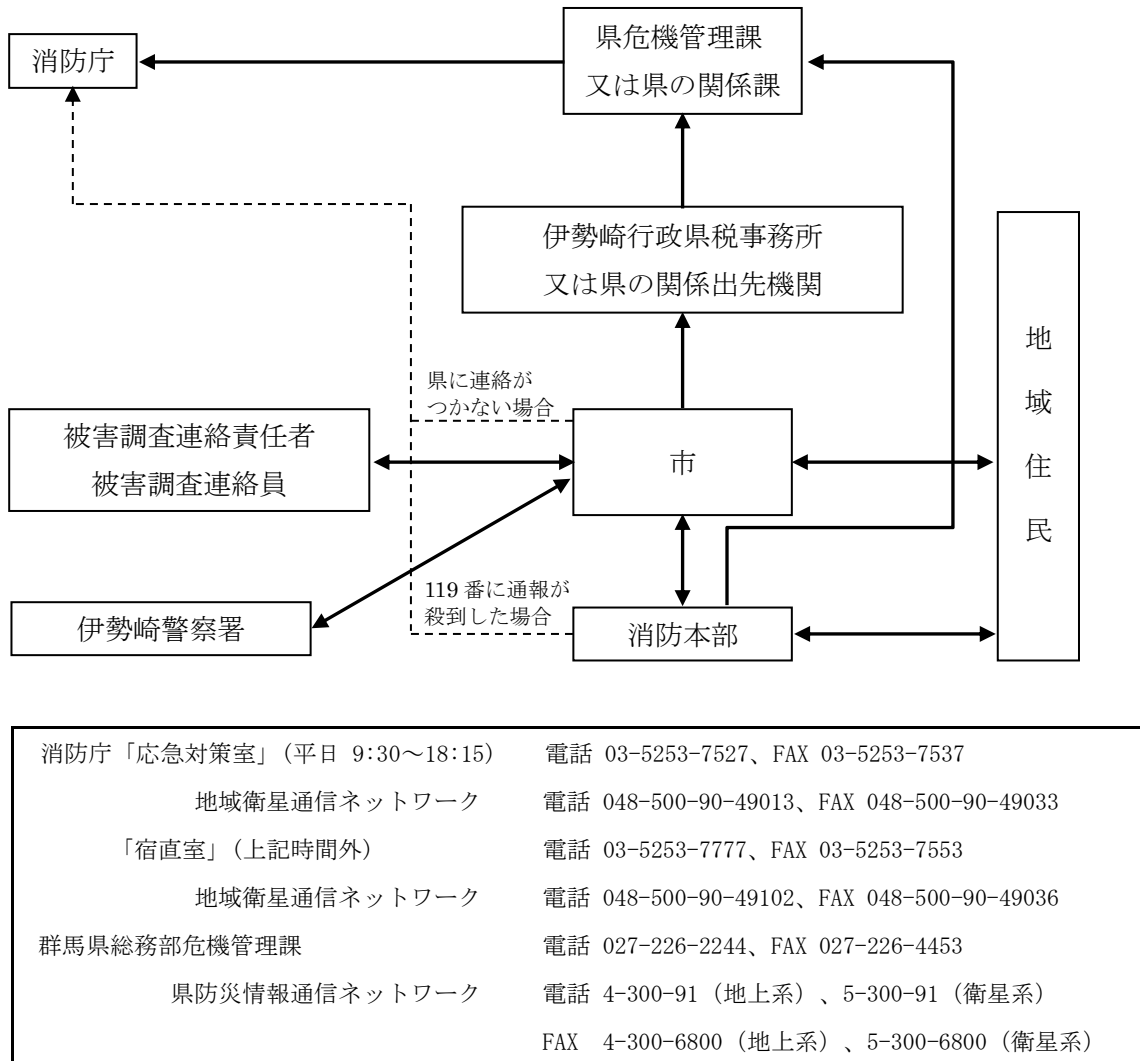
なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づきその状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)又は第4号様式(その2)(被害状況即報)(資料編5-1-1、5-1-2)による。

4 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

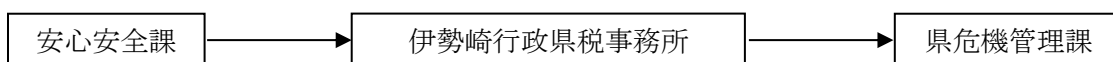
5 災害情報の連絡系統

(1) 情報連絡系統図



(2) 基本法及び消防組織法に基づく報告系統

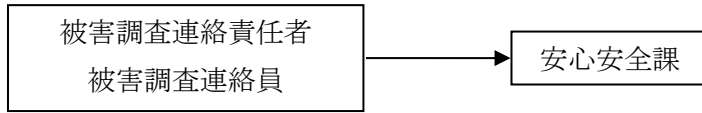
報告の方法は、県防災情報通信ネットワーク、電話・ファクシミリ等で行う。



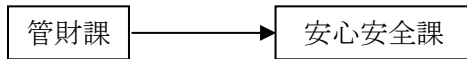
(3) 基本法及び消防組織法に基づかない報告系統

ア 住家人的等一般被害調査報告

安心安全課（災害対策本部を設置した場合は本部）からの指令又は災害発生の実事により担当行政区の被害状況を調査し報告する。



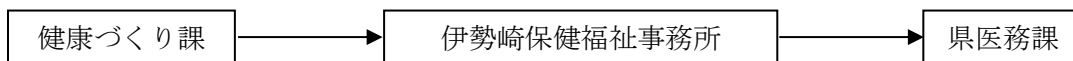
イ 市有財産被害状況報告



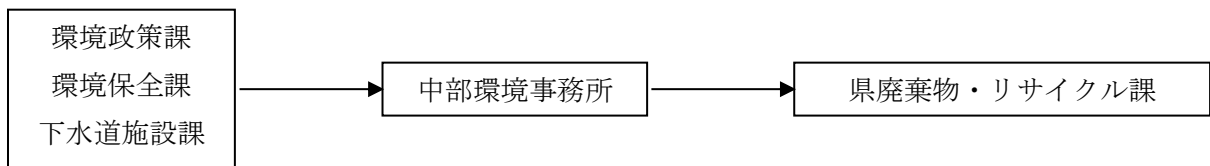
ウ その他報告

被害状況報告は、下記の系統により所定の様式を用いて県防災情報通信ネットワーク、電話・ファクシミリ等で行う。同時に報告書の写しを安心安全課へ提出するものとする。

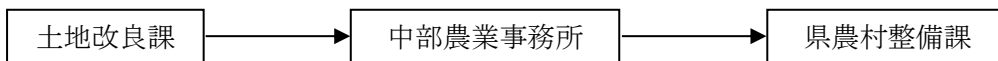
a) 医療関係被害状況報告、防疫関係被害状況報告



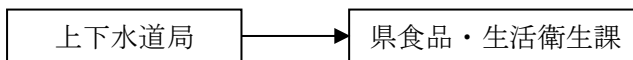
b) 清掃（含下水処理）施設被害及び清掃関係事業等状況報告



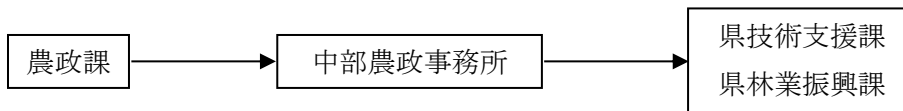
c) 農業用施設被害状況報告



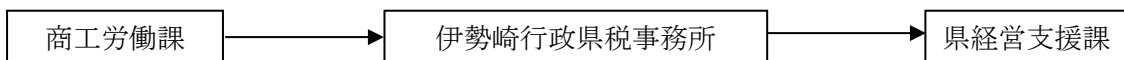
d) 水道施設被害状況報告



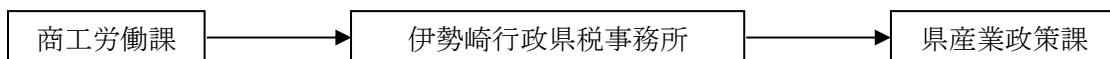
e) 農漁業被害調査報告、林業関係被害報告



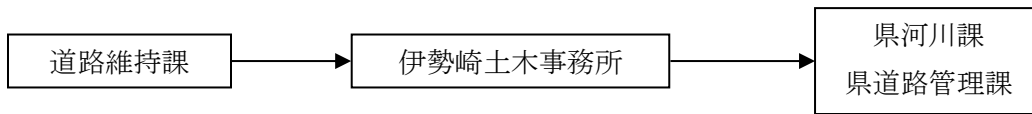
f) 商業関係被害状況報告



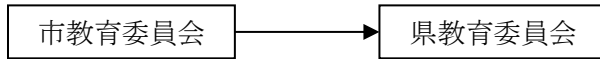
g) 工業関係被害状況報告



h) 公共土木施設被害状況報告

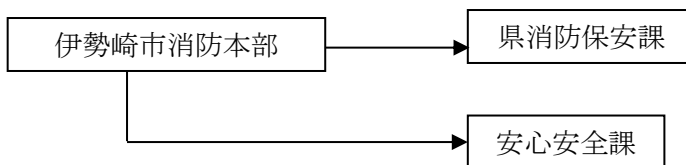


i) 公立学校教育施設被害状況報告



(4) 消防機関における災害情報の報告系統

報告の方法は、県防災情報通信ネットワーク、電話・ファクシミリ等で行う。



《関係資料》

- 資料編 5-1-1 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1) (災害概況即報)
- 5-1-2 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)別紙
- 5-1-3 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2) (被害状況即報)
- 5-1-4 「災害報告取扱要領」 (災害確定報告)
- 5-2-1 参考様式1 人的被害状況集計 ※災害確定報告添付資料
- 5-2-2 参考様式2 建物被害状況集計 ※災害確定報告添付資料
- 5-2-3 市有財産被害状況報告
- 5-2-4 医療関係被害状況報告
- 5-2-5 防疫関係被害状況報告
- 5-2-6 清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告
- 5-2-7 水道施設被害状況報告
- 5-2-8 農漁業被害調査報告様式2 (別紙1)
- 5-2-9 農漁業被害調査報告様式2 (別紙7)
- 5-2-10 林業関係被害状況報告
- 5-2-11 商業関係被害状況報告
- 5-2-12 工業関係被害状況報告
- 5-2-13 公共土木施設被害状況報告
- 5-2-14 公立学校教育施設被害状況報告
- 5-3-1 「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)
- 5-3-2 「火災・災害等即報要領」第2号様式(特定の事故)
- 5-3-3 「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (4) 「大規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
- (5) 「中規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のも。
- (6) 「半壊」とは、居住する住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のも。
- (7) 「準半壊」とは、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
- (8) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。

(9) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。

(10) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。

ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

(4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。

(5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。

(7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

(8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。

(9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。

(10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。

(11) 「被害船舶」とは、櫓のみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

(12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。

(13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。

(14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。

(15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。

(16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。

(17) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。

(18) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

第2節 通信手段の確保

【安心安全課、消防機関、県、警察機関、電気通信事業者、その他の防災関係機関】

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。また、市の情報通信手段の機能に支障が生じた場合は、直ちに関東総合通信局に連絡するものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

市及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 電気通信事業者による重要通信の確保

電気通信事業者は、被害により電話が不通になったときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとする。

また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、市、県等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

4 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次に掲げる通信施設を利用し災害に関する通信の確保を図る。

- (1) 防災行政無線
- (2) 電波法 52 条に基づく、次に掲げる機関の非常無線通信

ア 関係機関(消防機関、警察機関、電力会社、鉄道会社)が保有する無線	ウ アマチュア無線等
イ 放送局の有する無線	

- (3) 携帯電話等

5 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要の重要通信を確保するために N T T 電話サービスであらかじめ登録された災害時有線電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

《関係資料》

- 資料編 6-1 伊勢崎市防災行政無線局関係図
- 6-2 伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表
- 6-3 群馬県防災情報通信ネットワーク図
- 6-4 災害時優先電話回線数一覧表
- 13-1 報道関係機関一覧表

第3章 活動体制の確立

災害が発生し被害の程度が不明な時又は災害の発生するおそれのある場合で、主として情報の収集や連絡活動が必要な場合に災害警戒本部を設置する。

収集・連絡された情報に基づき、市長は伊勢崎市災害対策本部条例（平成17年 条例24号）の定めるところにより、応急対策の活動体制を迅速かつ的確に確立するため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を決定するものとする。災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害警戒本部の設置等

【安心安全課】

1 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警戒本部及び災害対策本部が設置されないときは、各部課において関係機関と連携を取りながら当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

なお、この場合の各部課の事務分掌は、本章第3節5の災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

2 災害警戒本部の設置

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係部局長と協議の上必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 市内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の密接な連絡・調整が必要な場合。
- (2) 気象警報又は特別警報の発表の有無に関わらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害の態様、規模又は社会的影響からみて、その対応について関係部局相互の密接な連絡・調整が必要な場合。

3 災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は総務部長とし、各部課の事務分掌は、本章第3節5の災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

4 災害警戒本部廃止の決定

総務部長は、災害による被害の発生するおそれなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

5 水防本部の設置

(1) 暴風雨や洪水等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、平時の態勢又は災害警戒本部の体制では対応できないと判断した場合、市長を本部長とする水防本部を設置するものとする。

なお、この場合の各部課の事務分掌は伊勢崎市水防計画に基づき行うものとする。

(2) 水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統合され水防事務を処理するものとする。

(3) 市の区域について水害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は水害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、水防本部を廃止するものとする。

第2節 災害対策本部の設置

【総務対策部】

災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 設置の決定(設置基準)

市長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。
- (2) 次の場合で市長が必要と認めたとき。
 - ア 市内に気象警報又は特別警報が発表され、水防計画に基づく水防組織では対応できない様な相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。
 - イ 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について市長による指揮が望ましい場合。

2 設置場所

災害対策本部は、伊勢崎市庁舎東館3階にある災害対策室に設置するが、被害を受け使用不能となった場合は、災害の発生状況に応じて適宜判断し他の施設に本部を置く。

3 廃止の決定

本部長(市長)は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

4 設置及び廃止の通知

- (1) 本部長(市長)は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県知事又は伊勢崎行政県税事務局長、関係防災機関(消防機関、警察機関)、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。
- (2) 本部員は、通知を受けた場合は、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

5 本部会議

- (1) 災害対策本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長(市長)、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

6 本部連絡員

- (1) 災害対策本部の各本部員は、部内に本部連絡員を決めておく。
- (2) 本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各部相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

7 関係機関に対する職員派遣の要請等

本部長(市長)は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。
また、本部長は、必要に応じ、関係機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

8 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。
活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ① 通信手段の確保
- ② 被害情報の収集、連絡
- ③ 負傷者の救出・救護体制の確立
- ④ 医療活動体制の確立
- ⑤ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥ 避難受入活動
- ⑦ 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑧ ライフラインの応急復旧
- ⑨ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩ 社会秩序の維持
- ⑪ 公共施設・設備の応急復旧
- ⑫ 災害広報活動(随時)
- ⑬ ボランティアの受入(随時)
- ⑭ 二次災害の防止(随時)

9 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第3節 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織系統は、次図のとおりとする。



2 本部の事務手続き

(1) 本部会議における協議事項

- ① 災害予防、災害応急対策に関すること
- ② 動員・配備体制に関すること
- ③ 災害対策本部の閉鎖に関すること
- ④ 各部の調整事項に関すること
- ⑤ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- ⑥ 市民への避難指示及び誘導に関すること
- ⑦ 県及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑧ 自衛隊災害派遣要請に関すること
- ⑨ 関係機関、他の市町村等への対策又は応援要請に関すること
- ⑩ 救助法の適用要請に関すること
- ⑪ 激甚災害の指定の要請に関すること
- ⑫ 災害復旧に関すること
- ⑬ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- ⑭ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

(2) 本部会議における発信事項及び受信事項の処理

ア 発信手続き

- ① 総務部長は、本部長の指示事項及び本部会議における決定事項のうち、必要なものについては発信文を発議させ、各部長及び本部連絡員に伝達する。
- ② 各部長及び本部連絡員は前記①の発信事項を所属職員に伝達、周知しなければならない。

イ 受信手続き

- ① 災害対策本部の受信事項は、安心安全班が処理する。
- ② 安心安全課長は、各部又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、本部会議に付議しなければならない。

3 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

また、副本部長が事故等によりその職務を代理できないときは、伊勢崎市長職務代理者規則（平成17年1月1日規則第10号）に基づき、その職務を代理することとする。

4 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

5 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は概ね次表のとおりとする。

令和3年4月1日

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
総務対策部 （総務部長） （監査委員事務局長） （副部長）	秘書班 （秘書課長）	1 災害時における秘書に関する事 2 災害見舞視察者に関する事
	総務班 （総務課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 議会との連絡調整に関する事 3 その他いずれの班にも属さない事項に関する事
	行政班 （行政課長）	1 各行政町内、自主防災組織との連絡調整に関する事 2 庁舎の整備及び維持管理並びに構内の取締りに関する事 3 災害情報等の庁内放送に関する事 4 非常用発電設備による電力供給に関する事 5 庁舎管理用水の確保に関する事
	管財班 （管財課長）	1 緊急通行車両の確認申請に関する事 2 車両の確保、配車及び罹災者、対策要員、物資等の輸送に関する事 3 燃料の供給に関する情報の収集及び取りまとめに関する事 4 重要な施設等への燃料の供給の要請に関する事
	職員班 （職員課長）	1 職員の動員、派遣要請及びあっせんに関する事 2 公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関する事
	安心安全班 （安心安全課長）	1 本部の開設及び閉鎖に関する事 2 本部長又は本部会議からの指示、命令等に係る伝達に関する事 3 市防災会議との連絡に関する事 4 水防に関する総合調整に関する事 5 防災行政無線に関する事 6 災害情報及び気象注意報・警報等の受信及び伝達に関する事 7 被害状況及び災害応急対策実施状況取りまとめ報告に関する事 8 県、指定地方行政機関、他市町村への職員派遣要請に関する事 9 相互応援協定による応援要請に関する事 10 自衛隊の派遣及びその他関係機関への要請連絡に関する事 11 救助法の適用に関する事 12 防犯に関する事
	応援班 （選挙課長・監査課長）	1 本部長の特命事項に関する事
企画対策部 （企画部長） （副部長）	企画調整班 （企画調整課長） （事務管理課長） （情報政策課長） （広報課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 災害時における県及び近接市町村との連絡調整に関する事 3 電子計算機等に関する事 4 災害統計に関する事 5 災害の報道及び啓発、宣伝に関する事 6 市民の苦情の処理に関する事
財政対策部 （財政部長） （副部長）	財政班 （財政課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 災害対策に係る予算措置に関する事 3 災害義援金品の配分に関する事
	契約検査班 （契約検査課長）	1 災害復旧契約に関する事 2 物品・資器材燃料等納入業者の被災状況確認、納入可否状況の把握に関する事 3 電子入札システム機器財務会計システム機器の保全及び障害の把握復旧に関する事 4 システム障害による稼働停止時の各種処理に対する対応に関する事
	市民税班（市民税課長） 資産税班（資産税課長） 収納班（収納課長）	1 市民税等の徴収に関する事 2 家屋等の被害状況調査と報告に関する事 3 固定資産税等の徴収猶予及び減免に関する事 4 その他税務一般に関する事。

3. 風水害・雪害 災害応急対策編
第3章 活動体制の確立

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
市民対策部 （市民部長） （副部長）	市民班 （市民課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 死体の火葬・埋葬に関する事 3 避難者の避難状況の取りまとめに関する事 4 死者、負傷者、行方不明者の取りまとめに関する事
	市民活動班 （市民活動課長）	1 罹災者からの陳情に関する事。 2 被災者相談窓口の開設に関する事 3 民間ボランティアの受入れ及び配置に関する事
市民対策部 （市民部長） （副部長）	人権班 （人権課長）	1 男女共同参画に関する事。 2 同和団体との連絡調整に関する事
	国際班 （国際課長）	1 外国人に対する情報提供に関する事 2 災害時外国人支援ボランティアに関する事
環境対策部 （環境部長） （副部長）	環境政策班 （環境政策課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 被災地の清掃に関する事 3 清掃施設の災害対策に関する事
	環境保全班 （環境保全課長）	1 災害発生時における公害対策に関する事 2 伝染病の防疫に関する事 3 鼠族及び昆虫駆除に関する事 4 災害発生時における空家等対策に関する事
	交通政策班 （交通政策課長）	1 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関する事 2 緊急通行車両の確認事務に関する事 3 公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事 4 公共交通機関に対する緊急輸送の協力の要請に関する事
健康推進対策部 （健康推進部長） （副部長）	国民健康保険班 （国民健康保険課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 国民健康保険等に関する事
	年金医療班 （年金医療課長）	1 後期高齢者医療等に関する事
	健康づくり班 （健康づくり課長）	1 医療要員、医療用資機材及び医薬品の確保に関する事 2 罹災者の医療、救護、助産に関する事 3 救護所の設置、管理、負傷者の収容に関する事 4 罹災者の健康の確保に関する事 5 食品衛生の確保に関する事 6 防疫活動に関する事 7 伊勢崎市医師会災害緊急医療対策本部及び医療機関との連絡に関する事
	スポーツ振興班 （スポーツ振興課長）	1 スポーツ施設の被害調査及び報告に関する事 2 スポーツ施設利用者の避難等に関する事
福祉子ども対策部 （福祉子ども部長） （副部長）	社会福祉班 （社会福祉課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 福祉施設の被害調査及び報告に関する事 3 指定避難所等の応急衣料、寝具、生活必需品の配給に関する事 4 福祉施設入居者の避難等の指導に関する事 5 日赤、社会福祉協議会及びそれらのボランティア活動の支援に関する事 6 救助法、災害弔慰金・災害援助資金に関する事 7 救助物資の保管及び受払いに関する事 8 死体の埋葬に関する事（身元不明者） 9 被災者名簿の作成及び罹災証明に関する事 10 災害により生活困難となった者の調査及び援護に関する事
	子育て支援班 （子育て支援課長）	1 所管福祉施設の被害調査及び報告に関する事 2 保育児童の避難などの指導に関する事
	子ども保育班 （子ども保育課長）	1 保育所の被害調査及び報告に関する事 2 保育児童の避難などの指導に関する事 3 所管福祉施設児童の避難に関する事

3. 風水害・雪害 災害応急対策編
第3章 活動体制の確立

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
福祉こども対策部 (福祉こども部長) (副部長)	障害福祉班 (障害福祉課長)	1 障害者施設の被災状況の把握に関する事 2 罹災障害者の保護・救済に関する事
長寿社会対策部 (長寿社会部長) (副部長)	高齢政策班 (高齢政策課長) 指導監査班 (指導監査課長)	1 部内各班の総合調整に関する事 2 高齢者福祉施設の被害調査及び報告に関する事 3 高齢者の避難等の指導に関する事 4 高齢者の介護等に関する事
	介護保険班 (介護保険課長)	1 要介護者の被害調査及び報告に関する事 2 要介護者の避難等の指導に関する事
産業経済対策部 (産業経済部長) (副部長)	商工労働班 (商工労働課長)	1 部内各班の総合調整に関する事 2 事業所、商工業関係の被害状況の調査報告に関する事 3 被災商工業者に対する金融対策に関する事 4 商品の流通、価格安定に関する事
	企業誘致班 (企業誘致課長)	1 工業団地の被害調査及び報告に関する事 2 被災企業の相談に関する事
	文化観光班 (文化観光課長)	1 文化観光施設等の被害状況の把握に関する事 2 本部長の特命事項に関する事
農政対策部 (農政部長) (副部長)	農政班 (農政課長)	1 部内各班の総合調整に関する事 2 農畜林水産業施設の被害調査及び報告に関する事 3 農地の被害状況等の調査報告に関する事 4 保安林の被害状況等の調査報告に関する事 5 被害農畜畜関係の応急措置に関する事 6 被害農家の営農指導に関する事 7 応急食料品の調達及び配給に関する事
	土地改良班 (土地改良課長)	1 土地改良事業の被害調査及び応急措置に関する事 2 被害状況調査に関する事。 3 本部長の特命事項に関する事
	農業委員会 (事務局長)	1 所管事務に関する被害調査に関する事
建設対策部 (建設部長) (副部長)	土木班 (土木課長)	1 部内各班の総合調整に関する事 2 土木関係災害情報の収集に関する事 3 災害対策のための建設業者との連絡調整に関する事 4 橋梁の応急復旧に関する事 5 河川情報の収集その他水害予防に関する事 6 被害河川の応急処置に関する事
	道路維持班 (道路維持課長)	1 道路に係る災害情報の収集に関する事 2 緊急輸送道路の確保に関する事 3 道路の応急復旧に関する事 4 緊急を要する補修工事に関する事 5 道路の災害工事に関する事
	建築指導班 (建築指導課長) 住宅班 (住宅課長) 建築班 (建築課長)	1 市有建築物の災害対策に関する事 2 被災市営住宅に関する事 3 応急仮設住宅の建設に関する事 4 被災建築・被災宅地応急危険度判定士の要請に関する事 5 被害建築物の調査に関する事 6 建築業者等の指導連絡に関する事 7 被害状況の把握及び応急処置に関する事 8 住宅金融支援機構の特別融資に関する事 9 公営賃貸住宅及び民間賃貸住宅への応急入居の確保に関する事

3. 風水害・雪害 災害応急対策編
第3章 活動体制の確立

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
都市計画対策部 （都市計画部長） （副部長） （中心市街地整備 事務所長）	都市計画班 （都市計画課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 都市計画道路の被害調査及び応急措置に関する事
	公園緑地班 （公園緑地課長）	1 公園緑地、街路樹関係の被害調査及び応急措置に関する事
	区画整理班 （区画整理課長）	1 組合施行区画整理事業の災害対策の指導に関する事 2 区画整理区域内の被害調査及び応急措置に関する事
	都市開発班 （都市開発課長） 市街地整備班 （市街地整備課長）	1 所管施設の被害調査及び報告に関する事 2 所管施設の災害応急対策及び復旧に関する事 3 区画整理区域内の公共施設被害調査及び応急措置に関する事
公営事業対策部 （公営事業部長）	事業班 （事業課長）	1 所管施設の被害調査及び報告に関する事 2 所管施設の災害応急対策及び復旧に関する事
上下水道対策部 （上下水道局長）	総務班 （総務課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 災害関係の予算に関する事 3 水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 4 応急給水計画及び応援協定の要請に関する事 5 その他上下水道局関連業務で、各班に属さない事項に関する事
	応急給水班 （総務課長）	1 給水物資の調達に関する事 2 被災地の給水業務に関する事 3 応急給水場所の設置及び応急給水の周知に関する事
	上水道管路復旧班 （上水道整備課長）	1 配水管等の被害調査に関する事 2 応急復旧用資機材及び工具の在庫管理及び調達に関する事 3 配水管等の災害対策及び応急復旧に関する事
	上水道施設復旧班 （浄水課長）	1 浄水施設、配水施設等の被害調査に関する事 2 浄水施設、配水施設等の災害対策及び応急復旧に関する事 3 水質管理に関する事
	下水道施設復旧班 （下水道施設課長）	1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水処理場の災害対策及び応急措置に関する事
	下水道管路復旧班 （下水道整備課長）	1 下水道管渠の被害調査に関する事 2 下水道管渠の災害対策及び応急措置に関する事
消防対策部 （消防長） （副消防長）	総務班 （総務課長）	1 消防機関の非常食糧及び燃料等の調達に関する事 2 消防職団員の公務災害に関する事 3 消防団との連絡調整及び消防団の活動記録に関する事 4 消防機関の保健衛生に関する事 5 消防機関の報道対応に関する事 6 消防機関の広報に関する事 7 消防機関の個人情報に関する事 8 消防現場指揮本部の支援に関する事
	予防班 （予防課長）	1 火災予防に関する事 2 消防広報活動に関する事 3 消防機関の情報収集に関する事 4 消防機関の報道対応の支援に関する事 5 危険物の対応に関する事 6 消防用設備の設置状況に関する事 7 消防現場指揮本部の支援に関する事

3. 風水害・雪害 災害応急対策編
第3章 活動体制の確立

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
消防対策部 （消防長） （副消防長）	警防班 （警防課長）	1 消防機関の警防本部設置に関する事 2 消防機関の警戒本部設置に関する事 3 消防機関の作戦会議に関する事 4 消防活動の記録に関する事 5 消防機関の災害記録に関する事 6 警防救助資機材の運用に関する事 7 消防機関の警防本部と災害対策本部との連絡調整に関する事 8 消防現場指揮本部の支援に関する事 9 消防機関の現場指揮本部の設置に関する事 10 災害現場における消防機関の指揮に関する事 11 災害現場における消防機関の安全管理に関する事 12 災害現場における消防機関の情報収集に関する事 13 災害現場における消防機関の記録に関する事 14 火災原因調査及び損害調査に関する事
	救急班 （救急課長）	1 火災等現場の情報収集に関する事 2 救急活動の支援に関する事 3 救急活動の記録に関する事 4 医療機関との連携に関する事 5 救急資機材の運用に関する事 6 消防現場指揮本部の支援に関する事
	通信指令班 （通信指令課長）	1 消防出場指令に関する事 2 消防通信統制に関する事 3 消防相互応援協定等に基づく応援要請に関する事 4 消防関係機関への連絡に関する事 5 消防職員の非常招集に関する事 6 消防通信記録に関する事 7 消防現場指揮本部の支援に関する事
	各消防署 （伊勢崎消防署長） （赤堀消防署長） （東消防署長） （境消防署長）	1 火災・水災及びその他の災害の警戒防御に関する事 2 消防機械器具の管理に関する事 3 救急業務に関する事 4 消防水利に関する事 5 火災・水災の予防、原因、損害の調査及び水害等の被害の調査に関する事 6 消防団の指揮連絡に関する事 7 災害における人命救助及び避難誘導並びに行方不明者等の捜索に関する事
	各方面隊消防団	1 受持区域、管内の災害防御に関する事 2 飛火警戒、避難誘導に関する事 3 警戒区域内の警戒及び群集警備に関する事
市民病院対策部 （経営企画部長）	総務班 （総務課長） 財務班 （財務課長） 医療サービス班 （医療サービス課長）	1 部内の総合調整に関する事 2 災害時救急医療に関する事 3 部内の災害情報の取りまとめに関する事 4 部内の財産管理に関する事 5 入(通)院患者の安全の確保に関する事
会計対策部 （会計管理者）	会計班 （会計課長）	1 災害関係の経理に関する事 2 応急対策物資の納入及び出納に関する事
議会事務局対策部 （議会事務局長）	庶務班 （庶務課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 その他部内各班に属しない事項に関する事
	議事調査班 （議事調査課長）	1 災害時における市議会議員との連絡調整に関する事

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
教育対策部 （教育部長） （副部長）	教育総務班 （教育総務課長） （教育施設課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 学校施設の被害状況の調査・報告及び応急復旧に関する事 3 避難所の設置・管理に関する事
	学校教育班 （学校教育課長） 幼稚園班（園長） 小学校班・中学校班 四ツ葉学園班（学校長）	1 公立学校施設の被害状況の調査・報告及び応急復旧に関する事 2 園児、児童及び生徒の避難等の指導に関する事 3 園児、児童及び生徒の応急教育の実施に関する事 4 児童・生徒・教職員の健康状態に関する事 5 学校再開前に通学路の安全確認に関する事 6 学校再開前の学校環境衛生に関する事
	健康給食班 （健康給食課長）	1 災害時における学校給食に関する事 2 炊き出し及び食糧の配給に関する事
	生涯学習班 （生涯学習課長）	1 社会教育施設の被害調査及び応急措置に関する事 2 不特定多数の者が利用する社会教育施設における利用者の安全の確保に関する事
	図書館班 （図書館課長）	1 図書館に係る災害情報の収集に関する事 2 図書館に係る災害応急対策に関する事
	文化財保護班 （文化財保護課長）	1 文化財に係る災害情報の収集に関する事 2 文化財に係る災害応急対策に関する事
支所対策部 （赤堀支所長） （あずま支所長） （境支所長）	庶務班、住民 福祉班（各課長） 税証明センター班 経済振興室班 道路対策室班	1 支所管内の災害対策に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 各部、各班の総合調整に関する事 4 支所管内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめ報告に関する事

（注）担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は協同で処理するものとする。

6 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長の指示により必要な活動を実施する。

第4節 職員の動員計画

【総務対策部、消防対策部】

1 動員計画

(1) 動員の決定

ア 総務部長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部局長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

【災害警戒本部設置時の配備体制】

動員区分	動員規模	適用基準
初期動員	各所属の約10%に相当する人数	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。

イ 市長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

【災害対策本部設置時の配備体制】

動員区分	動員規模	適用基準
1号動員	各所属の約25%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。
2号動員	各所属の約50%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。
3号動員	全職員	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて市の総力を挙げて対応する必要があるとき。

ウ 動員の決定に当たっては、災害の規模、発生地域等の状況に応じ、部課若しくは地域を限定し、又は部課若しくは地域ごとに異なる区分を適用することができる。

(2) 配備計画

ア 各本部員は、防災活動の準備又は実施のため、あらかじめ部・班別事務分掌を配備職員に周知徹底する。

イ 各課長等は、配備指令に直ちにに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ初期動員から3号動員までの指令ごとの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底する。

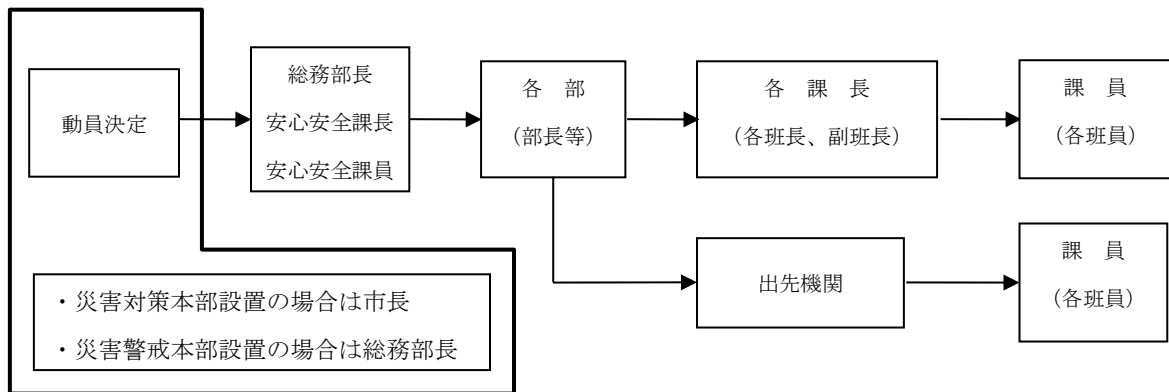
(3) 動員方法

ア 勤務時間内

① 伝達方法

- ・各部・支所・各班への伝達は、防災総括班が庁内放送、電話、防災無線、職員連絡メール等により行う。
- ・出先機関については、所管する部等が電話等により伝達する。

② 伝達系統



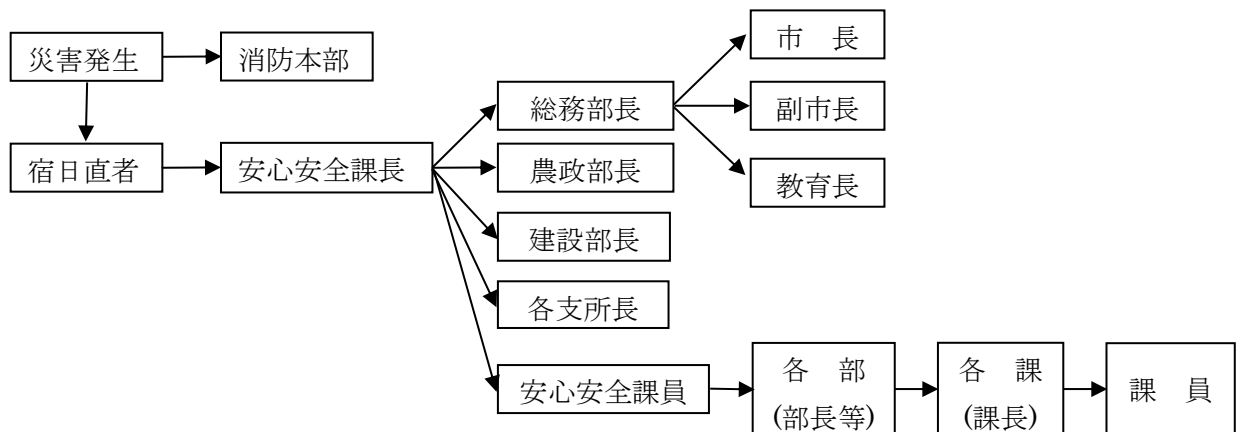
③ 活動体制への移行

庁内放送、電話等の伝達により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

イ 勤務時間外

① 伝達体制

夜間・休日等の勤務時間外に市域に災害が発生した場合、必要に応じて災害規模に応じた動員区分を決定し、次の伝達系統により電話又は職員連絡メール等により伝達するものとする。



(4) 動員指示の伝達方法

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送、庁内電話等で伝達し、勤務時間外においては電話又は防災行政無線、職員連絡メールで伝達するものとする。

(5) 登庁場所

職員は、勤務時間外において登庁の必要が生じた場合は、次表の場所に登庁するものとする。

順位	登庁場所
1	自己の勤務場所
2	最寄りの本庁及び支所
3	最寄りの市有施設

すなわち、原則として自己の勤務場所へ登庁し、それができない場合は、最寄りの本庁及び支所、最寄りの市有施設の順に登庁し、その責任者（所長等）の指示を受け災害対策に従事するものとする。

登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害状況等を把握し、登庁後直ちに総務対策部へ報告する。

(6) 災害発生時における行政区内担当職員

災害発生時における行政区内担当職員は、災害発生時において本部長の命により、公民館、区長宅、町内、会議所等に出向し、災害対策本部長と区長、住民及び自主防災組織との連絡調整を図り、被害状況等の情報収集及び住民の避難等の指示にあたる。

(7) 災害発生時におけるコールセンター対応職員

市は、災害対策本部を設置した場合、原則としてコールセンターを開設し、災害発生時におけるコールセンター対応職員等が、住民等からの電話での問い合わせに対応するものとする。

(8) 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに本部に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また、各班長は非常招集した場合、氏名、時刻等を安心安全班に報告し、安心安全班は総務部長を通じ本部長に報告する。

(9) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

- ア 本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき、あるいは住宅が崩壊するなど自らが被災したときは、所属長にその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。
- イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるときは、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、可能な限り地域の防災活動に従事するものとする。

(10) 職員の服務

職員は、原則として自己の所属部署において災害応急対策活動を行い、必要に応じ、災害対策本部員、連絡員等として、自己の所属部署から離れて活動するものとする。

2 消防機関における職員の動員計画

消防職員の動員については、消防本部で定める計画によるものとする。

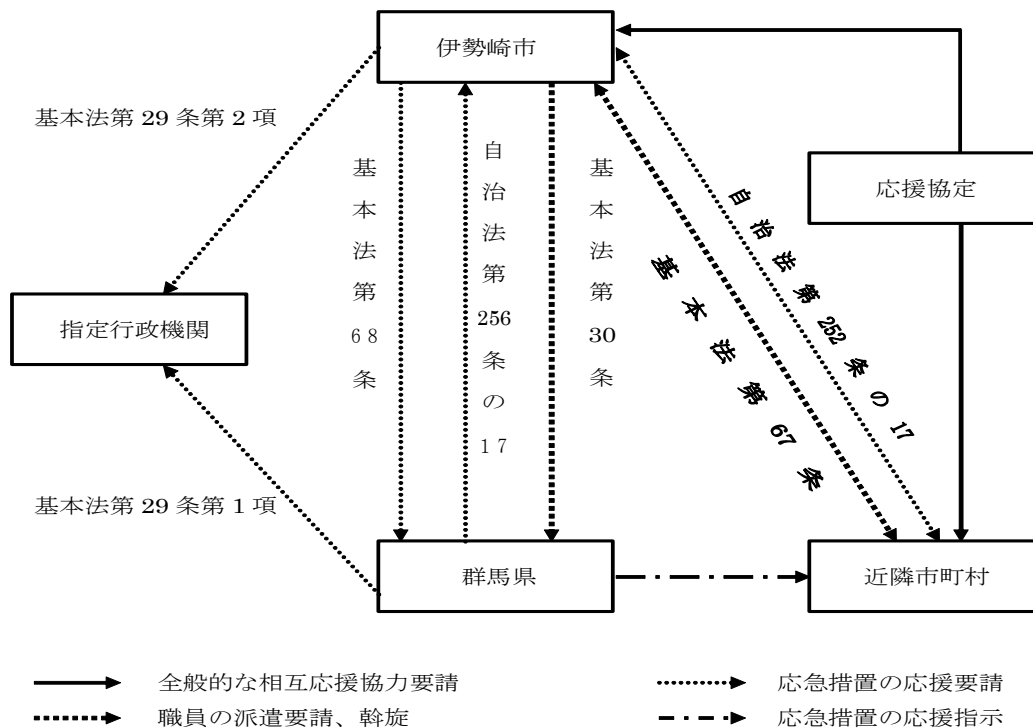
第5節 広域応援の要請等

【総務対策部、企画調整班、社会福祉班、協定関係班、消防対策部】

災害において、市が県及び他の市町村並びに関係機関と密接な連絡を取り、職員の派遣要請、救援物資の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図るものとする。

1 行政機関との応援協力

市は、災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県及び他の市町村に対し応援協力を要請するものとする。市は、県への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力の窓口をあらかじめ決めておくものとする。



2 県への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、基本法第68条の規定に基づき、「伊勢崎市災害時受援計画」に定めるところにより、県知事に対して応援又は応援のあっせんを要請する。

また、本部長(市長)は救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

上記応援要請の手続きは、県危機管理課に対し、下記に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話等により要請し、後日文書により改めて提出するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
- イ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする場所、機関
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要事項

【県への連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
群馬県災害対策本部事務局	(直通)027-226-2240～2249・ 2251	(直通) 027-226-2251
群馬県総務部危機管理課	群馬県防災情報通信ネットワーク 4-300-91 (地上系) 5-300-91 (衛星系) (直通)027-226-2244	

3 他の市町村への応援要請

他の市町村に応援を要請する場合は、あらかじめ締結した相互応援協定又は基本法第 67 条の規定に基づき、他の市町村長に対し応援を要請する。

また、基本法第 67 条の規定に基づき、応援を求められた時は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

4 職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

基本法第 29 条の規定に基づき、本部長（市長）が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

基本法第 30 条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

(4) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

市は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必

要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する

5 消防機関が行う応援の要請

- (1) 消防本部は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第 39 条の規定に基づき応援を要請するものとする。
- (2) 消防本部は、緊急消防援助隊の応援が必要であると判断したときは、市長と協議し、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事（消防保安課）に要請（要請者は市長）するものとする。

ただし、知事と連絡がとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

なお、緊急消防援助隊の要請に関する具体的な内容については、消防本部及び関係機関で定める計画によるものとする。

消防庁 「応急対策室」（平日9:30～18:15）	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」（上記時間外）	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036
群馬県総務部消防保安課	電話 027-226-2241、FAX 027-221-0158
県防災情報通信ネットワーク	電話 4-300-91（地上系）、5-300-91（衛星系） FAX 4-300-6800（地上系）、5-300-6800（衛星系）

6 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

7 広域的な応援体制

- (1) 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

8 国の機関等の代行措置

指定行政機関又は指定地方行政機関は、基本法第 78 条の 2 の規定に基づき、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事

させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

《関係資料》

資料編 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

7-2 伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表

※伊勢崎市災害時受援計画

第6節 自衛隊への災害派遣要請

【総務対策部】

自衛隊への災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事に対し災害派遣要請を要求するものとする。

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| ア 車両、航空機等による被害状況の把握 |
| イ 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助 |
| ウ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助 |
| エ 堤防等の決壊に対する水防活動 |
| オ 消防機関の消火活動への協力 |
| カ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去 |
| キ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援 |
| ク 通信支援 |
| ケ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 |
| コ 被災者に対する炊き出し、給水の支援 |
| サ 救援物資の支給又は貸付の支援(防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令) |
| シ 交通規制への支援 |
| ス その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項 |

2 災害派遣を要請する災害

災害時における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、市において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要、若しくは有効である場合とする。

3 災害派遣の要請

(1) 本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、基本法第68条の2第1項の規定に基づき、次の様式により自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するとともに、伊勢崎警察署にも連絡するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

(2) 本部長(市長)は、(1)の要求をしたときに、その旨及び市内の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。

(3) 本部長(市長)は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。

(4) 本部長(市長)は、前項の通知をしたときは、基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

7 派遣部隊等の撤収要請

本部長（市長）は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、本部長（市長）は、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

8 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた本市が負担するものとする。
 - ア 宿泊施設の借上料
 - イ 宿泊施設の汚物処理費用
 - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
 - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた市と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

【参考】災害派遣実施の可否の判断3原則

- 公共性 : 人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、公共の秩序を維持するという妥当性があること。
- 緊急性 : 差し迫った必要性があること。
- 非代替性 : 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害・雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

【農政班、土地改良班、土木班、道路維持班、建築指導班、建築班、消防対策部、消防機関、県、警察機関、農業用排水施設管理者、危険物施設等の管理者】

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (3) 前橋地方気象台は、風水害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。
- (4) 前橋地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

2 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者（市長）は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。
- (3) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

3 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講じるものとする。

4 被災宅地の二次災害対策

市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に

調査し、災害対策本部と相互に連携し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

5 危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため消防機関及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

(1) 立ち入り検査等

消防機関及び関係機関は、必要に応じて立ち入り検査を行うなど適切な処置を講じる。

(2) 応急対策

消防機関及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険施設等の管理者に対し、適切な処置を講じるよう要請する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を行う。

6 雪害の拡大の防止

(1) 道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。

(2) 市は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

《関係資料》

資料編 16-1 群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱

16-2 群馬県被災宅地危険度判定実施要綱

※重要水防箇所一覧表（伊勢崎市水防計画）

第5章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

【市、消防対策部、県、警察機関、自衛隊、市民、自主防災組織、その他の防災関係機関】

1 市民及び自主防災組織による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、市民及び自主防災組織は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、市、消防本部・消防署・消防団及び伊勢崎行政県税事務所並びに伊勢崎土木事務所等の備蓄倉庫の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (3) 市民及び自主防災組織は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 消防機関及び警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察災害派遣隊」の派遣を要求する。
- (7) 災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。
- (8) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請するものとする。この場合、消防本部は速やかに知事（危機管理課、消防保安課）に報告するものとする。

なお、群馬DMATの派遣要請に関する具体的な内容は、県が定める計画によるものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 市による救助・救急活動

市は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。
また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

5 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

6 関係機関の連携

(1) 消防機関、警察、自衛隊、市及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。

(2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(3) 東日本高速道路(株)、市及び県は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を消防機関、警察機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

7 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

8 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

《関係資料》

資料編 7-1	伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
7-2	伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表

第2節 医療活動

【健康づくり班、社会福祉班、災害拠点病院（伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院）日本赤十字社、伊勢崎佐波医師会、その他の医療関係機関】

市内の医療機関（特に災害拠点病院や救急指定医療機関等）は、あらかじめ整備した災害時医療活動マニュアル等により、救急医療活動を行うものであるが、災害のため、地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の機能が混乱し、市民が医療、助産等の機会を失った場合は、医療機関との連携により災害の状況に応じた迅速かつ確な医療及び助産等の活動を実施する。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは、市長が実施する。

1 市内の医療機関による医療活動

市内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講じる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県広域災害・救急医療情報システム（統合型医療情報システム）を活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、県(消防保安課又は医務課)に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。
- (2) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、次の場所に設置するものとする。
 - ア 指定緊急避難場所
 - イ 負傷者等の交通便利なところ
 - ウ その他救護所の設置に適したところ
- (3) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに伊勢崎佐波医師会、日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 被災地域外での医療活動

市又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求めるものとする。

6 災害拠点病院の役割(伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院)

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- イ 自己完結型の救護チームの派遣
- ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。

- ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
- イ 救護チームの派遣を共同して行う。

7 被災者のこころのケア対策

市は、県が行う災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、関係機関、団体等と連携を行う。

8 薬剤師班の派遣

(1) 指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、県に対して、薬剤師の派遣を要請する。

9 医薬品及び医療資機材の確保

(1) 医療機関管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、健康づくり班又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。

(2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。

(3) 市又は県(薬務課)は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

《関係資料》

資料編 9-1 医療機関等一覧表

- 11-1 災害時ヘリポート適地一覧表
- 11-2 ヘリコプター保有状況一覧表
- 15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

【総務対策部、交通政策班、社会福祉班、道路維持班、消防対策部、県、警察機関】

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

- (1) 警察機関は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、市に連絡するものとする。
- (2) 市は、通行可能な交通路を迅速に把握して、道路管理者及び警察機関に連絡することにより、交通状況について情報交換をするものとする。

2 交通規制等の実施

- (1) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課・危機管理課)と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。
なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- 1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
- 2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
- 3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(1に掲げるものを除く。)
- 4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 6 医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 7 警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの

- 8 自衛隊用自動車(自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの
- 9 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 11 入国者収容所又は地方出入国在留管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 15 医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
- 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの
- 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの
- 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの

- (2) 警察機関は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定等に基づき交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。
- (3) 警察機関は、交通規制を実施したときは、直ちに市及び県(道路管理課・危機管理課)、その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図るものとする。
- (4) 警察機関は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、警察車両による先導等を行うものとする。
- (5) 警察官(警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官)は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。
- (6) (5)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にはいないときは、警察官(警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官)は、自ら当該措置をとるものとする。
- (7) 県公安委員会(警察本部・警察署)は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通

行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

- (8) 市及び県（道路管理課・危機管理課）は、交通規制を行う必要があると認めるときは、警察機関にその旨を連絡するものとする。
- (9) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講じるものとする。

3 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察機関、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去（除雪を含む。）に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 県は、災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- (5) 道路管理者は、民間団体との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (6) 市は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者（県・国）に対し応急復旧等の実施を要請するものとする。

4 航空輸送の確保

負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。このため、市は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。また、ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

5 地域内輸送拠点の確保

- (1) 市は、緊急輸送道路を参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で輸送拠点として市物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

《関係資料》

資料編	7-1	伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
	10-2	救援物資集積場一覧表
	10-3	緊急輸送道路
	11-1	災害時ヘリポート適地一覧表

第3節 緊急輸送

【総務対策部、社会福祉班、県、警察機関、その他の防災関係機関】

1 輸送手段の確保

市及びその他の防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

ア 市が保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

イ 関東運輸局(群馬運輸支局)は、必要に応じ、又は市等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

(2) 鉄道の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3) ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、のほか、他県防災ヘリコプターの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げ等、県(危機管理課)を介して要請する。

2 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課・伊勢崎行政県税事務所)又は県公安委員会(伊勢崎警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

(カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

(キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらのものを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課・伊勢崎行政県税事務所)及び公安委員会(伊勢崎警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(4) 確認手続き

緊急通行車両の確認の手続きは、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 別記様式1
- ウ 受付窓口 県…伊勢崎行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…伊勢崎警察署交通課又は、警察本部交通規制課
- エ 交付物件 (ア) 緊急通行車両確認証明書(別記様式2)
(イ) 標章(別記様式3)
- オ 確認処理簿 別記様式4の例による。

様式 1

年 月 日		
緊急通行車両使用申出書		
様		
申出者(住所又は所在地) (氏名又は団体名) (電話番号)		
車両の登録番号		
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

様式 2

年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
車両の登録番号		
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)		
使 用 者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

第7章 避難の受入活動

風水害・雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに指定緊急避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、住民の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

なお、指定避難所等の運営等については「避難所運営マニュアル」（令和2年6月）に基づくものとする。

第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営

【市、県、消防機関、警察機関、自主防災組織】

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(伊勢崎行政県税事務所)を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

2 指定避難所等の開設

- (1) 市は、発災時に必要に応じて、洪水等の危険性に十分配慮し、指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、指定避難所等だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設するものとする。
- (3) 市は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所等を開設したときは、開設の状況を速やかに消防機関、県(伊勢崎行政県税事務所)を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署等に連絡するものとする。
- (5) 市は、指定避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

3 避難所担当職員の配置

市は、指定避難所等を開設したときは、当該避難所の開設や応急的な運営を行う避難所担当職員を配置するものとする。

4 避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所等ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所等以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努めるものとする。

5 避難者に対する情報の提供

市は、市民の安否や応急対策の実施状況等、避難者が欲する情報をチラシ等で適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

6 良好な生活環境の確保

(1) 市は、次により、指定避難所等における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所等の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所等と調整し適切な受入人数の確保に努める。

また、観光客等の帰宅困難者についても指定避難所等に受け入れるものとする。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所等に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 指定避難所等における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 市は、各指定避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所等の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治

的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
(3) 避難者は、指定避難所等の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 要配慮者等への配慮

市は、指定避難所等の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努めるものとする。

8 男女のニーズの違いへの配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

- ア 避難所担当職員や保健師に女性を配置する。
- イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ウ 指定避難所等の内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- カ 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

9 在宅避難者等への配慮

市及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

10 指定避難所等の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所等の早期解消に努めるものとする。

11 各種相談窓口の設置

市は、大規模災害により避難生活が長期化した場合には、避難者の生活環境の向上及び不安の解消のため各種相談窓口を設置するものとする。

《関係資料》

資料編 15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表

※伊勢崎市総合防災マップ

第2節 応急仮設住宅等の提供

【建築班、住宅班、建築指導班】

災害により住宅を失い又は損傷等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を確保することができない者の居住のため、市は県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設や、公営住宅の空き家への一時入居措置など必要な対策を行うとともに応急仮設住宅を設置する。ただし、災害直後における避難収容対策は、指定避難所等の開設及び収容によるものとする。

1 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、救助法の適用の根拠となり、各種の被災者援護対策の基礎となるため、市は、判定会議を招集し調査・判定の方針を定め適正な判定を実施するものとする。

- (1) 現地調査の実施及び調査方法は、「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」の定めによるものとする。
- (2) 被害程度の認定基準（全壊、半壊等の認定基準）は、次のとおりである。

災害の被害の認定基準（令和3年6月24日内閣府政策統括官通知（一部引用））

被害の種類	認定基準
住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>（解釈）必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば炊事場、浴場又は便所が別棟であり、離れ座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているのはもちろん、一般の非住家として取り扱われている土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家とみなす。</p>
非住家被害	<p>住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>（解釈）社会通念上住家と称せられるものであっても、現実に人が居住していない場合は非住家とする。</p>
住家全壊 （全焼・全流失）	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの。又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>
住家半壊 （半焼）	<p>住家がその居住のための基礎的機能の一部を喪失したもの。すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>
大規模半壊	<p>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%</p>

	未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	半壊には至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

2 住居障害物の除去

市に救助法が適用された場合、市は災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を関係事業者の協力のもとに行う。除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。関係事業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、県へ要請するものとする。

3 被災住宅の応急修理

市は、救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行うものとする。

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

4 応急仮設住宅の提供

- (1) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 市は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時等には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

5 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

市は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

6 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
- (2) 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

7 賃貸住宅のあっせん

市は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

8 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

《関係資料》

資料編 15-2 応急仮設住宅建設予定地一覧表

第3節 広域一時滞在

【市、県】

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所等、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設に管理する者等に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた市は、速やかにその内容を公示し、県に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所等、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、本市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を本市に代わって行うものとする。
- (3) 県は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 市は、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を県に対し要請する。

第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

【市、県】

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

なお、災害の規模により、被災県からの応援要請が遅れることも想定されるため、応援要請がない場合においても、広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 受入可能な避難施設情報の報告

市は、あらかじめ指定した指定避難所等の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。
なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告するものとする。
- (2) 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 県及び県内市町村との協力

市は、県及び県内市町村と適宜連絡調整会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

4 避難所開設

市は、県（総務部）と調整のうえ、選定された避難所の開設を通知により依頼を受けた時は、第7章第1節1～2の規定に準じて、開設の準備を行う。

5 広域避難者の受入れ

- (1) 市は、県（総務部）と調整し、県が受け入れた広域避難者について実施する救助の方針についての通知を受け、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県と市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所へと移動することとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災県又は被災市町村が実施することとするが、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、市においてバス等の移動手段を手配する。

6 避難所の運営

- (1) 避難所担当職員の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
第7章第1節3～5の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮
第7章第1節6～8の規定を準用する。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。
- (4) 被災県からの情報等の避難者への提供
市は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供する。

7 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

市（教育委員会）は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

8 避難所の閉鎖

市は、県から避難所の閉鎖通知を受けた時は速やかに避難所を閉鎖する。

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

【総務対策部、国際班、社会福祉班、農政班、上下水道対策部総務班、応急給水班、県、日本赤十字社】

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所等及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 食料の調達

- (1) 市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。

3 飲料水の調達

- (1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者へ給水車等の応援を要請するものとする。
- (2) 市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援要請
 - エ 県に対する応援要請

4 生活必需品の調達

- (1) 市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援要請
 - オ 義援物資の募集
- (2) 市及び県による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品と

する。

5 燃料の調達

市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について燃料の確保に努める。

関係課は、業務に関係する市民の安全を確保するために、特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、県の情報収集担当課へ状況を報告し、燃料供給の要請を行うものとする。

また、市は、円滑な燃料の供給実施のため、市民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

6 物資の配給

市及び水道事業者は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。
なお、炊出しについては、自主防災組織、赤十字奉仕団、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

7 日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行うものとする。

《関係資料》

資料編	7-1	伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
	7-3	群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定に基づく燃料の供給先

第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

【環境政策班、環境保全班、下水道施設復旧班、下水道管路復旧班、健康づくり班、福祉こども対策部、長寿社会対策部、県】

1 被災者の健康状態の把握等

- (1) 市は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。
- (2) 市は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県(健康福祉課)は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 食品衛生の確保

- (1) 市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所等や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (2) 食中毒が発生した場合は、県が行う食品衛生監視員による所要の調査に協力し、原因の究明及び被害の拡大防止に努めるものとする。

3 し尿の適正処理

- (1) 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、指定避難所等又は住宅密集地等に設置するものとする。指定避難所等のマンホールトイレを活用するものとする。
- (3) 仮設トイレ及びマンホールトイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市は、自らの市内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

4 ごみ(水害廃棄物)の適正処理

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生に対応するため、市は、人員及び収集運搬車両を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、市は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 市は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (4) 市は、単独で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

5 県への報告

し尿処理施設、ごみ処理施設及び下水道処理場の災害による応急復旧並びに災害のため特に必要となった清掃事業については、資料編5-2-5により県へ報告するものとする。

6 がれき等災害廃棄物の処理

- (1) 災害時にはがれき等の災害廃棄物が発生するため市の関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施するものとする。
- (2) がれきの除去・処理に当たっては可能な限り関係者の同意を得て行い、危険なものや通行上支障のあるものを優先的に収集運搬するなど適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。特にアスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、市民の健康に十分配慮するものとする。
- (3) 単独でがれきの除去・処理が困難な場合は必要に応じて県、他の市町村に応援を要請するものとする。

7 災害時における動物の管理等

市は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所や応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講じるものとする。

《関係資料》

資料編 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
12-1 清掃・衛生関係一覧表

※群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

第2節 防疫活動

【健康づくり班、環境政策班、環境保全班、県】

市及び県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に密接な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

特に、新型インフルエンザ対策については、近年、東南アジア地域に加え、隣国の中国においても高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染例が数多く報告され、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ発生の可能性が日に日に増加している。

本市においても、国及び県と連携し新型インフルエンザの発生前段階及び発生段階に応じて迅速かつ適切な対応を図るものとする。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

1 県の防疫活動

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。
特に、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等の措置を講じる。
- (2) 関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関を始めとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。
- (3) 患者等に対して二次感染防止等の保健指導を行う。
- (4) 市に対して消毒等の防疫活動に係る指示等を行う。
- (5) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条に規定する予防接種を実施する必要があると認めたときは、当該予防接種を行い、又は市に対して行わせる。
- (6) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動を行う。
- (7) その他、感染症法の規定に基づく必要な措置を自ら実施(消毒措置の実施、鼠族、昆虫等の駆除)、又は市への指示等を行う。

2 市の防疫活動

県(感染症・がん疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ 鼠族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 指定避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
 - オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
 - カ 新型インフルエンザについては、「伊勢崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」により必要な対策を行う。
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・がん疾病対策課)に協力を要請する。

その他、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講じる。

- (3) 災害時における防疫に関することは、資料編5-2-4により県へ報告するものとする。

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、痘そう
二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1に限る)、結核、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、
三類感染症：腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢
四類感染症：鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、ボツリヌス症、マラリア、野兔病 外
五類感染症：インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)、麻しん、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

(「感染症法」改正 令和元年9月14日施行)

《関係資料》

資料編 5-2-4 防疫関係被害状況報告

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

【市民班、社会福祉班、消防対策部、県、警察機関、自衛隊】

1 行方不明者の捜索

市、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。

2 遺体の収容

発見された遺体は、市及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うため、あらかじめ関係機関との協議により定めた場所に収容するものとする。

3 検視・死体調査及び検案

警察機関は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。
- (2) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。
- (4) 県(食品・生活衛生課)は、埋火葬について市から応援の要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、市は適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

【企画調整班、国際班、ライフライン事業者、放送・報道機関、その他の防災関係機関】

1 広報活動

(1) 市及びライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
指定緊急避難場所及び指定避難所等の名称・所在地・対象地区	住民の安否
避難時の注意事項	

(3) 広報媒体

ア 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努めるものとする。

広報紙、市ホームページ、テレビ、ラジオ、同報系無線、Lアラート、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等

イ 広報車は原則として、市所有のものを使用するが、車両の不足が生じた場合は、消防機関、警察機関、その他の防災関係機関の協力を得て車両による広報活動を実施する。

ウ 避難所への情報伝達には、電話、FAX、インターネット等を利用し、避難所管理者が拡声器及び掲示板等により避難者への周知を図る。

(4) 情報提供機関の連携

市及び県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市及び県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

市及び県は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

(1) 窓口の設置

市は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

4 被災者相談窓口の開設

市民からの相談、要望、苦情等の広聴活動を積極的に展開するために被災者相談窓口を開設し、聴取した要望・苦情は、速やかに関係部・班及び関係機関へ連絡し、早期解決に努めるものとする。

《関係資料》

資料編	1 - 5	伊勢崎市防災行政用無線局管理運用規程
	1 - 6	伊勢崎市戸別受信方式受信機管理規程

第11章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる必要がある。

第1節 社会秩序の維持

【警察機関、防犯協会、安心安全班】

1 安全確保

警察機関は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 犯罪の取締り

警察機関は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

伊勢崎警察署等においては、防犯協会等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに市民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第 2 節 物価の安定及び消費者の保護

【商工労働班、安心安全班、県、警察機関】

1 需給状況の監視及び指導

市は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

2 安定供給の要請

市は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請するものとする。

3 消費者の保護

市は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、県（消費生活課）及び警察と連携して取締りに努めるものとする。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するため公共土木施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

【市、各施設管理者、公共土木施設の管理者】

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 市及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 市は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、市は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

【土木班、道路維持班、公共土木施設の管理者】

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

《関係資料》

資料編 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

第3節 電力施設の応急復旧

【電気事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、指定避難所等、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 市災害対策本部への連絡

電気事業者は、市災害対策本部に電力供給施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

《関係資料》

資料編 4-1 ライフライン関連連絡先一覧表

第4節 ガス施設の応急復旧

【都市ガス事業者、LPガス事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所等、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 市災害対策本部への連絡

都市ガス事業者は、市災害対策本部にガス供給施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

8 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

《関係資料》

資料編 4-1 ライフライン関連連絡先一覧表

第5節 上下水道施設の応急復旧

【上下水道対策部、水道事業者、下水道管理者】

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水施設、給水配管、下水道管渠、下水終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

2 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所等、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車、自動給水分配装置等の代替設備及び災害地域給水拠点等の代替施設を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

6 市災害対策本部への連絡

水道事業者及び下水道管理者は、市災害対策本部に上下水道施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

《関係資料》

- | | |
|---------|----------------------|
| 資料編 4-1 | ライフライン関連連絡先一覧表 |
| 7-1 | 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表 |

※群馬県水道災害相互応援協定

第6節 電気通信設備の応急復旧

【電気通信事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所等、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- イ 指定避難所等又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ウ 「災害用伝言ダイヤル 171」及び「災害用伝言板（web171）」、「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

6 市災害対策本部への連絡

電気通信事業者は、市災害対策本部に通信施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

《関係資料》

資料編 4-1 ライフライン関連連絡先一覧表

第13章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、市及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

【市民活動班、人権班、国際班、社会福祉班、災害ボランティアぐんま、社会福祉協議会、安心安全班】

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
情報連絡	救護(医師、看護師、救命講習修了者等)
給食、給水	建物応急危険度判定(建築士会等)
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定(建築士会等)
入浴サービスの提供	外国語通訳
指定避難所等の清掃	手話通訳
ゴミの収集・廃棄	介護(介護福祉士等)
高齢者、障害者等の介助	保育
防犯	アマチュア無線
ガレキの撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
家庭動物の保護	

2 受入窓口の開設

市、伊勢崎市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、伊勢崎市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

(具体的な取組事項)

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティア本部の設置、運営に関する検討等

また、伊勢崎市災害ボランティアセンターは、群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」に対し、ボランティアの受入れ等に必要な支援の要請や連絡調整を行うものとする。

3 ボランティアニーズの把握

市及び伊勢崎市災害ボランティアセンターは、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

伊勢崎市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、

被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

また、市単独のボランティアでは人材が不足する場合は、県(県民活動支援・広聴課)にボランティアの派遣を要請し、受け入れるものとする。

5 ボランティア活動の支援

市は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンターの運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、県(県民活動支援・広聴課)、市及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

【総務対策部、財政班、社会福祉班、健康づくり班、県、その他の防災関係機関】

1 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(2) 受入機関の決定

市は、県と調整の上、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。

(4) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(5) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県(健康福祉課)と市とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(6) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(7) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

市は、義援金を募集するときは、「義援金募集・配分委員会」を設置し、募集方法、募集期間及び配分方法等を協議するものとする。

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

る。

ウ 義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

第14章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

【要配慮者利用施設の管理者、教育対策部、福祉こども対策部、長寿社会対策部、健康推進対策部、市民対策部、消防対策部、警察機関、地域住民、自主防災組織】

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

- ア 市は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- イ 市は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- ウ 市は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

- 市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。
- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、消防機関、地域住民、自主防災組織、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
- イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選択する。
- ウ 指定避難所等における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料、飲料水、生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所等においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生ずる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。
- エ 指定避難所等での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあつせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(風水害・雪害、震災災害予防編第4章第1節6 要配慮者利用施設のとおり)

(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る警報又は注意報が発表されたときは、次の措置を講じるものとする。

- ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。
- イ 必要に応じ、指定避難所等を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。
- ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。
- エ 自分の身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、「逃げ遅れゼロ」の実現を目指すものとする。

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災したとき、市長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

- ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、市、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、消防機関、地域住民、自主防災組織、警察機関等に応援を要請する。
- ウ 避難した入(通)所者については、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 避難生活

市は、避難者に対する食料・飲料水・生活必需品の供給及び避難者の健康の保持に当たっては、要配慮者に特段の配慮を行うものとする。

(5) 他施設への緊急入所等

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、市又は県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。
- ウ 市及び県(要配慮者利用施設所管の各課)は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

《関係資料》※伊勢崎市総合防災マップ
※ため池ハザードマップ

第15章 その他の災害応急対策

第1節 災害警備活動

【警察機関】

警察機関は、「群馬県警察災害警備実施要綱」に基づき災害警備活動を実施するものとするが、その概要は次のとおりである。

1 災害警備活動の種類

災害警備活動の種類は、次のとおりとする。

- ア 被害の実態把握等関連情報の収集
- イ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助
- ウ 被災住民等の指定緊急避難場所への誘導
- エ 交通混乱防止のための交通規制措置及び避難誘導路、緊急交通路の確保
- オ 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- カ 被災地及び指定緊急避難場所の警戒
- キ 各種犯罪の予防検挙
- ク 食糧倉庫及び救援物資集積所等の警戒
- ケ 防災関係機関との連絡共助
- コ その他必要な警察活動

2 警備体制の発令

(1) 警備体制の発令は、次表による。

区分	発令する場合	発令者
準備体制	気象情報その他から判断して、災害発生のおそれがあるが、発生までには相当の時間的余裕がある場合。	警備部危機管理 対策統括官
警戒体制	暴風、大雨、洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。	警備部長
実施体制	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。	警察本部長

(2) 伊勢崎警察署長は、管内の局地的災害に対しては、前項の発令を待たず自ら警備体制を発令することができる。

3 災害警備連絡室の設置

- (1) 警備部危機管理対策統括官は、準備体制を発令したときは、警備部警備第二課危機管理対策室長を長とする「群馬県警察本部災害警備連絡室」を設置するものとする。
- (2) 伊勢崎警察署長は、準備体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら準備体制を発令したときは、署長を長とする「伊勢崎警察署災害警備連絡室」を設置するものとする。

4 災害警備対策室の設置

- (1) 警備部長は、警戒体制を発令したときは、危機管理対策統括官を長とする「群馬県警察本部災害警備対策室」を設置するものとする。

- (2) 伊勢崎警察署長は、警戒体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら警戒体制を発令したときは、署長を長とする「伊勢崎警察署災害警備対策室」を設置するものとする。

5 災害警備本部の設置

- (1) 警察本部長は、実施体制を発令したときは、警察本部長を長とする「群馬県警察本部災害警備本部」を設置するものとする。
- (2) 伊勢崎警察署長は、実施体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら実施体制を発令したときは、署長を長とする「伊勢崎警察署災害警備本部」を設置するものとする。

6 警備部隊の編成

災害警備実施における警備部隊の編成は、次のとおりとする。

- (1) 一般部隊
- ア 機動隊
 - イ 管区機動隊
 - ウ 第二機動隊
 - エ 警察本部部隊及び警察学校部隊
 - オ 警察署部隊
- (2) 特科部隊
- ア 警察本部特科部隊
 - イ 警察署特科部隊

第2節 農林水産業の災害応急対策

【農政班、土地改良班、環境保全班、県】

1 農作物関係

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、市は関係機関と協力し、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、県の指導・援助を要請する。

(2) 病虫害の防除

市は、県その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行うものとする。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

市は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2) 家畜の防疫等

市は、県と協力して、家畜感染症の予防と蔓延の防止に留意し、家畜損耗の未然防止に努める。

(3) 環境汚染の防止

市は、県と協力して、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講じるよう指導するものとする。

3 水産関係

(1) 飼育技術の指導

市は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行うものとする。

4 林産関係

市は、県その他関係機関と協力し、被害を最小限にするための措置及び指導を行うものとする。

第3節 学校の災害応急対策

【教育総務班、学校教育班、健康給食班】

1 気象状況の把握

幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

5 教育の確保

- (1) 教室及び運動場の確保
市及び学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。
- (2) 代替教員の確保
教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。
- (3) 学用品の支給
ア 市は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童、中学校及び中等教育学校(前期課程)生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。
イ 市は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、県(義務教育課・高校教育課)及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講じるものとする。
- (4) 授業料の減免
被災により授業料の減免が必要と認められる生徒については、県又は市の条例に基づき授業料の減免又は猶予を行うものとする。

6 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

7 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

《関係資料》

資料編 15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表

第4節 文化財施設の災害応急対策

【文化財保護班】

1 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講じるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 市は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

《関係資料》

資料編 14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

第5節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

【関東財務局、日本郵便(株)、日本銀行】

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講じるものとする。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講じる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう、要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

ア 関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

(ア) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。

(イ) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行う。

(ウ) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとる。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

イ 関東財務局(前橋財務事務所)は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、保険会社に対し、次のような非常金融措置をとるよう、あつせん、指導等を行うものとする。

(ア) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行う。

(イ) 生命保険料又は損害保険料の支払いについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じる。

(3) 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図るものとする。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護措置

救助法の適用が決定された場合に、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 指定避難所等における臨時の郵便差出箱の設置
- (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6節 労働力の確保

【公共職業安定所】

1 求人の申込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

2 労働者の確保及び紹介

前項の申込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

3 賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第 7 節 災害救助法の適用

【県（危機管理課）】

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受ける災害であると認めるときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市の長が行うこととすることができる。

2 災害救助法の適用基準

救助法は、次のいずれかの場合に市ごとに適用される。

- (1) 市の区域内において、100 以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500 以上の世帯の住家が滅失した場合であって、市の区域内の 50 以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000 以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生した場合のものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

3 救助の種類

救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、厚生労働省が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 適用手続き

救助法の適用手続きは、次による。

- (1) 市からの被害報告に基づき、知事(危機管理課)は救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

《関係資料》

資料編 17-1 災害救助基準

第8節 動物愛護

【環境保全班、県】

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

- (1) 市は、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局として設置した「動物救護本部」の実施する家庭動物等の収容対策等に協力することとする。
- (2) 市は、動物救護本部に対し、指定避難所等における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。
- (3) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

4. 風水害・雪害 災害復旧・復興編

災害復旧・復興（風水害・雪害）

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

2 市民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

3 国等に対する協力の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 市、県その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市、県その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 鉄道事業者は、被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。
- (4) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (6) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、事前に策定した災害廃棄物処理に関する計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省平成29年9月）によるものとする。

(4) 広域応援

- ア 市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。
- イ 県(廃棄物・リサイクル課)は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うものとする。

※平成20年環境政策課が群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定を締結

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 県は、市が復興計画を作成した場合は、当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成するものとする。
- (4) 市は、復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (5) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (6) 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県や関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 市及び県は、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市及び県は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (6) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

これらの支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金
- (6) 生活福祉資金(福祉資金一災害援護資金)
- (7) 群馬県・伊勢崎市被災者生活再建支援金

4 税の徴収猶予及び減免等

市及び県は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講じるものとする。

5 雇用の確保

- (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

- (2) 被災者に対する職業の紹介

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

(3) 職業訓練の充実

産業技術専門学校は、失業者(休業者)の転職を容易にするための職業訓練を充実させるものとする。

6 住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

(1) 災害復興住宅融資

ア 建設資金

イ 購入資金

ウ 補修資金

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 宅地防災工事資金融資

(4) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金)

(5) ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

7 恒久的な住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

市及び県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとするとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

10 支援措置の広報等

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、他市町村に避難した被災者に対しても、本市と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

12 被災者の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、

民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

《関係資料》

- | | | |
|-----|------|--------------|
| 資料編 | 18-1 | 災害弔慰金等の支給制度 |
| | 18-2 | 住宅再建・取得の支援制度 |

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業の被災状況の把握

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講じる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証)
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 日本政策金融公庫による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

市及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講じるものとする。

5 支援措置の広報等

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

《関係資料》資料編 18-3 中小企業者に対する低金利融資制度
18-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。
なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講じるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| イ | 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| ウ | 公営住宅法 |
| エ | 土地区画整理法 |
| オ | 感染症予防法 |
| カ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| キ | 予防接種法 |
| ク | 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律 |
| ケ | 下水道法 |
| コ | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |
| サ | 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針 |

第7節 激甚災害法の適用

1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事(危機管理課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、内閣総理大臣に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2 特別財政援助の受入れ

県(関係各課)は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続きを速やかに行うものとする。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業
 - ケ 知的障害者福祉法第19条の規定により県又は市町村が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業
 - コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (a) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (b) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業

- セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)
農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)
農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)
開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
 - (a) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - (b) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)
土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - (a) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - (b) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)
災害関係保証について、保険限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
 - イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
 - ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第 20 条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第 21 条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の 2/3 を補助する。

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第 22 条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第 24 条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の実業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

1 復旧資金の確保

市及び県は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰り上げ交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について県又は市から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- ア 災害つなぎ資金の融資(短期)
- イ 災害復旧事業資金の融資(長期)
- ウ 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

5. 震災 災害応急対策編

災害応急対策（震災）

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、市が当たる。また、市の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、県及び国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害・雪害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

〈用語の読替え〉

災害対策本部等が設置されたときは、次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部が設置されたとき	□□部○○課	読 み 替 え
		→ □□対策部○○班

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

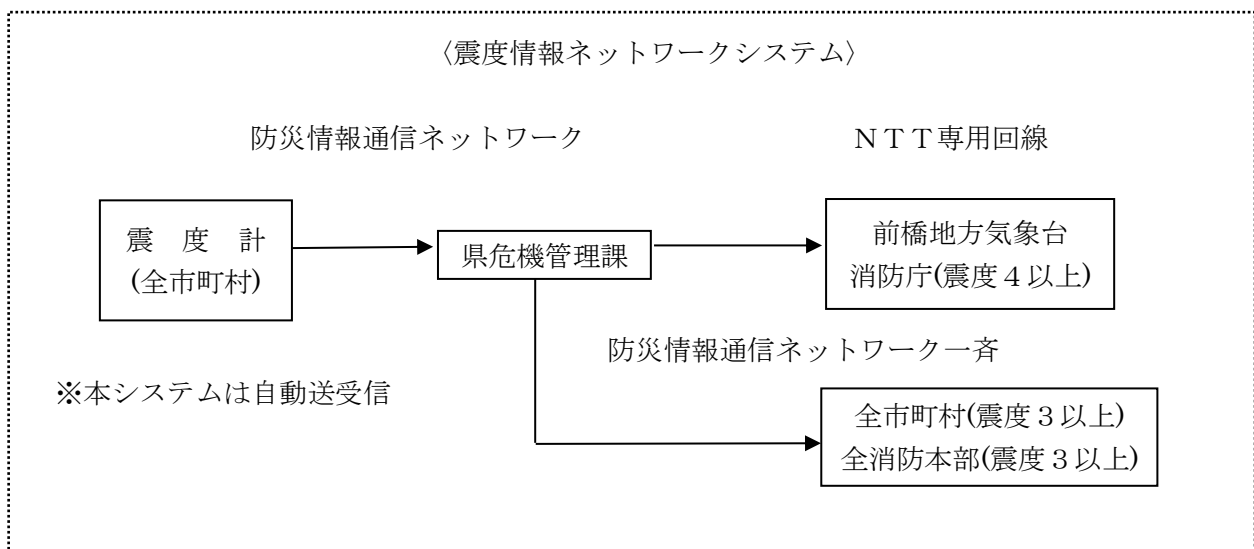
第1節 地震情報の収集・連絡

【安心安全課、消防機関、県、前橋地方気象台、その他の防災関係機関】

1 震度情報の収集及び連絡

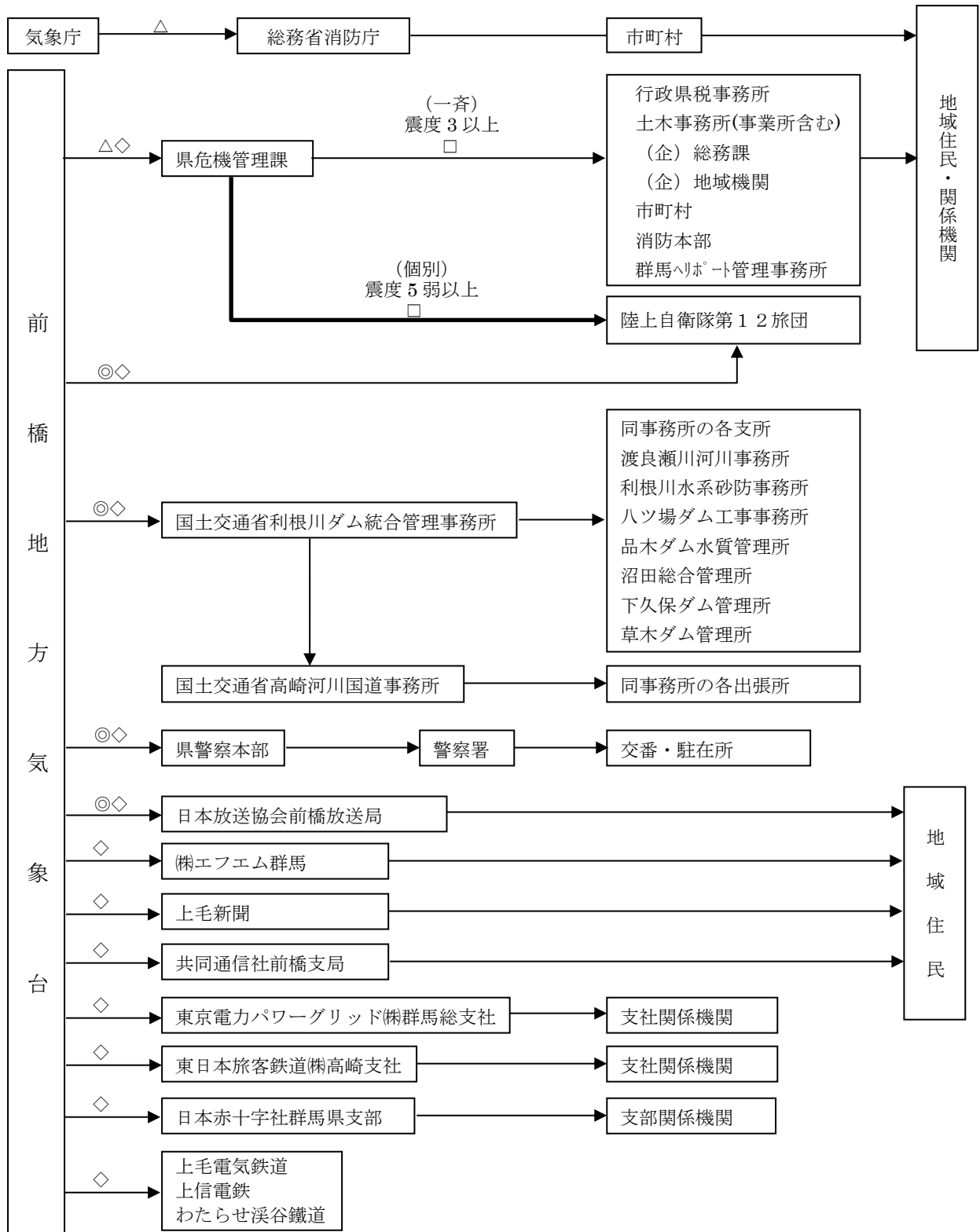
(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県危機管理課は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達するものとする。



(2) 防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁の「防災情報提供システム(専用線)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。さらに、補助伝達手段としての「防災情報提供システム(インターネット)」により県危機管理課その他の機関に伝達する。



(凡例)

- ◎ 防災情報提供システム(専用線) △ 専用回線 □ 群馬県総合防災情報システム(防災情報通信ネットワーク)
- ◇ 防災情報提供システム(インターネット): 補助伝達手段

(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

N T T回線の途絶により、震度情報及び地震情報が関係機関に伝達できない場合は、県危機管理課及び前橋地方気象台からは、次表の手段により震度情報及び地震情報が伝達される。

【県の代替通信手段】

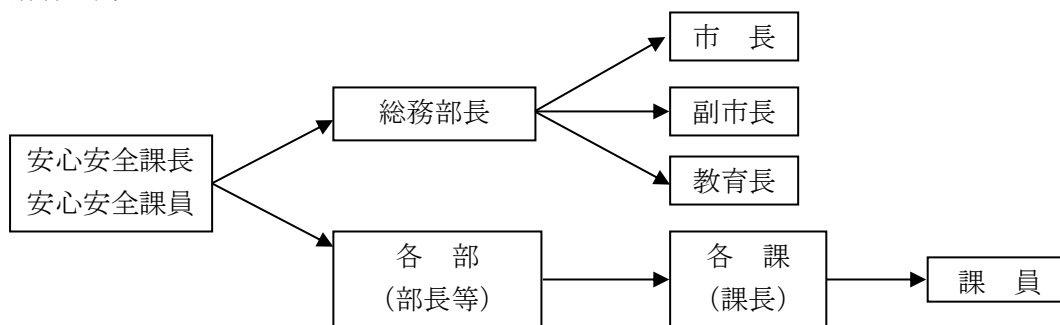
	県防災情報通信ネットワーク	消 防 無 線	地域衛星通信ネットワーク
前橋地方気象台	○		
消防庁		○	○
全市町村	○		
消防本部	○		
陸上自衛隊第12旅団	○		

【前橋地方気象台の代替通信手段】

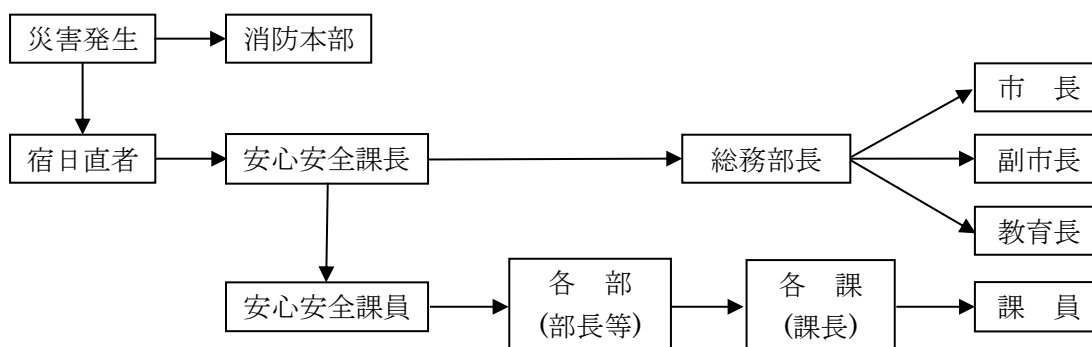
	県防災情報通信ネットワーク	専 用 電 話
県危機管理課	○	
NHK前橋放送局	○	○
県警察本部	○	

(4) 市安心安全課からの通報伝達系統(詳細)

① 勤務時間内



② 勤務時間外 (休日・祝祭日含)



第2節 災害情報の収集・連絡

【災害情報収集担当課（次頁）、住家人的被害調査員、消防機関、要配慮者利用施設の管理者、警察機関、県、その他の防災機関】

市及び県、その他の防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、被害情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な被害情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 市における災害情報の収集

市は、地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。庁内各課・出先機関は、それぞれの分野に関する災害情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣して情報収集に当たらせるものとする。被害世帯員数等については、現地調査のほか住民登録等諸帳簿と照合するものとする。また、災害発生時における行政区内担当職員は区長から情報を収集し対策本部へ報告するものとする。なお、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の防災関係機関への共有を図るものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

(2) 消防機関における災害情報の収集

消防本部は、市民等からの119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

(3) 伊勢崎警察署における災害情報の収集

伊勢崎警察署は、市民等からの110番通報等による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ警察官を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

(4) 主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他の防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

● 市における主な災害情報収集担当課は次表のとおりである。

主な被害区分	情報収集担当課	責任者 上段・正 下段・副	協力・応援機関・団体
住家人的等被害	安心安全課 (災害対策本部が設置されたときは市民税課・資産税課・収納課)	安心安全課長 防災係長 (市民税課長・資産税課長・収納課長)(税制係長、資産税係長、収納係長)	被害調査連絡責任者 被害調査連絡員 区長会、社会福祉課 環境保全課
市有財産	管財課	管財課長 管財係長	
人的被害 (物資救援)	社会福祉課	社会福祉課長 社会福祉係長	日本赤十字社(群馬支部)
医療機関	健康づくり課 伊勢崎市民病院	健康づくり課長 保健予防係長 病院総務課長 病院総務係長	医師会 伊勢崎市民病院 伊勢崎佐波医師会病院等
社会福祉施設	子育て支援課、こども保育課、 社会福祉課、障害福祉課、 高齢政策課、介護保険課、 健康給食課	子育て支援課長、こども保育課長、 社会福祉課長、障害福祉課長、 高齢政策課長、介護保険課長、 健康給食課長	要配慮者利用施設
農林業関係	農政課	農政課長 農政係長	佐波伊勢崎農協
農業用施設	土地改良課	土地改良課長 土地改良係長	佐波伊勢崎農協
商工業関係	商工労働課	商工労働課長 商工振興係長	伊勢崎商工会議所、 群馬伊勢崎商工会
環境関係	環境政策課	環境政策課長 資源化推進係長	環境指導委員会
衛生関係	環境保全課	環境保全課長 環境保全係長	環境指導委員会
清掃関係	環境政策課	環境政策課長 清掃企画係長	環境指導委員会
下水道施設	下水道施設課	下水道施設課長 施設管理係長	
土木関係	土木課 道路維持課	土木課長 道路係長 河川橋りょう係長 道路維持課長 維持係長 工務維持係長 道路管理係長	建設業協会 区長会
公園緑地関係 街路樹関係	公園緑地課	公園緑地課長 維持管理係長	造園事業協同組合 地域住民
公営住宅等施設	住宅課	住宅課長 住宅管理係長	
スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ振興課長 スポーツ振興係長	スポーツ協会
水道施設	上下水道局総務課	上下水道局総務課長 総務係長	管工設備協同組合

主な被害区分	情報収集担当課	責任者 上段・正 下段・副	協力・応援機関・団体
教育施設	教育部総務課	総務課長 総務係長	小・中学校 幼稚園・四ツ葉学園中等 教育学校等
各支所	庶務課	庶務課長 行政係長	支所各課、各施設 区長会 自主防災組織等

● 消防機関における主な災害情報の収集担当課は次表のとおりである。

主な被害区分	情報収集担当課	責任者	関連機関
住家人的等被害 火災被害	消防本部総務課 予防課 警防課（消防機関の主担当及び 現場情報収集担当） 救急課 通信指令課 （災害即報担当） 各消防署・分署 （現場情報収集担当）	総務課長 総務課 課長補佐又は係長 予防課長 予防課 課長補佐又は係長 警防課長（主担当） 警防課 指揮隊長、課長補佐又は係長 救急課長 救急課 課長補佐又は係長 通信指令課長 通信指令課 課長補佐又は係長 各消防署長 各副署長・各分署長	伊勢崎市消防団

2 災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

(1) 基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに伊勢崎行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、伊勢崎行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

- ① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。
- ② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	-----	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損	-----	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	-----	名称
○その他のうち田畑の被害	-----	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	-----	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	-----	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	-----	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	-----	箇所数
○火災のうち建物	-----	棟数
○火災のうち危険物その他	-----	名称

(2) 基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係出先機関その他関係機関に連絡する。

(3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

3 消防機関における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市及び県危機管理課に報告するものとする。

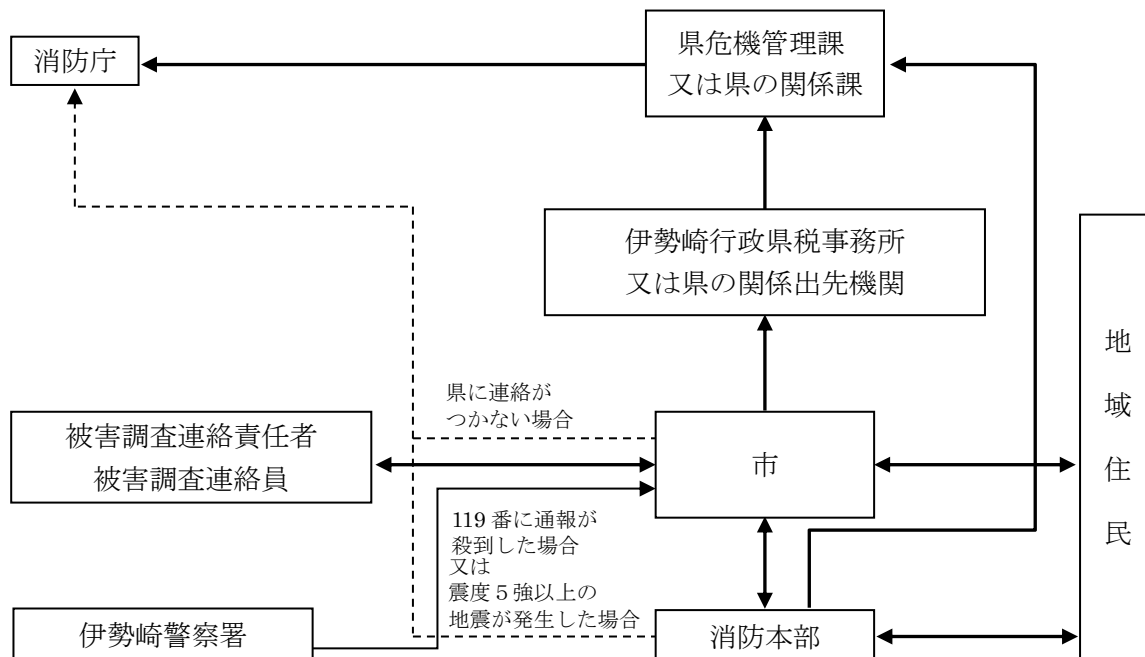
なお、119番通報が殺到したとき又は管内で震度5強以上の地震が発生したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)又は第4号様式(その2)(被害状況即報)(資料編5-1-1、5-1-2)による。

4 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする

5 災害情報の連絡系統

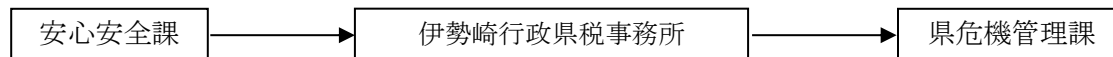
(1) 情報連絡系統図



消防庁 「応急対策室」(平日9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036
群馬県総務部危機管理課	電話 027-226-2244、FAX 027-226-4453
県防災情報通信ネットワーク	電話 4-300-91(地上系)、5-300-91(衛星系) FAX 4-300-6800(地上系)、5-300-6800(衛星系)

(2) 基本法及び消防組織法に基づく報告系統

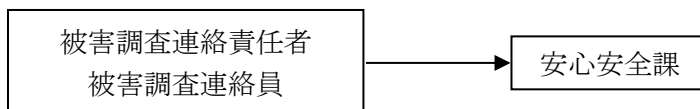
報告の方法は、県防災情報通信ネットワーク、電話・ファクシミリ等で行う。



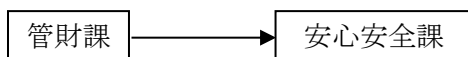
(3) 基本法及び消防組織法に基づかない報告系統

ア 住家人的等一般被害調査報告

安心安全課(災害対策本部を設置した場合は本部)からの指令又は災害発生的事实により担当行政区の被害状況を調査し報告する。



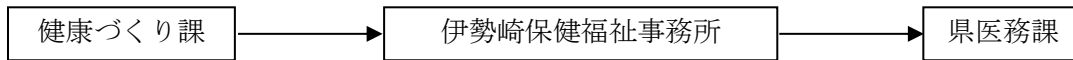
イ 市有財産被害状況報告



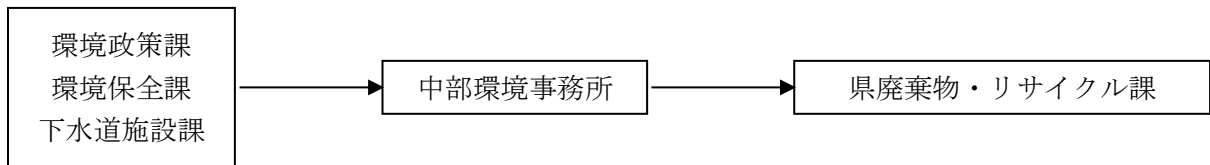
ウ その他報告

被害状況報告は、下記の系統により所定の様式を用いて県防災情報通信ネットワーク、電話・ファクシミリ等で行う。同時に報告書の写しを安心安全課へ提出するものとする。

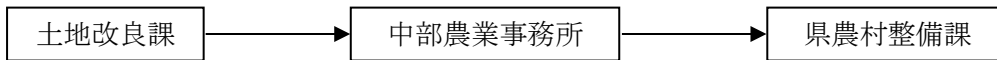
a) 医療関係被害状況報告、防疫関係被害状況報告



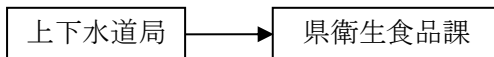
b) 清掃（含下水処理）施設被害及び清掃関係事業等状況報告



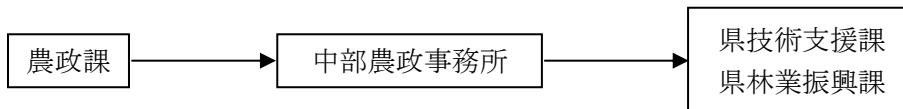
c) 農業用施設被害状況報告



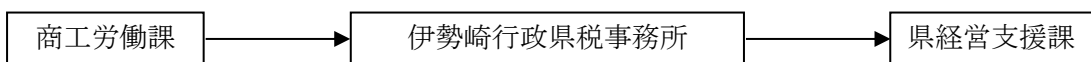
d) 水道施設被害状況報告



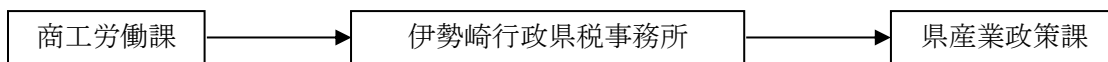
e) 農漁業被害調査報告、林業関係被害報告



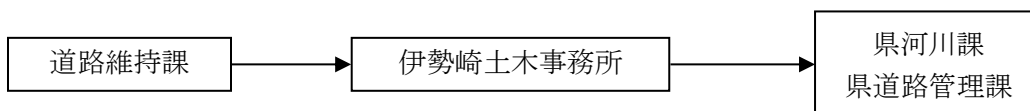
f) 商業関係被害状況報告



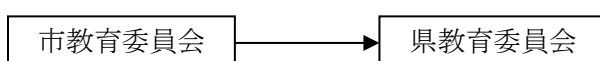
g) 工業関係被害状況報告



h) 公共土木施設被害状況報告

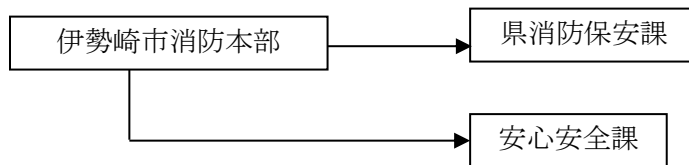


i) 公立学校教育施設被害状況報告



(4) 消防機関における災害情報の報告系統

報告の方法は、県防災情報通信ネットワーク、電話・ファクシミリ等で行う。



《関係資料》

- 5-1-1 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1) (災害概況即報)
- 5-1-2 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)別紙
- 5-1-3 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2) (被害状況即報)
- 5-1-4 「災害報告取扱要領」 (災害確定報告)
- 5-2-1 参考様式1 人的被害状況集計 ※災害確定報告添付資料
- 5-2-2 参考様式2 建物被害状況集計 ※災害確定報告添付資料
- 5-2-3 市有財産被害状況報告
- 5-2-4 医療関係被害状況報告
- 5-2-5 防疫関係被害状況報告
- 5-2-6 清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告
- 5-2-7 水道施設被害状況報告
- 5-2-8 農漁業被害調査報告様式2 (別紙1)
- 5-2-9 農漁業被害調査報告様式2 (別紙7)
- 5-2-10 林業関係被害状況報告
- 5-2-11 商業関係被害状況報告
- 5-2-12 工業関係被害状況報告
- 5-2-13 公共土木施設被害状況報告
- 5-2-14 公立学校教育施設被害状況報告
- 5-3-1 「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)
- 5-3-2 「火災・災害等即報要領」第2号様式(特定の事故)
- 5-3-3 「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、及び住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- (4) 「大規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
- (5) 「中規模半壊」とは、居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
- (6) 「半壊」とは、居住する住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。
- (7) 「準半壊」とは、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
- (8) 「一部破損」とは、全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。
- (9) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (10) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。

ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、櫓のみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。

(8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。

(9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

第3節 通信手段の確保

【安心安全課、消防機関、県、警察機関、電気通信事業者、その他の防災関係機関】

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

市及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 電気通信事業者による重要通信の確保

電気通信事業者は、地震の被害により電話が不通になったときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとする。

また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、市、県等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

4 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次に掲げる通信施設を利用し災害に関する通信の確保を図る。

- (1) 防災行政無線
- (2) 電波法 52 条に基づく、次に掲げる機関の非常無線通信
 - ア 関係機関（消防機関、警察機関、電力会社、鉄道会社）が保有する無線
 - イ 放送局の有する無線
 - ウ アマチュア無線等
- (3) 携帯電話等

5 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために N T T 電話サービスであらかじめ登録された災害時有線電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

《関係資料》

資料編 6-1	伊勢崎市防災行政無線局関係図
6-2	伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表
6-3	群馬県防災情報通信ネットワーク図
6-4	災害時優先電話回線数一覧表
13-1	報道関係機関一覧表

第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づき伊勢崎市災害対策本部条例（平成17年 条例24号）の定めるところにより、応急対策の活動体制を迅速かつ的確に確立するため、被害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を決定するものとする。

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

第1節 災害警戒本部の設置等

【安心安全課】

1 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害が発生し又は、発生するおそれがある場合で、災害対策本部及び警戒本部が設置されないときは、各部課において関係機関と連携をとりながら当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

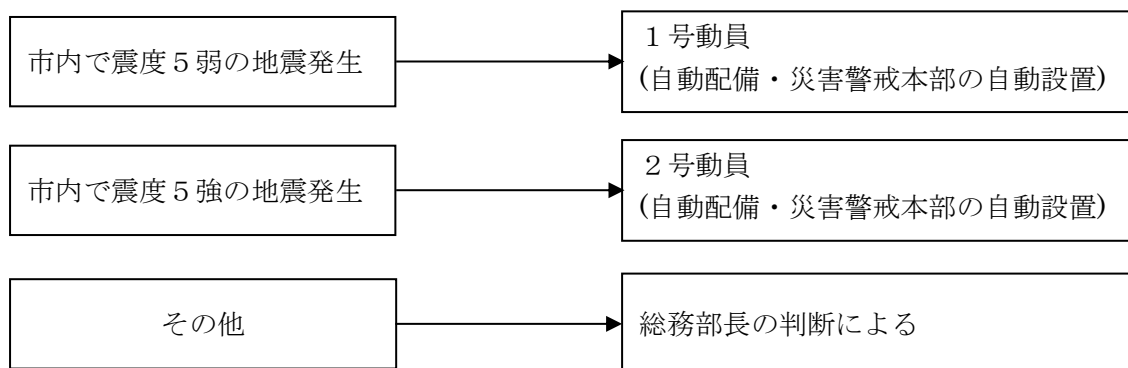
なお、この場合の各部課の事務分掌は、本章第3節5の災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

2 災害警戒本部の設置

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当する時は、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 市内で震度4又は5弱もしくは5強の地震が発生したとき。
- (2) 南海トラフ地震に関して、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）を発表したとき。
- (3) 震度に関わらず市内に地震による被害が発生し、又は、発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の密接な連絡・調整を図るため、総務部長と関係部局長が協議の上必要と認めるとき

【設置の基準及び動員規模】



3 警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は総務部長とし、各部課の事務分掌は、本章第3節5の災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

4 災害警戒本部廃止の決定

総務部長は、災害による被害の発生するおそれなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認められた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

第2節 災害対策本部の設置

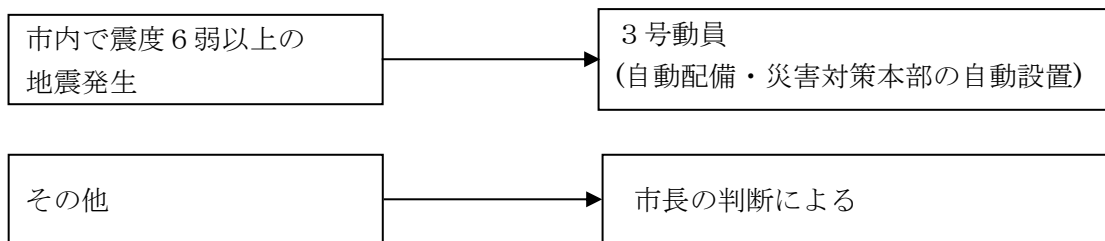
【総務対策部】

災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 設置の決定(設置基準)

市長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市内で地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。
- (3) 震度にかかわらず、市内で地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため市長が必要と認めたとき。



2 設置場所

災害対策本部は、伊勢崎市庁舎東館3階災害対策室に設置するが、被害を受け使用不能となった場合は災害の発生状況に応じて、適宜判断し他施設に本部を置く。

3 廃止の決定

本部長(市長)は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

4 設置及び廃止の通知

- (1) 本部長(市長)は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県知事又は伊勢崎行政県税事務所長、関係防災機関(消防機関、警察機関)、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。
- (2) 本部員は、通知を受けた場合は、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

5 本部会議

- (1) 災害対策本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長(市長)、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度、招集する。

6 本部連絡員

- (1) 災害対策本部の各本部員は、部内に本部連絡員を決めておく。
- (2) 本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各部相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担

当する。

7 関係機関に対する職員派遣の要請等

本部長(市長)は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。
また、本部長は、必要に応じ、関係機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

8 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。
活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ① 通信手段の確保
- ② 被害情報の収集、連絡
- ③ 負傷者の救出・救護体制の確立
- ④ 医療活動体制の確立
- ⑤ 消防機関が行う消火活動への応援
- ⑥ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑦ 避難受入活動
- ⑧ 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑨ ライフラインの応急復旧
- ⑩ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑪ 社会秩序の維持
- ⑫ 公共施設・設備の応急復旧
- ⑬ 災害広報活動(随時)
- ⑭ ボランティアの受入(随時)
- ⑮ 二次災害の防止(随時)

9 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

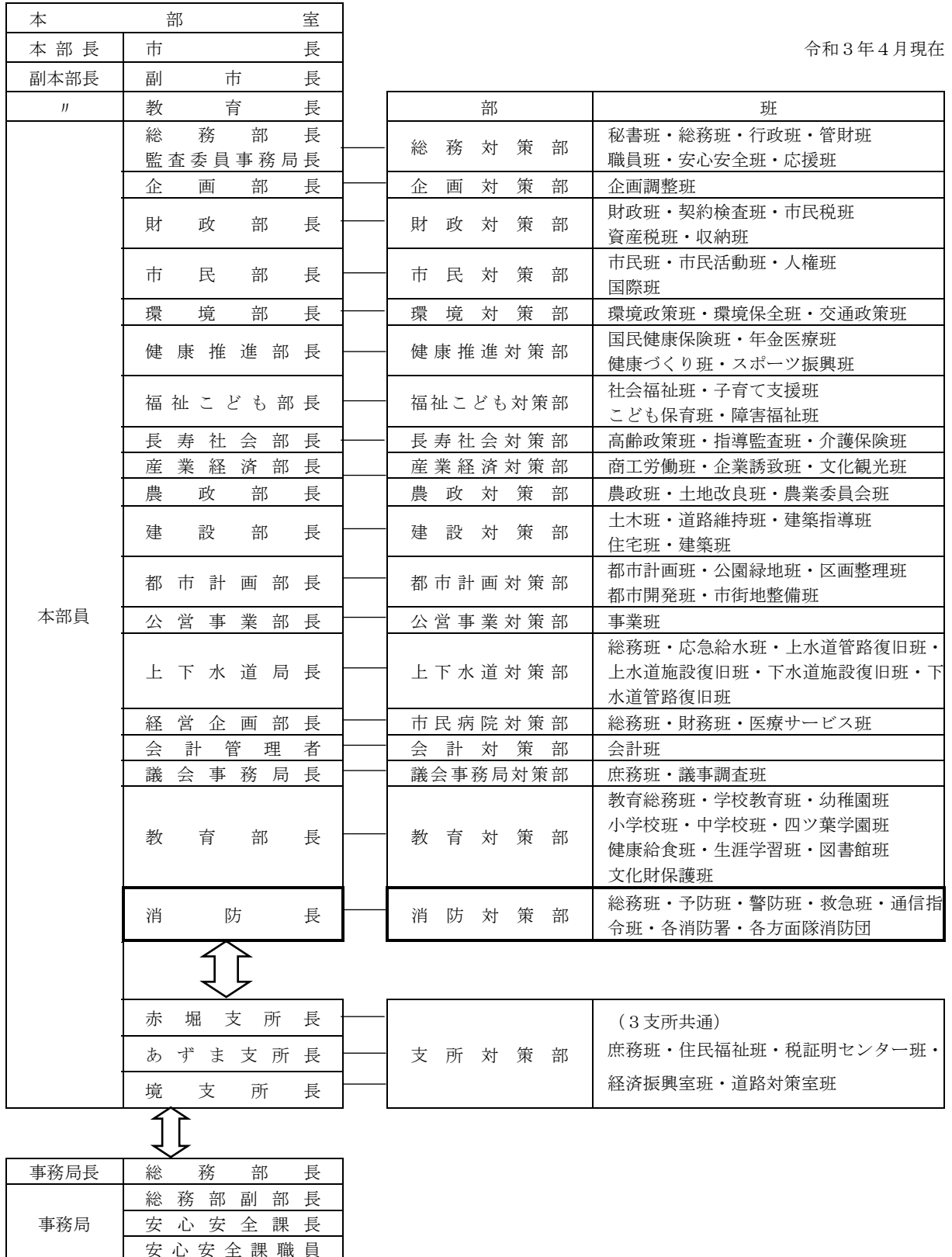
《関係資料》

資料編 1-2 伊勢崎市災害対策本部条例

第3節 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織系統は、次図のとおりとする。



2 本部の事務手続き

(1) 本部会議における協議事項

- ① 災害予防、災害応急対策に関すること
- ② 動員・配備体制に関すること
- ③ 災害対策本部の閉鎖に関すること
- ④ 各部の調整事項に関すること
- ⑤ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- ⑥ 市民への避難勧告・指示及び誘導に関すること
- ⑦ 県及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑧ 自衛隊災害派遣要請に関すること
- ⑨ 関係機関、他の市町村等への対策又は応援要請に関すること
- ⑩ 救助法の適用要請に関すること
- ⑪ 激甚災害の指定の要請に関すること
- ⑫ 災害復旧に関すること
- ⑬ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- ⑭ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

(2) 本部会議における発信事項及び受信事項の処理

ア 発信手続き

- ① 総務部長は、本部長の指示事項及び本部会議における決定事項のうち、必要なものについては発信文を發議させ、各部長及び本部連絡員に伝達する。
- ② 各部長及び本部連絡員は前記①の発信事項を所属職員に伝達、周知しなければならない。

イ 受信手続き

- ① 災害対策本部の受信事項は、安心安全班が処理する。
- ② 安心安全課長は、各部又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、本部会議に付議しなければならない。

3 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

また、副本部長が事故等によりその職務を代理できないときは、伊勢崎市長職務代理者規則（平成17年1月1日規則第10号）に基づき、その職務を代理することとする。

4 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

5 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は概ね次表のとおりとする。

令和3年4月1日

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
総務対策部 （総務部長） （監査委員事務局長） （副部長）	秘書班 （秘書課長）	1 災害時における秘書に関すること 2 災害見舞視察者に関すること
	総務班 （総務課長）	1 部内各班の総合調整に関すること 2 議会との連絡調整に関すること 3 その他いずれの班にも属さない事項に関すること
	行政班 （行政課長）	1 各行政町内、自主防災組織との連絡調整に関すること 2 庁舎の整備及び維持管理並びに構内の取締りに関すること 3 災害情報等の庁内放送に関すること 4 非常用発電設備による電力供給に関すること 5 庁舎管理用水の確保に関すること
	管財班 （管財課長）	1 緊急通行車両の確認申請に関すること 2 車両の確保、配車及び罹災者、対策要員、物資等の輸送に関すること 3 燃料の供給に関する情報の収集及び取りまとめに関すること 4 重要な施設等への燃料の供給の要請に関すること
	職員班 （職員課長）	1 職員の動員、派遣要請及びあっせんに関すること 2 公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関すること
	安心安全班 （安心安全課長）	1 本部の開設及び閉鎖に関すること 2 本部長又は本部会議からの指示、命令等に係る伝達に関すること 3 市防災会議との連絡に関すること 4 水防に関する総合調整に関すること 5 防災行政無線に関すること 6 災害情報及び気象注意報・警報等の受信及び伝達に関すること 7 被害状況及び災害応急対策実施状況取りまとめ報告に関すること 8 県、指定地方行政機関、他市町村への職員派遣要請に関すること 9 相互応援協定による応援要請に関すること 10 自衛隊の派遣及びその他関係機関への要請連絡に関すること 11 救助法の適用に関すること 12 防犯に関すること
	応援班 （選挙課長・監査課長）	1 本部長の特命事項に関すること
企画対策部 （企画部長） （副部長）	企画調整班 （企画調整課長） （事務管理課長） （情報政策課長） （広報課長）	1 部内各班の総合調整に関すること 2 災害時における県及び近接市町村との連絡調整に関すること 3 電子計算機等に関すること 4 災害統計に関すること 5 災害の報道及び啓発、宣伝に関すること 6 市民の苦情の処理に関すること
財政対策部 （財政部長） （副部長）	財政班 （財政課長）	1 部内各班の総合調整に関すること 2 災害対策に係る予算措置に関すること 3 災害義援金品の配分に関すること
	契約検査班 （契約検査課長）	1 災害復旧契約に関すること 2 物品・資器材燃料等納入業者の被災状況確認、納入可否状況の把握に関すること 3 電子入札システム機器財務会計システム機器の保全及び障害の把握復旧に関すること 4 システム障害による稼働停止時の各種処理に対する対応に関すること
	市民税班（市民税課長） 資産税班（資産税課長） 収納班（収納課長）	1 市民税等の徴収に関すること 2 家屋等の被害状況調査と報告に関すること 3 固定資産税等の徴収猶予及び減免に関すること 4 その他税務一般に関すること。

5. 震災 災害応急対策編
第2章 活動体制の確立

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
市民対策部 （市民部長） （副部長）	市民班 （市民課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 死体の火葬・埋葬に関する事 3 避難者の避難状況の取りまとめに関する事 4 死者、負傷者、行方不明者の取りまとめに関する事
	市民活動班 （市民活動課長）	1 罹災者からの陳情に関する事。 2 被災者相談窓口の開設に関する事 3 民間ボランティアの受入れ及び配置に関する事
市民対策部 （市民部長） （副部長）	人権班 （人権課長）	1 男女共同参画に関する事。 2 同和団体との連絡調整に関する事
	国際班 （国際課長）	1 外国人に対する情報提供に関する事 2 災害時外国人支援ボランティアに関する事
環境対策部 （環境部長） （副部長）	環境政策班 （環境政策課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 被災地の清掃に関する事 3 清掃施設の災害対策に関する事
	環境保全班 （環境保全課長）	1 災害発生時における公害対策に関する事 2 伝染病の防疫に関する事 3 鼠族及び昆虫駆除に関する事 4 災害発生時における空家等対策に関する事
	交通政策班 （交通政策課長）	1 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関する事 2 緊急通行車両の確認事務に関する事 3 公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事 4 公共交通機関に対する緊急輸送の協力の要請に関する事
健康推進対策部 （健康推進部長） （副部長）	国民健康保険班 （国民健康保険課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 国民健康保険等に関する事
	年金医療班 （年金医療課長）	1 後期高齢者医療等に関する事
	健康づくり班 （健康づくり課長）	1 医療要員、医療用資機材及び医薬品の確保に関する事 2 罹災者の医療、救護、助産に関する事 3 救護所の設置、管理、負傷者の収容に関する事 4 罹災者の健康の確保に関する事 5 食品衛生の確保に関する事 6 防疫活動に関する事 7 伊勢崎市医師会災害緊急医療対策本部及び医療機関との連絡に関する事
	スポーツ振興班 （スポーツ振興課長）	1 スポーツ施設の被害調査及び報告に関する事 2 スポーツ施設利用者の避難等に関する事
福祉子ども対策部 （福祉子ども部長） （副部長）	社会福祉班 （社会福祉課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 福祉施設の被害調査及び報告に関する事 3 指定避難所等の応急衣料、寝具、生活必需品の配給に関する事 4 福祉施設入居者の避難等の指導に関する事 5 日赤、社会福祉協議会及びそれらのボランティア活動の支援に関する事 6 救助法、災害弔慰金・災害援助資金に関する事 7 救助物資の保管及び受払いに関する事 8 死体の埋葬に関する事（身元不明者） 9 被災者名簿の作成及び罹災証明に関する事 10 災害により生活困難となった者の調査及び援護に関する事
	子育て支援班 （子育て支援課長）	1 所管福祉施設の被害調査及び報告に関する事 2 保育児童の避難などの指導に関する事
	子ども保育班 （子ども保育課長）	1 保育所の被害調査及び報告に関する事 2 保育児童の避難などの指導に関する事 3 所管福祉施設児童の避難に関する事

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
福祉こども対策部 （福祉こども部長） （副部長）	障害福祉班 （障害福祉課長）	1 障害者施設の被災状況の把握に関する事 2 罹災障害者の保護・救済に関する事
長寿社会対策部 （長寿社会部長） （副部長）	高齢政策班 （高齢政策課長） 指導監査班 （指導監査課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 高齢者福祉施設の被害調査及び報告に関する事 3 高齢者の避難等の指導に関する事 4 高齢者の介護等に関する事
	介護保険班 （介護保険課長）	1 要介護者の被害調査及び報告に関する事 2 要介護者の避難等の指導に関する事
産業経済対策部 （産業経済部長） （副部長）	商工労働班 （商工労働課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 事業所、商工業関係の被害状況の調査報告に関する事 3 被災商工業者に対する金融対策に関する事 4 商品の流通、価格安定に関する事
	企業誘致班 （企業誘致課長）	1 工業団地の被害調査及び報告に関する事 2 被災企業の相談に関する事
	文化観光班 （文化観光課長）	1 文化観光施設等の被害状況の把握に関する事 2 本部長の特命事項に関する事
農政対策部 （農政部長） （副部長）	農政班 （農政課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 農畜林水産業施設の被害調査及び報告に関する事 3 農地の被害状況等の調査報告に関する事 4 保安林の被害状況等の調査報告に関する事 5 被害農畜関係の応急措置に関する事 6 被害農家の営農指導に関する事 7 応急食料品の調達及び配給に関する事
	土地改良班 （土地改良課長）	1 土地改良事業の被害調査及び応急措置に関する事 2 被害状況調査に関する事。 3 本部長の特命事項に関する事
	農業委員会 （事務局長）	1 所管事務に関する被害調査に関する事
建設対策部 （建設部長） （副部長）	土木班 （土木課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 土木関係災害情報の収集に関する事 3 災害対策のための建設業者との連絡調整に関する事 4 橋梁の応急復旧に関する事 5 河川情報の収集その他水害予防に関する事 6 被害河川の応急処置に関する事
	道路維持班 （道路維持課長）	1 道路に係る災害情報の収集に関する事 2 緊急輸送道路の確保に関する事 3 道路の応急復旧に関する事 4 緊急を要する補修工事に関する事 5 道路の災害工事に関する事
	建築指導班 （建築指導課長） 住宅班 （住宅課長） 建築班 （建築課長）	1 市有建築物の災害対策に関する事 2 被災市営住宅に関する事 3 応急仮設住宅の建設に関する事 4 被災建築・被災宅地応急危険度判定士の要請に関する事 5 被害建築物の調査に関する事 6 建築業者等の指導連絡に関する事 7 被害状況の把握及び応急処置に関する事 8 住宅金融支援機構の特別融資に関する事 9 公営賃貸住宅及び民間賃貸住宅への応急入居の確保に関する事

5. 震災 災害応急対策編
第2章 活動体制の確立

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
都市計画対策部 （都市計画部長） （副部長） （中心市街地整備 事務所長）	都市計画班 （都市計画課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 都市計画道路の被害調査及び応急措置に関する事
	公園緑地班 （公園緑地課長）	1 公園緑地、街路樹関係の被害調査及び応急措置に関する事
	区画整理班 （区画整理課長）	1 組合施行区画整理事業の災害対策の指導に関する事 2 区画整理区域内の被害調査及び応急措置に関する事
	都市開発班 （都市開発課長） 市街地整備班 （市街地整備課長）	1 所管施設の被害調査及び報告に関する事 2 所管施設の災害応急対策及び復旧に関する事 3 区画整理区域内の公共施設被害調査及び応急措置に関する事
公営事業対策部 （公営事業部長）	事業班 （事業課長）	1 所管施設の被害調査及び報告に関する事 2 所管施設の災害応急対策及び復旧に関する事
上下水道対策部 （上下水道局長）	総務班 （総務課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 災害関係の予算に関する事 3 水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 4 応急給水計画及び応援協定の要請に関する事 5 その他上下水道局関連業務で、各班に属さない事項に関する事
	応急給水班 （総務課長）	1 給水物資の調達に関する事 2 被災地の給水業務に関する事 3 応急給水場所の設置及び応急給水の周知に関する事
	上水道管路復旧班 （上水道整備課長）	1 配水管等の被害調査に関する事 2 応急復旧用資機材及び工具の在庫管理及び調達に関する事 3 配水管等の災害対策及び応急復旧に関する事
	上水道施設復旧班 （浄水課長）	1 浄水施設、配水施設等の被害調査に関する事 2 浄水施設、配水施設等の災害対策及び応急復旧に関する事 3 水質管理に関する事
	下水道施設復旧班 （下水道施設課長）	1 下水道施設の被害調査に関する事 2 下水処理場の災害対策及び応急措置に関する事
	下水道管路復旧班 （下水道整備課長）	1 下水道管渠の被害調査に関する事 2 下水道管渠の災害対策及び応急措置に関する事
消防対策部 （消防長） （副消防長）	総務班 （総務課長）	1 消防機関の非常食糧及び燃料等の調達に関する事 2 消防職団員の公務災害に関する事 3 消防団との連絡調整及び消防団の活動記録に関する事 4 消防機関の保健衛生に関する事 5 消防機関の報道対応に関する事 6 消防機関の広聴に関する事 7 消防機関の個人情報に関する事 8 消防現場指揮本部の支援に関する事
	予防班 （予防課長）	1 火災予防に関する事 2 消防広報活動に関する事 3 消防機関の情報収集に関する事 4 消防機関の報道対応の支援に関する事 5 危険物の対応に関する事 6 消防用設備の設置状況に関する事 7 消防現場指揮本部の支援に関する事

5. 震災 災害応急対策編
第2章 活動体制の確立

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
消防対策部 （消防長） （副消防長）	警防班 （警防課長）	1 消防機関の警防本部設置に関する事 2 消防機関の警戒本部設置に関する事 3 消防機関の作戦会議に関する事 4 消防活動の記録に関する事 5 消防機関の災害記録に関する事 6 警防救助資機材の運用に関する事 7 消防機関の警防本部と災害対策本部との連絡調整に関する事 8 消防現場指揮本部の支援に関する事 9 消防機関の現場指揮本部の設置に関する事 10 災害現場における消防機関の指揮に関する事 11 災害現場における消防機関の安全管理に関する事 12 災害現場における消防機関の情報収集に関する事 13 災害現場における消防機関の記録に関する事 14 火災原因調査及び損害調査に関する事
	救急班 （救急課長）	1 火災等現場の情報収集に関する事 2 救急活動の支援に関する事 3 救急活動の記録に関する事 4 医療機関との連携に関する事 5 救急資機材の運用に関する事 6 消防現場指揮本部の支援に関する事
	通信指令班 （通信指令課長）	1 消防出場指令に関する事 2 消防通信統制に関する事 3 消防相互応援協定等に基づく応援要請に関する事 4 消防関係機関への連絡に関する事 5 消防職員の非常招集に関する事 6 消防通信記録に関する事 7 消防現場指揮本部の支援に関する事
	各消防署 （伊勢崎消防署長） （赤堀消防署長） （東消防署長） （境消防署長）	1 火災・水災及びその他の災害の警戒防御に関する事 2 消防機械器具の管理に関する事 3 救急業務に関する事 4 消防水利に関する事 5 火災・水災の予防、原因、損害の調査及び水害等の被害の調査に関する事 6 消防団の指揮連絡に関する事 7 災害における人命救助及び避難誘導並びに行方不明者等の捜索に関する事
	各方面隊消防団	1 受持区域、管内の災害防御に関する事 2 飛火警戒、避難誘導に関する事 3 警戒区域内の警戒及び群集警備に関する事
市民病院対策部 （経営企画部長）	総務班 （総務課長） 財務班 （財務課長） 医療サービス班 （医療サービス課長）	1 部内の総合調整に関する事 2 災害時救急医療に関する事 3 部内の災害情報の取りまとめに関する事 4 部内の財産管理に関する事 5 入(通)院患者の安全の確保に関する事
会計対策部 （会計管理者）	会計班 （会計課長）	1 災害関係の経理に関する事 2 応急対策物資の納入及び出納に関する事
議会事務局対策部 （議会事務局長）	庶務班 （庶務課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 その他部内各班に属しない事項に関する事
	議事調査班 （議事調査課長）	1 災害時における市議会議員との連絡調整に関する事

部（部長相当職）	班（課長相当職）	事 務 分 掌
教育対策部 （教育部長） （副部長）	教育総務班 （教育総務課長） （教育施設課長）	1 部内各班の総合調整に関する事 2 学校施設の被害状況の調査・報告及び応急復旧に関する事 3 避難所の設置・管理に関する事
	学校教育班 （学校教育課長） 幼稚園班（園長） 小学校班・中学校班 四ツ葉学園班（学校長）	1 公立学校施設の被害状況の調査・報告及び応急復旧に関する事 2 園児、児童及び生徒の避難等の指導に関する事 3 園児、児童及び生徒の応急教育の実施に関する事 4 児童・生徒・教職員の健康状態に関する事 5 学校再開前に通学路の安全確認に関する事 6 学校再開前の学校環境衛生に関する事
	健康給食班 （健康給食課長）	1 災害時における学校給食に関する事 2 炊き出し及び食糧の配給に関する事
	生涯学習班 （生涯学習課長）	1 社会教育施設の被害調査及び応急措置に関する事 2 不特定多数の者が利用する社会教育施設における利用者の安全の確保に関する事
	図書館班 （図書館課長）	1 図書館に係る災害情報の収集に関する事 2 図書館に係る災害応急対策に関する事
	文化財保護班 （文化財保護課長）	1 文化財に係る災害情報の収集に関する事 2 文化財に係る災害応急対策に関する事
支所対策部 （赤堀支所長） （あずま支所長） （境支所長）	庶務班、住民 福祉班（各課長） 税証明センター班 経済振興室班 道路対策室班	1 支所管内の災害対策に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 各部、各班の総合調整に関する事 4 支所管内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめ報告に関する事

（注）担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は協同で処理するものとする。

6 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長の指示により必要な活動を実施する。

第4節 職員の動員計画

【総務対策部、消防対策部】

1 動員計画

(1) 動員の決定

ア 総務部長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部局長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

【災害警戒本部設置時の配備体制】

動員区分	動員規模	適用基準
初期動員	各所属の約10%に相当する人数 (市内で震度4の地震が発生したとき)	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。
1号動員	各所属の約25%に相当する人数 (市内で震度5弱の地震が発生した場合自動配備)	災害警戒本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。
2号動員	各所属の約50%に相当する人数 (市内で震度5強の地震が発生した場合)	災害警戒本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。

イ 市長は、災害対策本部を設置したときは、次表に掲げる「3号動員」とする。

【災害対策本部設置時の配備体制】

動員区分	動員規模	適用基準
3号動員	全職員 (市内で震度6弱以上の地震が発生した場合)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて市の総力を挙げて対応する必要があるとき。

ウ 動員の決定に当たっては、災害の規模、発生地域等の状況に応じ、部課若しくは地域を限定し、又は部課若しくは地域ごとに異なる区分を適用することができる。

(2) 配備計画

ア 各本部員は、防災活動の準備又は実施のため、あらかじめ部・班別事務分掌を配備職員に周知徹底する。

イ 各課長等は、配備指令に直ちに信じられるよう、所属の職員について、あらかじめ初期動員から3号動員までの指令ごとの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底する。

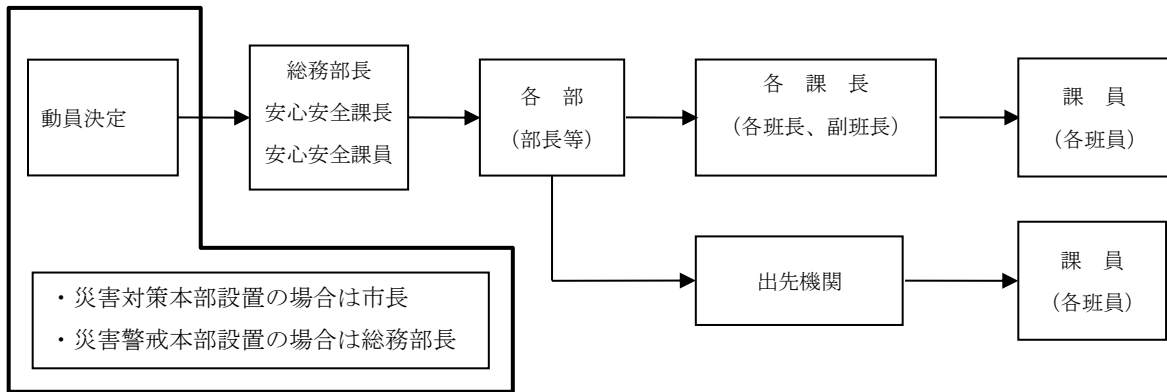
(3) 動員方法

ア 勤務時間内

① 伝達方法

- ・各部・支所・各班への伝達は、防災総括班が庁内放送、電話、防災無線、職員連絡メール等により行う。
- ・出先機関については、所管する部等が電話等により伝達する。

② 伝達系統



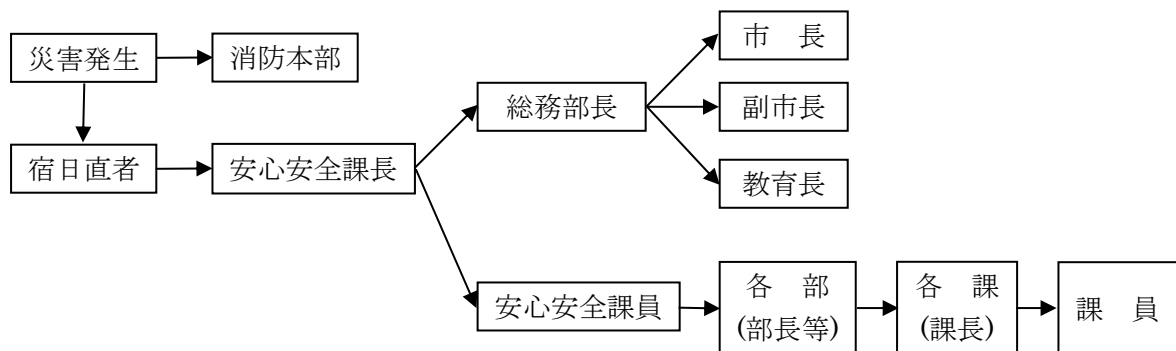
③ 活動体制への移行

庁内放送、電話等の伝達により平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

イ 勤務時間外

① 伝達体制

夜間・休日等の勤務時間外に市域に災害が発生した場合、必要に応じて災害規模に応じた動員区分を決定し、次の伝達系統により電話又は職員連絡メール等により伝達するものとする。



(4) 動員指示の伝達方法

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送、庁内電話等で伝達し、勤務時間外においては電話又は防災行政無線、職員連絡メールで伝達するものとする。

(5) 自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、次表の基準に従って自主的に登庁しなければならない。

震 度	自主登庁する職員
5弱	1号動員該当者及び各所属で定めた者
5強	2号動員該当職員及び各所属で定めた者
6弱以上	3号動員該当職員及び各所属で定めた者

なお、震度4にあつては、安心安全課のうち、あらかじめ指定された者が登庁するものとする。

(6) 登庁場所

職員は、勤務時間外において登庁の必要が生じた場合は、次表の場所に登庁するものとする。

順 位	登 庁 場 所
1	自己の勤務場所
2	最寄りの本庁及び支所
3	最寄りの市有施設

すなわち、原則として、自己の勤務場所に登庁し、それができない場合は、最寄りの本庁及び支所、最寄りの市有施設の順に登庁し、その責任者（所長等）の指示を受け災害対策に従事するものとする。

登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害状況等を把握し登庁後直ちに総務対策部へ報告する。

(7) 災害発生時における行政区内担当職員

災害発生時における行政区内担当職員は、地震発生時において本部長の命により、公民館、区長宅、町内、会議所等に出向し、災害対策本部長と区長、住民及び自主防災組織との連絡調整を図り、被害状況等の情報収集及び住民の避難等の指示にあたる。

(8) 災害発生時におけるコールセンター対応職員

市は、災害対策本部を設置した場合、原則としてコールセンターを開設し、災害発生時におけるコールセンター対応職員等が、住民等からの電話での問い合わせに対応するものとする。

(9) 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに本部に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また、各班長は非常召集した場合、氏名、時刻等を安心安全班に報告し、安心安全班は総務部長を通じ本部長に報告する。

(10) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

- ア 本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき、あるいは住宅が崩壊するなど自らが被災したときは、所属長にその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。
- イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるときは、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、可能な限り地域の防災活動に従事するものとする。

(10) 職員の服務

職員は、原則として自己の所属部署において災害応急対策活動を行い、必要に応じ、災害対策本部員、連絡員等として、自己の所属部署から離れて活動するものとする。

2 本部体制が確立するまでの応急初動措置

大規模な災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が本部の事務分掌にこだわることなく、本部長（本部長が登庁

していない場合には、先着上級幹部)の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行う。

- ア 登庁職員の把握と任務付与
- イ 通信、報告、連絡手段の確保及び連絡員の指名
- ウ 被害実態の把握(情報収集)
 - ・ 消防機関、伊勢崎警察署、防災関係機関、職員の調査報告等により収集する。
- エ 被害状況等の報告、連絡、応援要請
 - ・ 県及び防災関係機関等への報告、連絡
 - ・ 自衛隊、相互応援協定に基づく応援要請

3 消防機関における職員の動員計画

消防職員の動員については、消防本部で定める計画によるものとする。

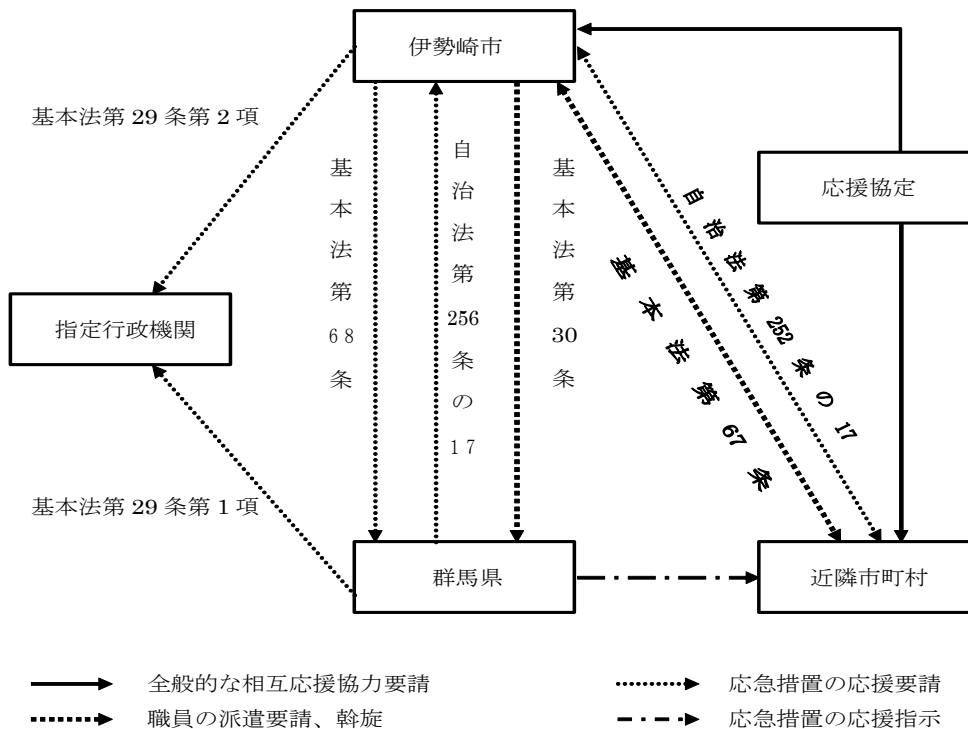
第5節 広域応援の要請等

【総務対策部、企画調整班、社会福祉班、協定関係班、消防対策部】

災害において、市が県及び他の市町村並びに関係機関と密接な連絡を取り、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速、円滑化を図るものとする。

1 行政機関との応援協力

市は、災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県及び他の市町村に対し応援協力を要請するものとする。市は、県への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力の窓口をあらかじめ決めておくものとする。



2 県への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、基本法第68条の規定に基づき、「伊勢崎市災害時受援計画」に定めるところにより、県知事に対して応援又は応援のあっせんを要請する。

また、本部長(市長)は救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

上記応援要請の手続きは、県危機管理課に対し、下記に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話等により要請し、後日文書により改めて提出するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
- イ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする場所、機関
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要事項

【県への連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
群馬県災害対策本部事務局	(直通) 027-226-2240～2249・2251	(直通) 027-226-2251
群馬県総務部危機管理課	群馬県防災情報通信ネットワーク 4-300-91 (地上系) 5-300-91 (衛星系) (直通)027-226-2244	

3 他の市町村への応援要請

他の市町村に応援を要請する場合は、あらかじめ締結した相互応援協定又は基本法第 67 条の規定に基づき、他の市町村長に対し応援を要請する。

また、基本法第 67 条の規定に基づき、応援を求められた時は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

4 職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国に対する職員派遣の要請

基本法第 29 条の規定に基づき、本部長（市長）が指定地方行政機関の長に対し当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

基本法第 30 条の規定に基づき、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、市長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

(4) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

市は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する

5 消防機関が行う応援の要請

(1) 消防本部は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第 39 条の規定に基づき応援を要請するものとする。

(2) 消防本部は、緊急消防援助隊の応援が必要であると判断したときは、市長と協議し、消防組織法

第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事（消防保安課）に要請（要請者は市長）するものとする。

ただし、知事と連絡がとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

なお、緊急消防援助隊の要請に関する具体的な内容については、消防本部及び関係機関で定める計画によるものとする。

消防庁	「応急対策室」（平日9:30～18:15）	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
	地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
	「宿直室」（上記時間外）	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036
群馬県総務部消防保安課		電話 027-226-2241、FAX 027-221-0158
	県防災情報通信ネットワーク	電話 4-300-91（地上系）、5-300-91（衛星系） FAX 4-300-6800（地上系）、5-300-6800（衛星系）

6 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を受援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

7 広域的な応援体制

- (1) 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

8 国の機関等の代行措置

指定行政機関又は指定地方行政機関は、基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

《関係資料》

- 資料編 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
7-2 伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表

※伊勢崎市災害時受援計画

第6節 自衛隊への災害派遣要請

【総務対策部】

自衛隊への災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事に対し災害派遣要請を要求するものとする。

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| ア 車両、航空機等による被害状況の把握 |
| イ 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助 |
| ウ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助 |
| エ 堤防等の決壊に対する水防活動 |
| オ 消防機関の消火活動への協力 |
| カ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去 |
| キ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援 |
| ク 通信支援 |
| ケ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 |
| コ 被災者に対する炊き出し、給水の支援 |
| サ 救援物資の支給又は貸付の支援(防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令) |
| シ 交通規制への支援 |
| ス その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項 |

2 災害派遣を要請する災害

災害時における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、市において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要、若しくは有効である場合とする。

3 災害派遣の要請

- (1) 本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、基本法第68条の2第1項の規定に基づき、次の様式により自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するとともに、伊勢崎警察署にも連絡するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
- (2) 本部長(市長)は、(1)の要求をしたときに、その旨及び市内の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (3) 本部長(市長)は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。
- (4) 市長は、前項の通知をしたときは、基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。
- (5) 派遣要請する場合の明示事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

【自衛隊災害派遣要請様式】

	年 月 日	
群馬県知事	あて	伊勢崎市長 印
自衛隊の災害派遣要請の要求について		
<p>災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。</p>		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考となるべき事項		
例) ・必要な車両、航空機、資機材		
・必要な人員		
・連絡場所及び連絡責任者		

4 災害派遣部隊の受け入れ

市は、派遣部隊の活動が十分に行えるよう適切な措置を講じるものとする。

- ① 派遣部隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。
- ② 作業実施期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して作業の推進を図る。
- ③ 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し速やかに活動できるよう努める。

5 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、消防、警察、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、必要に応じて伊勢崎市災害対策本部に市、消防機関、県、警察及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

6 派遣要請後の変更手続

本部長（市長）は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続きを行うものとする。

7 派遣部隊等の撤収要請

本部長（市長）は派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなると認める場合、本部長（市長）は、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

8 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた本市が負担するものとする。
 - ア 宿泊施設の借上料
 - イ 宿泊施設の汚物処理費用
 - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
 - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた市と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

【参考】災害派遣実施の可否の判断3原則

公共性 : 人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性 : 差し迫った必要性があること。

非代替性 : 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、市民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

【市、消防対策部、県、警察機関、自衛隊、市民、自主防災組織、その他の防災関係機関】

1 市民及び自主防災組織による救助・救急活動

- (1) 大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊等により道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、市民及び自主防災組織は、自発的に被災者を倒壊建物から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 市民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば市民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努めるものとする。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材については、市、消防本部・消防署、消防団及び伊勢崎行政県税事務所並びに伊勢崎土木事務所等の備蓄倉庫の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (4) 市民及び自主防災組織は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 消防機関及び警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 地震発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察災害派遣隊」の派遣を要求する。
- (7) 災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。
- (8) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、消防本部は速やかに知事（危機管理課、消防保安課）に報告するものとする。

なお、群馬DMA T の派遣要請に関する具体的な内容は、県が定める計画によるものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行う

ものとする。

4 市による救助・救急活動

市は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。
また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

5 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、市及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

6 関係機関の連携

- (1) 消防機関、警察、自衛隊、市及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。
この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 東日本高速道路(株)、市及び県は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を消防機関、警察機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

7 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

8 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

《関係資料》

資料編 7-1	伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
7-2	伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表

第2節 医療活動

【健康づくり班、社会福祉班、災害拠点病院（伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院）日本赤十字社、伊勢崎佐波医師会、その他の医療関係機関】

市内の医療機関（特に災害拠点病院や救急指定医療機関等）は、あらかじめ整備した災害時医療活動マニュアル等により、救急医療活動を行うものであるが、地震災害のため、地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の機能が混乱し、市民が医療、助産等の機会を失った場合は、医療機関との連携により災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療及び助産等の活動を実施する。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは、市長が実施する。

1 市内の医療機関による医療活動

市内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講じる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県広域災害・救急医療情報システム（統合型医療情報システム）を活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、県(消防保安課又は医務課)に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。
- (2) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、次の場所に設置するものとする。
 - ア 指定緊急避難場所
 - イ 負傷者等の交通便利なところ
 - ウ その他救護所の設置に適したところ
- (3) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに伊勢崎佐波医師会、日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等

で治療を行うものとする。

5 被災地域外での医療活動

市又は医療機関は、市内の医療機関の施設が地震による被害のため、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ市内での医療機関で対応できない場合は、市外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求めるものとする。

6 災害拠点病院(伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院)の役割

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - イ 自己完結型の救護チームの派遣
 - ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同して行う。

7 被災者のこころのケア対策

市は、県が行う災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、関係機関、団体等と連携を行う。

8 薬剤師班の派遣

- (1) 指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、県に対して、薬剤師の派遣を要請する。

9 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、健康づくり班又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県(薬務課)に供給を要請するものとする。
- (3) 市又は県(薬務課)は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

《関係資料》

資料編 9-1	医療機関等一覧表
11-1	災害時ヘリポート適地一覧表
11-2	ヘリコプター保有状況一覧表
15-1	指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表

第3節 消火活動

【消防対策部、市民、自主防災組織、企業】

1 市内の消防機関及び市民等による消火活動

(1) 市民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、市民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防衛地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関の具体的な消防活動については、伊勢崎市消防本部で定める計画によるものとする。

《関係資料》

資料編 7-2 伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

【総務対策部、交通政策班、社会福祉班、道路維持班、消防対策部、県、警察機関】

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

- (1) 警察機関は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、市に連絡するものとする。
- (2) 市は、通行可能な交通路を迅速に把握して、道路管理者及び警察機関に連絡することにより、交通状況について情報交換をするものとする。

2 交通規制等の実施

- (1) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課・危機管理課)と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。
なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- 1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
- 2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
- 3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(1に掲げるものを除く。)
- 4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 6 医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 7 警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の

取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの

- 8 自衛隊用自動車(自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの
- 9 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 11 入国者収容所又は地方出入国在留管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 15 医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
- 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの
- 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの
- 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの

- (2) 警察機関は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定等に基づき交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。
- (3) 警察機関は、交通規制を実施したときは、直ちに市及び県(道路管理課・危機管理課)、その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図るものとする。
- (4) 警察機関は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、警察車両による先導等を行うものとする。
- (5) 警察官(警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官)は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。
- (6) (5)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にはいないときは、警察官(警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官)は、自ら当該措置をとるものとする。
- (7) 県公安委員会(警察本部・警察署)は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要が

あるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

- (8) 市及び県(道路管理課・危機管理課)は、交通規制を行う必要があると認めるときは、警察機関にその旨を連絡するものとする。
- (9) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講じるものとする。

3 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 県は、災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- (5) 道路管理者は、民間団体との応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (6) 市は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧等の実施を要請するものとする。

4 航空輸送の確保

負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。このため、市は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。また、ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

5 地域内輸送拠点の確保

- (1) 市は、緊急輸送道路を参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で輸送拠点として市物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

《関係資料》

資料編	7-1	伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
	7-2	伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表
	10-2	救援物資集積拠点一覧表
	10-3	緊急輸送道路
	11-1	災害時ヘリポート適地一覧表

第3節 緊急輸送

【総務対策部、社会福祉班、県、警察機関、その他の防災関係機関】

1 輸送手段の確保

市及びその他の防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

ア 市が保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

イ 関東運輸局(群馬運輸支局)は、必要に応じ、又は市等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

(2) 鉄道の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3) ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」のほか、他県防災ヘリコプターの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げ等、県(危機管理課)を介して要請する。

2 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課・伊勢崎行政県税事務所)又は県公安委員会(伊勢崎警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらのものを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課・伊勢崎行政県税事務所)及び公安委員会(伊勢崎警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(4) 確認手続き

緊急通行車両の確認の手続きは、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 別記様式1
- ウ 受付窓口 県…伊勢崎行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…伊勢崎警察署交通課又は、警察本部交通規制課
- エ 交付物件 (ア)緊急通行車両確認証明書(別記様式2)
(イ)標章(別記様式3)
- オ 確認処理簿 別記様式4の例による。

様式 1

年 月 日		
緊急通行車両使用申出書		
様		
申出者(住所又は所在地) (氏名又は団体名) (電話番号)		
車 両 の 登 録 番 号		
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)		
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式 2

第 号		
年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
車 両 の 登 録 番 号		
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)		
使 用 者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

第5章 避難の受入活動

地震発生後、住民を速やかに避難誘導し、安全な避難所に受け入れることは、人命の確保につながるものであり、また当面の居所を確保することは、住民の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、住民の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

なお、指定避難所等の運営等については「避難所運営マニュアル」（令和2年6月）に基づくものとする。

第1節 避難誘導

【総務対策部、企画対策部、市民対策部、健康推進対策部、福祉こども対策部、長寿社会対策部、消防対策部、警察機関、県、自衛隊、自主防災組織】

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 市長は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。
- イ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ウ 市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。
- エ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- オ 市長のほか法令に基づき避難指示等を行う権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を行うものとする。
- カ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。
- キ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

	発令者	措置	発令する場合
避難指示	市長、知事又は警察官 (基本法第 60 条及び第 61 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 (必要と認める地域の必要と認める居住者等に対するもの。) ・立退き先の指示 	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</p> <p>知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</p> <p>警察官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。</p>
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 	<p>天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命・身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。</p>
	自衛官 (自衛隊官法第 94 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 	<p>天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいなくて、</p>

(2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ア 避難対象地域 | エ 避難経路 |
| イ 避難を必要とする理由 | オ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等) |
| ウ 避難先 (屋内安全確保を含む) | |

(3) 伝達方法

避難指示等は、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに消防機関、県(伊勢崎行政県税事務所)を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署等に連絡するものとする。

(5) 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難誘導

市、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所や指定避難所等の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講じる。

3 要配慮者等への配慮

市等は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生

じないう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに消防機関、県(伊勢崎行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署等に連絡するものとする。

《関係資料》

資料編 15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表

第2節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営

【市、県、消防機関、警察機関、自主防災組織】

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(伊勢崎行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

2 指定避難所等の開設

- (1) 市は、発災時に必要に応じて、指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、指定避難所等だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設するものとする。
- (3) 市は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに消防機関、県(伊勢崎行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署等に連絡するものとする。
- (5) 市は、指定避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

3 避難所担当職員の配置

市は、指定避難所等を開設したときは、当該指定避難所等の開設や応急的な運営を行う避難所担当職員を配置するものとする。

4 避難者に係る情報の把握

市は、指定避難所等ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所等以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努めるものとする。

5 避難者に対する情報の提供

市は、市民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報をチラシ等で適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

6 良好な生活環境の確保

(1) 市は、次により、指定避難所等における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所等の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所等と調整し適切な受入人数の確保に努める。

また、観光客等の帰宅困難者についても指定避難所等に受け入れるものとする。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所等に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 指定避難所等における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(2) 市は、各指定避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(3) 避難者は、指定避難所等の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 要配慮者等への配慮

市は、指定避難所等の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努めるものとする。

8 男女のニーズの違いへの配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

- ア 避難所担当職員や保健師に女性を配置する。
- イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ウ 指定避難所等の内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- カ 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

9 在宅避難者等への配慮

市及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

10 指定避難所等の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所等の早期解消に努めるものとする。

11 各種相談窓口の設置

市は、大規模災害により避難生活が長期化した場合には、避難者の生活環境の向上及び不安の解消のため各種相談窓口を設置するものとする。

《関係資料》

資料編 15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表

第3節 応急仮設住宅等の提供

【建築班、住宅班、建築指導班】

地震災害により住宅を失い又は損傷等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を確保できない者の居住のため、市は県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設や、公営住宅の空き家への一時入居措置など必要な対策を行うとともに応急仮設住宅を設置する。ただし、災害直後における避難収容対策は、指定避難所等の開設及び収容によるものとする。

1 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、救助法の適用の根拠となり、各種の被災者援護対策の基礎となるため、市は、判定会議を招集し調査・判定の方針を定め適正な判定を実施するものとする。

- (1) 現地調査の実施及び調査方法は、「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」の定めによるものとする。
- (2) 被害程度の認定基準（全壊、半壊等の認定基準）は、次のとおりである。

災害の被害の認定基準（令和3年6月24日内閣府政策統括官通知（一部引用））

被害の種類	認定基準
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （解釈）必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば炊事場、浴場又は便所が別棟であり、離れ座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。 なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているのはもちろん、一般の非住家として取り扱われている土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家とみなす。
非住家被害	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 （解釈）社会通念上住家と称せられるものであっても、現実に人が居住していない場合は非住家とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの。又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基礎的機能の一部を喪失したもの。すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、

	損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	半壊には至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

2 住居障害物の除去

市に救助法が適用された場合、市は災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を関係事業者の協力のもとに行う。除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。関係事業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、県へ要請するものとする。

3 被災住宅の応急修理

市は、救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行うものとする。

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

4 応急仮設住宅の提供

- (1) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 市は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時等には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

5 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

市は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

6 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入

れに配慮するものとする。

- (2) 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

7 賃貸住宅のあっせん

市は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

8 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

《関係資料》

資料編 15-2 応急仮設住宅建設予定地一覧表

第4節 広域一時滞在

【市、県】

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所等、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、本市に対し、通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた市は、速やかにその内容を公示し、県に報告するものとする。
- (6) 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所等、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、本市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を本市に代わって行うものとする。
- (3) 県は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を本市に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

(7) 市は、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を県に対し要請する。

第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ

【市、県】

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

なお、災害の規模により、被災県からの応援要請が遅れることも想定されるため、応援要請がない場合においても、広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 受入可能な避難施設情報の報告

市は、あらかじめ指定した指定避難所等の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告するものとする。
- (2) 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 県及び県内市町村との協力

市は、県及び県内市町村と適宜連絡調整会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

4 避難所開設

市は、県（総務部）と調整のうえ、選定された避難所の開設を通知により依頼を受けた時は、第5章第2節1～2の規定に準じて、開設の準備を行う。

5 広域避難者の受入れ

- (1) 市は、県（総務部）と調整し、県が受け入れた広域避難者について実施する救助の方針についての通知を受け、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。
なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県と市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所へと移動することとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動は、被災県又は被災市町村が実施することとするが、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、市においてバス等の移動手段を手配

する。

6 避難所の運営

- (1) 避難所担当職員の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
第5章第2節3～5の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮
第5章第2節6～8の規定を準用する。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。
- (4) 被災県からの情報等の避難者への提供
市は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供する。

7 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

市（教育委員会）は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

8 避難所の閉鎖

市は、県から避難所の閉鎖通知を受けた時は速やかに避難所を閉鎖する。

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

【総務対策部、国際班、社会福祉班、農政班、上下水道対策部総務班、応急給水班、県、日本赤十字社】

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所等及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 食料の調達

(1) 市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援要請
- エ 県に対する応援要請

(2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。

3 飲料水の調達

(1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者等に給水車等の応援を要請するものとする。

(2) 市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援要請
- エ 県に対する応援要請

4 生活必需品の調達

(1) 市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- イ 製造・販売業者からの購入
- ウ 他市町村に対する応援要請
- エ 県に対する応援要請
- オ 義援物資の募集

(2) 市及び県による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできな

い物品とする。

5 燃料の調達

市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について燃料の確保に努める。

関係課は、業務に関係する市民の安全を確保するために、特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、県の情報収集担当課へ状況を報告し、燃料供給の要請を行うものとする。

また、市は、円滑な燃料の供給実施のため、市民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

6 物資の配給

市及び水道事業者は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、赤十字奉仕団、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。

(2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

(3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。

(4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

7 日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行うものとする。

《関係資料》

資料編 7-1	伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
7-3	群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定に基づく燃料の供給先

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

【環境政策班、環境保全班、下水道施設復旧班、下水道管路復旧班、健康づくり班、福祉こども対策部、長寿社会対策部、県】

1 被災者の健康状態の把握等

- (1) 市は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。
- (2) 市は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県(健康福祉課)は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 食品衛生の確保

- (1) 市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所等や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (2) 食中毒が発生した場合は、県が行う食品衛生監視員による所要の調査等に協力し、原因の究明及び被害の拡大防止に努めるものとする。

3 し尿の適正処理

- (1) 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、指定避難所等又は住宅密集地等に設置するとともに、指定避難所等のマンホールトイレを活用するものとする。
- (3) 仮設トイレ及びマンホールトイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市は、自らの市内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

4 ごみ(生活ごみ・粗大ごみ)の適正処理

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生に対応するため、市は、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 市は、収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 市は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (4) 市は、単独で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

5 県への報告

し尿処理施設、ごみ処理施設及び下水道処理場の災害による応急復旧並びに災害のため特に必要となった清掃事業については、資料編5-2-5により県へ報告するものとする。

6 がれき等災害廃棄物の処理

- (1) 災害時にはがれき等の災害廃棄物が発生するため市の関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施するものとする。
- (2) がれきの除去・処理に当たっては可能な限り関係者の同意を得て行い、危険なものや通行上支障のあるものを優先的に収集運搬するなど適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。特にアスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、市民の健康に十分配慮するものとする。
- (3) 単独でがれきの除去・処理が困難な場合は必要に応じて県、他の市町村に応援を要請するものとする。

7 災害時における動物の管理等

市は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所や応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講じるものとする。

《関係資料》

資料編 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

12-1 清掃・衛生関係一覧表

※群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

第2節 防疫活動

【健康づくり班、環境政策班、環境保全班、県】

市及び県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に密接な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

特に、新型インフルエンザ対策については、近年、東南アジア地域に加え、隣国の中国においても高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染例が数多く報告され、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ発生の可能性が日に日に増加している。

本市においても、国及び県と連携し新型インフルエンザの発生前段階及び発生段階に応じて迅速かつ適切な対応を図るものとする。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

1 県の防疫活動

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。特に、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等の措置を講じる。
- (2) 関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関を始めとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。
- (3) 患者等に対して二次感染防止等の保健指導を行う。
- (4) 市に対して消毒等の防疫活動に係る指示等を行う。
- (5) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条に規定する予防接種を実施する必要があると認めるときは、当該予防接種を行い、又は市に対して行わせる。
- (6) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動を行う。
- (7) その他、感染症法の規定に基づく必要な措置を自ら実施(消毒措置の実施、鼠族、昆虫等の駆除)、又は市への指示等を行う。

2 市の防疫活動

- (1) 県(感染症・がん疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ 鼠族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 指定避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
 - オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
 - カ 新型インフルエンザについては、「伊勢崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」により必要な対策を行う。
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・がん疾病対策課)に協力を要請する。
- (4) その他、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講じる。

(5) 災害時における防疫に関することは、資料編5-2-4により県へ報告するものとする。

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、痘そう
二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1に限る)、結核、重症急性呼吸器症
候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、
三類感染症：腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢
四類感染症：鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、ボツリヌス
症、マラリア、野兎病 外
五類感染症：インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)、麻しん、ウイルス性肝炎(E型
肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染
症、梅毒、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

(「感染症法」改正 令和元年9月14日施行)

《関係資料》

資料編 5-2-4 防疫関係被害状況報告

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

【市民班、社会福祉班、消防対策部、警察機関、県、自衛隊】

市は、関係機関と連携のうえ、行方不明者の捜索、遺体の収容・処理及び埋火葬についての必要な措置を講じる。ただし、救助法が適用された場合は、救助法に基づき捜索・収容及び埋火葬を行う。

1 行方不明者の捜索

市、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。

2 遺体の収容

発見された遺体は、市及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うため、あらかじめ関係機関との協議により定めた場所に収容するものとする。

3 検視・死体調査及び検案

警察機関は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。
- (2) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。

- (4) 県(食品・生活衛生課)は、埋火葬について市から応援の要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、市は適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

【企画調整班、国際班、ライフライン事業者、放送・報道機関、その他の防災関係機関】

1 広報活動

(1) 市及びライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

発生した地震の震源・規模	避難時の注意事項
被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
地震の可能性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
指定避難所等の名称・所在地・対象地区	住民の安否

広報媒体

ア 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努めるものとする。

広報紙、市ホームページ、テレビ、ラジオ、同報系無線、Lアラート、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等

イ 広報車は原則として、市所有のものを使用するが、車両の不足が生じた場合は、消防機関、警察機関、その他の防災関係機関の協力を得て車両による広報活動を実施する。

ウ 避難所への情報伝達には、電話、FAX、インターネット等を利用し、避難所管理者が拡声器及び掲示板等により避難者への周知を図る。

(3) 情報提供機関の連携

市及び県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(4) 要配慮者への配慮

市、県及びライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(5) 情報の入手が困難な者への配慮

市及び県は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

(1) 窓口の設置

市は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

3 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

4 被災者相談窓口の開設

市民からの相談、要望、苦情等の広聴活動を積極的に展開するために被災者相談窓口を開設し、聴取した要望・苦情は、速やかに関係部・班及び関係機関へ連絡し、早期解決に努めるものとする。

《関係資料》

資料編 1-5	伊勢崎市防災行政用無線局管理運用規程
1-6	伊勢崎市戸別受信方式受信機管理規程

第9章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要がある。これらについて、関係機関は適切な措置を講じる必要がある。

第1節 社会秩序の維持

【警察機関、防犯協会、安心安全班】

1 安全確保

警察機関は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 犯罪の取締り

警察機関は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

伊勢崎警察署等においては、防犯協会等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに市民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

【商工労働班、安心安全班、県、警察機関】

1 需給状況の監視及び指導

市は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

2 安定供給の要請

市は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請するものとする。

3 消費者の保護

市は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、県(消費生活課)及び警察と連携して取締りに努めるものとする。

第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するため公共土木施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

【市、各施設管理者、公共土木施設の管理者】

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 市及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 市は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、市は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

【土木班、道路維持班、公共土木施設の管理者】

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

《関係資料》

資料編 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

第3節 電力施設の応急復旧

【電気事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所等、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 市災害対策本部への連絡

電気事業者は、市災害対策本部に電力供給施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

《関係資料》

資料編 4-1 ライフライン関係連絡先一覧表

第4節 ガス施設の応急復旧

【都市ガス事業者、LPガス事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所等、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 市災害対策本部への連絡

都市ガス事業者は、市災害対策本部にガス供給施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

8 LPガス事業者の実施する応急復旧

LPガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

《関係資料》

資料編 4-1 ライフライン関係連絡先一覧表

第5節 上下水道施設の応急復旧

【上下水道対策部、水道事業者、下水道管理者】

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水施設、給水配管、下水道管渠、下水終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

2 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所等、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車、自動給水分配装置等の代替設備及び災害地域給水拠点等の代替施設を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の上下水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

6 市災害対策本部への連絡

水道事業者及び下水道管理者は、市災害対策本部に上下水道施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

《関係資料》

- 資料編 4-1 ライフライン関係連絡先一覧表
7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
※群馬県水道災害相互応援協定

第6節 電気通信設備の応急復旧

【電気通信事業者】

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所等、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- イ 指定避難所等又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ウ 「災害用伝言ダイヤル 171」及び「災害用伝言板（web171）」、「災害用伝言板」の提供の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

6 市災害対策本部への連絡

電気通信事業者は、市災害対策本部に通信施設の被害状況及び応急復旧の見通し等の情報を提供するものとする。

《関係資料》

資料編 4-1 ライフライン関係連絡先一覧表

第11章 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害・土砂災害、地すべり、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講じる必要がある。

第1節 二次災害の防止

【農政班、土地改良班、土木班、建築班、建築指導班、住宅班、消防対策部、消防機関、県、警察機関、用排水農業用施設管理者、危険物施設等の管理者】

1 二次災害の防止活動

市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検については専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、二次災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を災害発生後速やかに実施し、必要に応じて、応急措置を行うとともに、二次災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (2) 市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

4 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 市、県、消防機関、警察機関等は、危険物、有害物質の漏えい及び石綿の飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊

急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

《関係資料》

資料編 16-1 群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱

16-2 群馬県被災宅地危険度判定実施要綱

※重要水防箇所一覧（伊勢崎市水防計画）

第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、市及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

【市民活動班、人権班、国際班、社会福祉班、災害ボランティアぐんま、社会福祉協議会、安心安全班】

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
情報連絡	救護(医師、看護師、救命講習修了者等)
給食、給水	建物応急危険度判定(建築士会等)
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定(建築士会等)
入浴サービスの提供	外国語通訳
指定避難所等の清掃	手話通訳
ゴミの収集・廃棄	介護(介護福祉士等)
高齢者、障害者等の介助	保育
防犯	アマチュア無線
ガレキの撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
家庭動物の保護	

2 受入窓口の開設

市、伊勢崎市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、伊勢崎市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

(具体的な取組事項)

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティア本部の設置、運営に関する検討等

また、伊勢崎市災害ボランティアセンターは、群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」に対し、ボランティアの受入れ等に必要な支援の要請や連絡調整を行うものとする。

3 ボランティアニーズの把握

市及び伊勢崎市災害ボランティアセンターは、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

伊勢崎市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこ

これらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

また、市単独のボランティアでは人材が不足する場合は、県(県民活動支援・広聴課)にボランティアの派遣を要請し、受け入れるものとする。

5 ボランティア活動の支援

市は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンターの運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、県(県民活動支援・広聴課)、市及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

【総務対策部、財政班、社会福祉班、健康づくり班、県、その他の防災関係機関】

1 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(2) 受入機関の決定

市は、県と調整の上、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。

(4) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(5) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については、市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県(健康福祉課)と市とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(6) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(7) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

市は、義援金を募集するときは、「義援金募集・配分委員会」を設置し、募集方法、募集期間及び配分方法等を協議するものとする。

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

- ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。
- イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。
- ウ 義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

【要配慮者利用施設の管理者、教育対策部、福祉こども対策部、長寿社会対策部、健康推進対策部、市民対策部、消防対策部、警察機関、地域住民、自主防災組織】

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、市、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

- ア 市は、地震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関から情報を積極的に収集する。
- イ 市長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難指示等の発令を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ウ 市は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、消防機関、地域住民、自主防災組織、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
- イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選択する。
- ウ 指定避難所等における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料、飲料水、生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所等においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生ずる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。
- エ 指定避難所等での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(風水害・雪害、震災災害予防編第4章第1節6 要配慮者利用施設のとおり)

(2) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災したとき、市長から避難指示等の発令があったとき又は地震による二次災害等により施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

- ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、市、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、消防機関、地域住民、自主防災組織、警察機関等に応援を要請する。
- ウ 避難した入(通)所者については、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(3) 避難生活

市は、避難者に対する食料・飲料水・生活必需品の供給及び避難者の健康の保持に当たっては、要配慮者に特段の配慮を行うものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、市又は県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。
- ウ 市及び県(要配慮者利用施設所管の各課)は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

第14章 その他の災害応急対策

第1節 災害警備活動

【警察機関】

警察機関は、「群馬県警察災害警備実施要綱」に基づき災害警備活動を実施するものとするが、その概要は次のとおりである。

1 災害警備活動の種類

災害警備活動の種類は、次のとおりとする。

- ア 被害の実態把握等関連情報の収集
- イ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助
- ウ 被災住民等の指定緊急避難場所への誘導
- エ 交通混乱防止のための交通規制措置及び避難誘導路、緊急交通路の確保
- オ 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- カ 被災地及び指定緊急避難場所の警戒
- キ 各種犯罪の予防検挙
- ク 食糧倉庫及び救援物資集積所等の警戒
- ケ 防災関係機関との連絡共助
- コ その他必要な警察活動

2 警備体制の発令

(1) 警備体制の発令は、次表による。

区分	発令する場合	発令者
警戒体制	地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。	警備部長
実施体制	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。	警察本部長

(2) 伊勢崎警察署長は、管内の局地的災害に対しては、前項の発令を待たず自ら警備体制を発令することができる。

3 災害警備連絡室の設置

- (1) 警備部危機管理対策統括官は、準備体制を発令したときは、警備部警備第二課危機管理対策室長を長とする「群馬県警察本部災害警備連絡室」を設置するものとする。
- (2) 伊勢崎警察署長は、準備体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら準備体制を発令したときは、署長を長とする「伊勢崎警察署災害警備連絡室」を設置するものとする。

4 災害警備対策室の設置

- (1) 警備部長は、警戒体制を発令したときは、危機管理対策統括官を長とする「群馬県警察本部災害警備対策室」を設置するものとする。
- (2) 伊勢崎警察署長は、警戒体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら警戒体制を発令したときは、署長を長とする「伊勢崎警察署災害警備対策室」を設置するものとする。

5 災害警備本部の設置

- (1) 警察本部長は、実施体制を発令したときは、警察本部長を長とする「群馬県警察本部災害警備本部」を設置するものとする。
- (2) 伊勢崎警察署長は、実施体制が発令されたとき又は管内の情勢により自ら実施体制を発令したときは、署長を長とする「伊勢崎警察署災害警備本部」を設置するものとする。

6 警備部隊の編成

災害警備実施における警備部隊の編成は、次のとおりとする。

- (1) 一般部隊
 - ア 機動隊
 - イ 管区機動隊
 - ウ 第二機動隊
 - エ 警察本部部隊及び警察学校部隊
 - オ 警察署部隊
- (2) 特科部隊
 - ア 警察本部特科部隊
 - イ 警察署特科部隊

第2節 学校の災害応急対策

【教育総務班、学校教育班、健康給食班】

幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、災害時又は被災のおそれのある場合には、幼児、児童、生徒、学生及び入所者の生命及び身体、学校施設の安全のため、細心の注意を払って予防措置を講じる。万一施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を図る等、早期の授業再開に努めるものとする。

1 地震情報の把握

大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検するものとする。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

市及び学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

(2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(3) 学用品の支給

ア 市は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童、中学校及び中等教育学校(前期課程)生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。

イ 市は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、県(義務教育課・高校教育課)及び教科書

供給業者と協力して教科書を支給する措置を講じるものとする。

(4) 授業料の減免

被災により授業料の減免が必要と認められる生徒については、県又は市の条例に基づき授業料の減免又は猶予を行うものとする。

6 給食の措置

(1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

(2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

7 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

《関係資料》

資料編 15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧表

第3節 文化財施設の災害応急対策

【文化財保護班】

文化財は貴重な財産であることから、被災のおそれがある場合には細心の注意を払って予防措置を講じる。万一被災した場合は、所有者、管理者及び教育委員会と連携を図り、適切な復旧に努めるものとする。

1 地震情報の把握

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講じるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 市は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

《関係資料》

資料編 14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

第4節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

【関東財務局、日本郵便㈱、日本銀行】

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講じるものとする。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講じる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう、要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

ア 関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

(ア) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。

(イ) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行う。

(ウ) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとる。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

イ 関東財務局(前橋財務事務所)は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、保険会社に対し、次のような非常金融措置をとるよう、あっせん、指導等を行うものとする。

(ア) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行う。

(イ) 生命保険料又は損害保険料の支払いについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じる。

(3) 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図るものとする。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護措置

救助法の適用が決定された場合に、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 指定避難所等における臨時の郵便差出箱の設置
- (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第5節 労働力の確保

【公共職業安定所】

1 求人の申込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

2 労働者の確保及び紹介

前項の申込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

3 賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第6節 災害救助法の適用

【県（危機管理課）】

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めるときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市の長が行うこととすることができる。

2 災害救助法の適用基準

救助法は、次のいずれかの場合に市ごとに適用される。

- (1) 市の区域内において、100以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、市の区域内の50以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

3 救助の種類

救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、厚生労働省が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 適用手続き

救助法の適用手続きは、次による。

- (1) 市からの被害報告に基づき、知事(危機管理課)は救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～ 4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

《関係資料》

資料編 17-1 災害救助基準

第7節 動物愛護

【環境保全班、県】

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

- (1) 市は、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局として設置した「動物救護本部」の実施する家庭動物等の収容対策等に協力することとする。
- (2) 市は、動物救護本部に対し、指定避難所等における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。
- (3) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

6. 震災 災害復旧・復興編

災害復旧・復興（震災）

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

2 市民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

3 国等に対する協力の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 市、県その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市、県その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 鉄道事業者は、被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。
- (4) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (6) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、事前に策定した災害廃棄物処理に関する計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省平成29年9月）によるものとする。

(4) 広域応援

- ア 市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。
- イ 県(廃棄物・リサイクル課)は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うものとする。

※平成20年環境政策課が群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定を締結

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 県は、市が復興計画を作成した場合は、当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成するものとする。
- (4) 市は、復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (5) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (6) 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県や関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 市及び県は、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (4) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- (5) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

これらの支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金
- (6) 生活福祉資金(福祉資金一災害援護資金)
- (7) 群馬県・伊勢崎市被災者生活再建支援金

4 税の徴収猶予及び減免等

市及び県は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講じるものとする。

5 雇用の確保

- (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

- (2) 被災者に対する職業の紹介

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

- (3) 職業訓練の充実

産業技術専門校は、失業者(休業者)の転職を容易にするための職業訓練を充実させるものとする。

6 住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 宅地防災工事資金融資
- (4) 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）
- (5) ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

7 恒久的な住宅確保の支援

市及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

市及び県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

10 支援措置の広報等

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、他市町村に避難した被災者に対しても、本市と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

12 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段のひとつであることから、市及び県等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

13 被災者の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

《関係資料》

- | | |
|----------|--------------|
| 資料編 18-1 | 災害弔慰金等の支給制度 |
| 18-2 | 住宅再建・取得の支援制度 |

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業の被災状況の把握

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講じる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証)
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 日本政策金融公庫による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

市及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講じるものとする。

5 支援措置の広報等

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

《関係資料》

- | | |
|----------|----------------------|
| 資料編 18-3 | 中小企業者に対する低金利融資制度 |
| 18-4 | 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度 |

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。
なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講じるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| イ | 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| ウ | 公営住宅法 |
| エ | 土地区画整理法 |
| オ | 感染症予防法 |
| カ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| キ | 予防接種法 |
| ク | 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律 |
| ケ | 下水道法 |
| コ | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |
| サ | 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針 |

第7節 激甚災害法の適用

1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事(危機管理課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、内閣総理大臣に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2 特別財政援助の受入れ

県(関係各課)は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続きを速やかに行うものとする。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業
 - ケ 知的障害者福祉法第19条の規定により県又は市町村が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業
 - コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (a) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (b) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業

- セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)
農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)
農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)
開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
 - (a) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - (b) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)
土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - (a) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - (b) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)
災害関係保証について、保険限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
 - イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
 - ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第 21 条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第 22 条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第 24 条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

1 復旧資金の確保

市及び県は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰り上げ交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について県又は市から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- ア 災害つなぎ資金の融資(短期)
- イ 災害復旧事業資金の融資(長期)
- ウ 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

7. 事故災害 県外の原子力施設事故対策編

県外の原子力施設事故対策

災害対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、市が当たる。また、市の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、県及び国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等が発生した場合は、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の異常事象等に対処した後においても、必要に応じて、空間放射線量率のモニタリングや水道水等の放射性物質検査を実施し、継続して市民に情報提供を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

〈用語の読替え〉

災害対策本部等が設置されたときは、次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部が設置されたとき	□□部○○課	読 み 替 え
		→ □□対策部○○班

第1章 災害予防

第1節 基本方針

1 目的

伊勢崎市内には、原子力施設が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲」にも本市の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本市においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率の測定や水道水等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

3 伊勢崎市地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「2. 風水害・雪害、震災災害予防編」、「3. 風水害・雪害災害応急対策編」及び「4. 風水害・雪害災害復旧復興編」によるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

【災害情報収集担当課（風水害・雪害 災害応急対策編 第2章第1節1 災害情報の収集（4））】

市は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、県と連絡を密にし、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡

【災害情報収集担当課、国、県、その他の防災関係機関】

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、国や県、その他の防災関係機関等からの情報収集に努めることとする。

第2節 空間放射線量率モニタリング等の実施

【施設管理担当課、安心安全課、広報課、県、電気事業者、その他の防災関係機関】

市は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。

実施結果等については、市民等へ積極的に広報するものとする。

1 空間放射線量率モニタリングの実施

市は、県が行っているモニタリングポスト等による観測データの情報収集に努めるものとする。
また、必要に応じて、可搬型測定機による測定等を実施するものとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査の実施

市は、必要に応じて、水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施するものとする。

3 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

市は、必要に応じて、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査実施するものとする。

第3節 市民等への情報伝達・相談活動

【施設管理担当課、安心安全課、広報課、消防機関、国、県、警察機関、電気事業者、その他の防災関係機関】

1 市民等への情報伝達活動

- (1) 市は、国や県等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 市は、県から提供を受けた情報等を、必要に応じて、報道機関の協力や防災行政無線、広報車、インターネット等の伝達手段を複合的に活用し、情報提供をするものとする。
- (3) 市は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤

解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供するものとする。

- (4) 市は、市民等のニーズに応じ、次のような内容を情報提供するよう努める。
 - ア 市内の空間放射線量率に関する情報
 - イ 水道水、県産農林水畜産物、学校給食食材、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果
 - ウ 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 市は、国や県等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応できるよう次のような相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
 - ア 放射線による健康相談窓口
 - イ 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
 - ウ 市内の空間放射線量に関する相談窓口
- (2) 市民からの電話での問い合わせが殺到する場合は、コールセンターを設置し、一元的に対応するものとする。
- (3) 市は、市民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

【農政課、安心安全課、上下水道局総務課、上水道整備課、浄水課、県、その他の防災関係機関】

1 水道水の摂取制限等

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び摂取制限等必要な措置を講じるものとする。

2 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行った場合、又は市にこれらの措置を指示した場合には、市はこれに協力するものとする。

3 食料及び飲料水の供給

市は、風水害・雪害災害応急対策編第8章の食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動に基づき、県と協力して関係市民への応急措置を講じるものとする。

第5節 風評被害等の未然防止

【産業経済部、農政部、広報課、国、県、報道機関】

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行うものとする。

第6節 各種制限措置の解除

【市、国、県、その他の防災関係機関】

市及び県等関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3章 災害復旧対策

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

【施設管理担当課、広報課】

市は、必要に応じて、可搬型測定機による空間放射線量率測定や水道水、学校給食食材、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

【産業経済部、農政部、広報課、国、県、報道機関】

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

【市、国、県、その他の防災関係機関】

市は、空間放射線量率測定の結果等により、市民への健康の影響が懸念される場合は、国及び県と連携し、放射線治療や放射線測定の実験家などを活用して、影響の程度や対策について検討する。

伊勢崎市地域防災計画

平成18年 3月28日 発行
平成19年 4月 1日 改訂 (機構改正)
平成21年 4月 1日 改訂 (機構改正)
平成24年11月16日 改訂
平成26年 3月17日 改訂
平成27年12月18日 改訂
平成29年12月21日 改訂
令和 3年 2月 1日 改訂
令和 3年12月23日 改訂

編集・発行

伊勢崎市防災会議

伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市総務部安心安全課内
電話0270(24)5111